

平成23年度

総務行政の概要

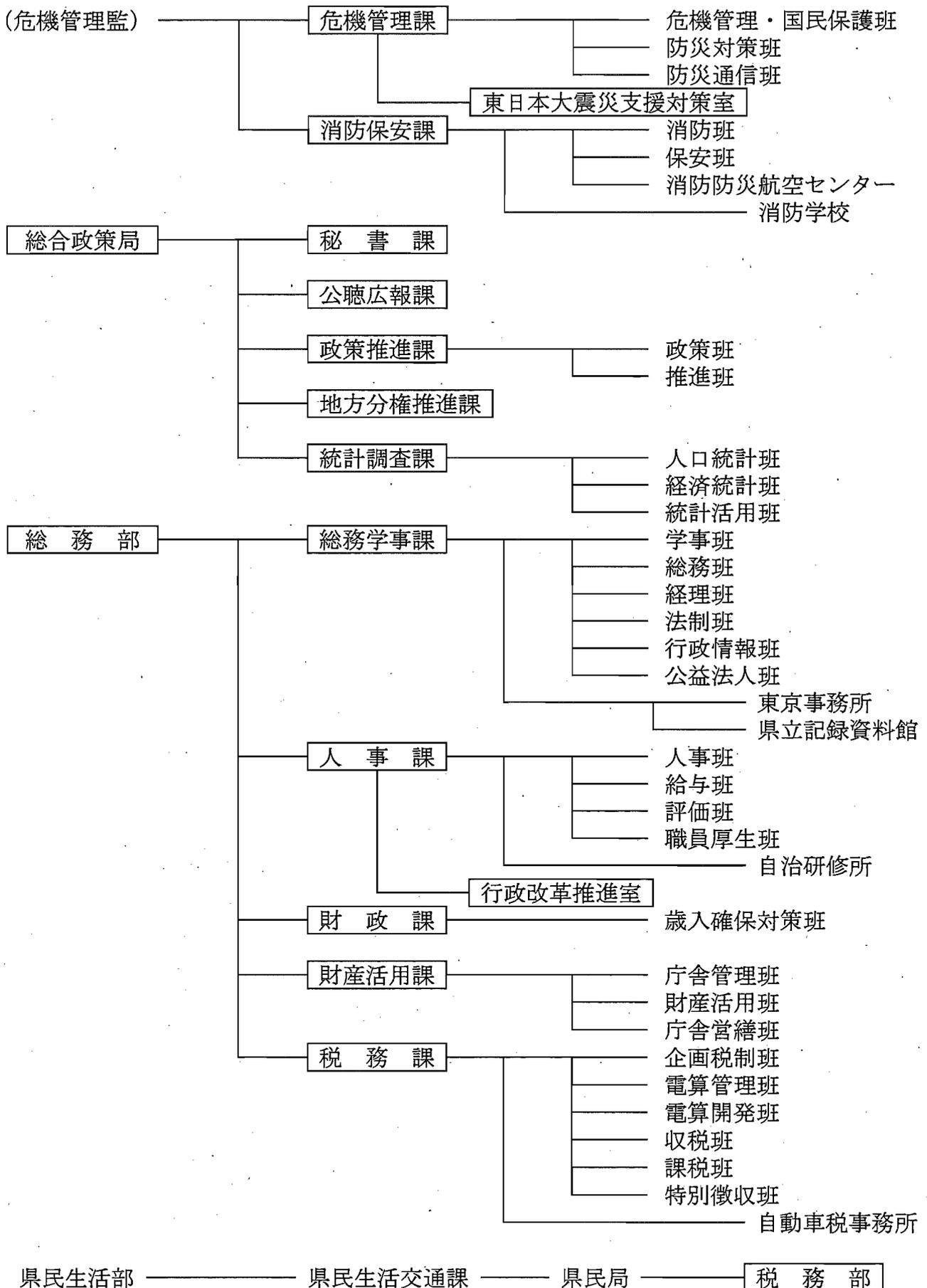
岡山県

知事直轄、総合政策局、総務部

目 次

第1 組	組 織	1
第2	機構系統別事務分掌	
1	各課（室）及び出先機関等事務分掌	
(1)	知事直轄	
ア	本庁	
	危機管理課	2
	東日本大震災支援対策室	2
	消防保安課	2
イ	出先機関	
	消防学校	2
(2)	総合政策局	
	秘書課	3
	公聴広報課	3
	政策推進課	3
	地方分権推進課	3
	統計調査課	3
(3)	総務部	
ア	本庁	
	総務学事課	4
	人事課	5
	行政改革推進室	5
	財政課	5
	財産活用課	6
	税務課	6
イ	出先機関等	
	東京事務所	7
	県立記録資料館	7
	自治研修所	7
	自動車税事務所	7
(4)	県民局税務部各課	9
2	委員会、審議会、協議会等一覧	11
第3	主な施策・事業	13
第4	主要事業	
	危機管理課	15
	東日本大震災支援対策室	16
	消防保安課	16
	公聴広報課	19
	政策推進課	19
	地方分権推進課	20
	統計調査課	20
	総務学事課	23
	人事課	25
	行政改革推進室	26
	財政課	28
	財産活用課	29
	税務課	29
第5	総務部予算の概要	33

第1 組織



第2 機構系統別事務分掌

1 各課（室）及び出先機関等事務分掌

(1) 知事直轄

ア 本庁

課（室）名	班 名	分 掌 事 務
危機管理監 1名		1 危機管理に係る体制強化等危機管理の総合調整に関すること
危機管理課 17名	危機管理・ 国民保護班	1 危機管理の総合調整に関すること 2 国民保護に関すること 3 原子力防災に関すること 4 自衛官の募集に関すること
	防災対策班	1 災害対策の総合調整に関すること 2 防災会議及び災害対策本部に関すること 3 風水害等防災対策に関すること 4 東南海・南海地震等地震・津波対策に関すること
	防災通信班	1 防災情報ネットワークの整備及び運用に関すること 2 防災行政無線その他無線施設の維持管理に関すること
	東日本大震災 支援対策室 1名	1 東日本大震災総合対策本部に関すること 2 東日本大震災支援県民会議に関すること 3 平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者への支援に係る総合調整に関すること
消防保安課 11名	消 防 班	1 市町村の消防に関すること 2 消防学校に関すること
	保 安 班	1 火薬類の取締りに関すること 2 消防危険物の規制に関すること 3 高圧ガスの取締りに関すること 4 電気工事業の業務の適正化に関すること 5 電気工事士に関すること 6 電気用品の取締りに関すること 7 石油コンビナートの災害防止及び石油コンビナート等防災本部に関すること
	消防防災航 空センター	1 消防防災ヘリコプターの運航に関すること

イ 出先機関

課（室）名	所在地	課 名	分 掌 事 務
消防学校 7名	岡山市東区 瀬戸町肩脊 1170		1 教育訓練計画の樹立及び実施に関すること 2 訓練生の入校、退校、卒業その他身分の取扱いに関すること 3 訓練生の指導に関すること 4 その他教務に関すること

(2) 総合政策局

課(室)名	班名	分掌事務
総合政策局 4名		1 局の総括に関する事
秘書課 9名		1 知事及び副知事の秘書に関する事 2 庁内の儀式に関する事 3 栄典及びほう賞に関する事 4 陳情の処理に関する事
公聴広報課 10名		1 県の行政施策の広報に関する事 2 県が行う広報活動の調整に関する事 3 市町村の広報及び公聴活動に係る助言及び連絡調整に関する事 4 報道機関及び広報関係団体との連絡に関する事 5 県政に係る公聴に関する事
政策推進課 11名	政策班	1 政策の企画及び立案に関する事 2 県行政の長期構想並びに中期行動計画の策定及び推進に関する事
	推進班	1 政策の推進に関する事 2 県政の重要課題についての国への提言及び要望に関する事 3 行政評価に関する事 4 政策推進会議に関する事
地方分権推進課 6名		1 地方分権改革の推進に関する事 2 政令市等との連携に係る連絡調整に関する事 3 道州制の推進に関する事 4 全国知事会等に関する事
統計調査課 28名	人口統計班	1 労働力調査及び毎月勤労統計調査に関する事 2 家計調査に関する事 3 社会生活基本調査に関する事 4 岡山県毎月流動人口調査に関する事 5 国勢調査に関する事
	経済統計班	1 経済センサスに関する事 2 工業統計調査に関する事 3 生産動態統計調査及び商業動態統計調査に関する事 4 特定サービス産業実態調査に関する事 5 鉱工業指数に関する事 6 小売物価統計調査及び個人企業経済調査に関する事 7 農林業センサス及び漁業センサスに関する事
	統計活用班	1 学校基本調査及び学校保健統計調査に関する事 2 県民経済計算及び産業連関表に関する事 3 統計研修に関する事 4 統計関係者の叙勲、褒章、表彰に関する事 5 統計教育・統計グラフコンクールに関する事 6 統計の利活用に関する事

(3) 総務部
ア 本庁

課(室)名	班名	分掌事務
総務部 2名		1 部の統括に関する事
総務学事課 55名	学事班	1 私立学校、私立専修学校及び私立各種学校並びに学校法人の認可に関する事 2 私立学校審議会に関する事 3 私学助成に関する事 4 宗教法人に関する事 5 (学)吉備高原学園に関する事 6 公立大学法人岡山県立大学に関する事
	総務班	1 知事直轄、総合政策局及び総務部内(以下「部内」という)職員の身分取扱い、研修及び福利厚生に関する事 2 部内事務処理合理化の実施及び調整並びに行政資料の整理保管に関する事 3 行幸啓等及び皇室に関する事 4 東京事務所に関する事 5 名誉県民顕彰制度に関する事 6 岡山県土地開発公社、社団法人岡山県総合協力事業団、財団法人岡山県福祉事業団、社団法人岡山県農地開発公社、社団法人岡山県畜産公社、社団法人おかやまの森整備公社、財団法人岡山県環境保全事業団及び岡山県下水道公社の業務と県行政の総合調整及び当該業務の監理の統括に関する事 7 部内各課の連絡調整及び部内各課の所管に属さない事項並びに他の部局の分掌に属さない事項に関する事 8 知事及び総務部長の職印並びに県印の管守に関する事 9 文書の收受、配布及び発送に関する事 10 証明事務の統括に関する事 11 部内の重点施策の策定及び調整に関する事 12 重点事業実施の総合調整及び進行管理に関する事 13 岡山県三木記念事業に関する事 14 行政対象暴力対策に関する事 15 岡山県県民栄誉賞に関する事
	経理班	1 部内の予算、決算及び経理事務に関する事 2 部内の物品の管理保管に関する事
	法制班	1 法令の審査に関する事 2 法令及び例規の整備保管に関する事 3 県公報に関する事 4 行政書士に関する事 5 法制審議会に関する事 6 訴訟に関する事
	行政情報班	1 行政情報の公開に関する事 2 県の保有する個人情報の保護に関する事 3 行政情報公開・個人情報保護審査会に関する事 4 行政情報公開制度運営審議会に関する事

課(室)名	班名	分掌事務
総務学事課	行政情報班 続き	5 完結文書の保存、整理及び廃棄に関すること 6 文書事務の指導に関すること 7 知事の資産等の公開に関すること 8 県立記録資料館に関すること 9 公印の改廃に関すること
	公益法人班	1 公益法人の総括に関すること 2 岡山県公益認定等委員会に関すること
人事課 30名	人事班	1 職員の定数管理に関すること 2 職制に関すること 3 職員の任免、表彰及び服務に関すること 4 職員の勤務時間その他勤務条件に関すること 5 職員の勤務評定に関すること 6 人事委員会との連絡に関すること
	給与班	1 職員の給与に関すること 2 特別職報酬等審議会に関すること 3 非常勤職員の公務災害補償に関すること 4 地方公務員災害補償基金岡山県支部に関すること
	評価班	1 人事評価制度に関すること 2 自治研修所に関すること 3 職員の分限、懲戒に関すること
	職員厚生班	1 職員の健康管理に関すること 2 職場環境管理に関すること 3 安全衛生体制整備に関すること 4 職員の福利厚生に関すること 5 ライフプラン対策に関すること 6 恩給に関すること 7 児童手当、子ども手当及び叙勲に関すること 8 財産形成貯蓄に関すること 9 地方職員共済組合岡山県支部及び財団法人岡山県職員互助会に関すること
	行政改革推進室 6名	1 行政改革の推進に関すること 2 行政組織に関すること(職制を除く) 3 職員の定数に関すること(管理を除く) 4 行政考査に関すること 5 職員提案制度に関すること 6 監査委員との連絡に関すること 7 外部監査制度に関すること 8 事務改善に関すること 9 指定管理者制度・PFI制度の導入の推進に関すること
財政課 16名	歳入確保対策班	1 歳入確保対策の総合調整に関すること
		1 予算の編成に関すること

課(室)名	班名	分掌事務
財政課続き		2 予算執行の調整及び調査に関すること 3 基金(定額の資金を運用するための基金を除く)の管理に関すること 4 県議会との連絡に関すること 5 その他財政に関すること
財産活用課 17名	庁舎管理班	1 県庁舎の管理及び秩序の維持に関すること 2 遺失物に関すること 3 財産活用課管理に係る県公舎の管理に関すること 4 庁内の電話設備その他通信施設の維持管理に関すること 5 本庁舎の案内業務に関すること
	財産活用班	1 公有財産及び債権に関する事務の総括に関すること 2 公有財産の取得、管理、処分及び活用に関すること 3 土地の取得または処分に係る総合調整に関すること 4 岡山県職員の職務発明等に関する規程の事務に関すること 5 土地開発基金の運用に関すること 6 国有財産(国土交通省所管に属するものを除く)に関すること 7 国有資産等所在市町村に対する交付金に関すること 8 公有財産審議会に関すること
	庁舎営繕班	1 県庁舎の建設及び保守営繕に関すること 2 県庁舎の電気設備、機械設備等の維持管理に関すること 3 県公舎の建設及び維持管理に関すること 4 分庁舎の建設及び維持管理に関すること 5 知事部局の県有施設に係るエネルギー管理に関すること
税務課 32名	企画税制班	1 税務行政の企画及び運営に関すること 2 租税制度及び税制改正に関すること 3 県税条例及び通達に関すること 4 県民局税務部との連絡調整に関すること 5 自動車税事務所の管理に関すること 6 税務訴訟及び不服申立てに関すること 7 地方税の電子化に関すること 8 「岡山地方税務協議会」に関すること 9 税務広報に関すること 10 ふるさと納税の推進に関すること 11 個人県民税の特別徴収の推進に関すること 12 OSS(ワンストップサービスシステム)に関すること
	電算管理班	1 税務事務トータルシステムの運用に関すること 2 電子申告・納税システムの運用に関すること
	電算開発班	1 税務事務トータルシステムの再開発に関すること 2 県税事務研究会電算部会に関すること
	収税班	1 県税の徴収対策に関すること 2 県税の収納管理に関すること 3 県税の予算及び決算に関すること 4 地方交付税(基準財政収入額)及び地方譲与税に関すること 5 市町村交付金に関すること

課(室)名	班名	分掌事務
税務課続き	課税班	1 県税(県たばこ税を除く)及び地方法人特別税の賦課徴収に係る企画及び指導に関すること 2 県税の特例措置に関すること 3 法人県民税及び法人事業税の電子申告に関すること 4 自動車税事務所に関すること 5 地方消費税の賦課及び県たばこ税の賦課徴収に関すること 6 不正軽油対策に関すること 7 軽油引取税の犯則取締りに関すること 8 納税対策等補助金に関すること
	特別徴収班	1 岡山県滞納整理推進機構に関すること 2 個人住民税等の滞納整理に関すること 3 市町村との連絡調整に関すること 4 悪質滞納者への対応に関するプロジェクトチームに関すること

イ 出先機関

出先機関名	所在地	課名	分掌事務
東京事務所 16名	東京都千代田区平河町 2-6-3 都道府県会館10階	総務課	1 国会、中央各省庁及び東京岡山県人会その他関係機関との連絡、調査及び折衝に関すること 2 首都圏観光戦略に関すること 3 庶務に関すること
		企業誘致課	1 企業誘致に関すること
県立記録資料館 4名	岡山市北区 南方2-1 3-1		1 記録資料の収集、整理、保存及び閲覧その他の一般の利用に関すること 2 記録資料についての調査研究、専門的な知識の普及及び啓発に関すること 3 県政史、資料集の編さん及び刊行に関すること
自治研修所	岡山市北区 京山1-9 -1		1 研修の企画、調査及び研究に関すること 2 研修の実施及び研修結果の分析に関すること 3 研修を受ける者の服務に関すること 4 その他研修の実施のために必要な業務に関すること
自動車税事務所 23名	岡山市中区 藤原12	総務収税課	1 庶務に関すること 2 広報に関すること 3 職員の研修に関すること 4 証紙代金収納計器の始動票札の管理に関すること 5 徴収金の徴収及び滞納処分に関すること(県外分) 6 徴収金の執行停止及び不能欠損処分に関すること 7 滞納処分の引継ぎに関すること

出先機関名	所在地	課名	分掌事務
自動車税 事務所続き		課税管理課	自動車税及び自動車取得税に係る事務 1 徴収金の収納及び管理に関する事 2 過誤納徴収金の還付又は充当に関する事 3 指名債権譲渡通知書に関する事 4 預金口座振替に関する事 5 督促状の発付及び滞納処分票の作成に関する事 自動車税（普通徴収分）に係る事務 1 賦課に関する事 2 課税免除、非課税、減免に関する事 3 課税取消及び課税保留に関する事 4 住所、氏名等の変更に伴う課税データの処理に 関すること 5 申告書データの修正及び管理に関する事
		審査課	自動車税（証紙徴収分）及び自動車取得税に係る事 務 1 申告書の審査及び申告指導に関する事 2 賦課及び更正、決定に関する事 3 徴収金の収納及び納税証明書の交付に 関すること

(4) 県民局税務部各課

局 名	課 名	分 掌 事 務
備 前 95名	収納管理課	<ol style="list-style-type: none"> 1 徴収金の収納及び管理に関する事 2 過誤納徴収金の還付又は充当に関する事 3 滞納処分票の作成及び督促状の発付に関する事 4 納税証明書の交付に関する事 5 預金口座振替に関する事 6 税務広報に関する事 7 その他他課の分掌に属しない県税に関する事 8 庶務に関する事
	収 税 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 徴収金の徴収及び滞納処分に関する事 2 滞納処分の執行停止及び欠損処分に関する事 3 滞納処分の引継ぎに関する事
	滞納整理課	<ol style="list-style-type: none"> 1 徴収金の徴収及び滞納処分に関する事 2 滞納処分の執行停止及び欠損処分に関する事 3 滞納処分の引継ぎに関する事 4 差押物件の換価・配当に関する事 5 差押の解除に関する事
	直 税 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 県民税・事業税、狩猟税及び鉾区税の賦課に関する事 2 外形標準課税対象法人の賦課及び調査に関する事 3 自動車税、自動車取得税の課税免除に関する事 4 特例条例の処理に関する事 5 法人県民税・事業税の電子申告等に関する事
	不 動 産 取 得 税 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 不動産所得税の賦課及び減免に関する事 2 特例条例の処理に関する事 3 家屋評価員の育成指導に関する事 4 固定資産税（徴収関係除く）の助言に関する事
	間 税 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 ゴルフ場利用税、軽油引取税及び産業廃棄物処理税の賦課及び調査に関する事 2 産業廃棄物処理税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税の調査及び犯則取締りに関する事
備 中 69名	収納管理課	「備前」の「収納管理課」に同じ
	収 税 課	「備前」の「収税課」に同じ
	滞納整理課	「備前」の「滞納整理課」に同じ
	課 税 課	「備前」の「直税課」「間税課1」に同じ（特定配当等に係る県民税、特定株式等譲渡所得金額に係る県民税及び鉾区税除く。）
	不 動 産 取 得 税 課	「備前」の「不動産取得税課」に同じ

局名	課名	分掌事務
美作 28名	収税課	「備前」の「収納管理課」「収税課」「滞納整理課」に同じ
	課税課	「備前」の「直税課」「不動産取得税課」「間税課1」に同じ（特定配当等に係る県民税、特定株式等譲渡所得金額に係る県民税及び鉾区税除く。）

2 委員会、審議会、協議会等一覧（※法令に基づくもの）

所管課(室)名	名 称	根 拠 条 例 等	担 任 す る 事 務
危機管理課	岡山県災害対策本部	災害対策基本法	緊急災害予防及び災害の緊急復旧等に関する事務
	岡山県防災会議	災害対策基本法	地域防災計画の作成及び実施の推進、災害発生時における関係行政機関等との連絡調整等に関する事務
	岡山県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	国民の保護のための措置に関する重要事項の審議及び意見の具申に関する事務
消防保安課	岡山県石油コンビナート等防災本部	石油コンビナート等災害防止法	石油コンビナート等防災計画の作成及び実施の推進、災害発生時における関係行政機関等との連絡調整に関する事務
	広島県及び岡山県石油コンビナート等防災本部協議会	石油コンビナート等災害防止法	福山・笠岡地区特別防災区域に係る石油コンビナート等防災計画の作成及び実施の推進に関する事務
総務学事課	岡山県三木記念事業基金運営審議会	岡山県附属機関条例	岡山県三木記念事業基金の運営に関する重要事項について審議及び意見の具申に関する事務
	岡山県私立学校審議会	私立学校法	私立学校（私立大学及び私立高等専門学校を除く）、私立専修学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設立等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関する事務
	岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会	岡山県附属機関条例	岡山県行政情報公開条例の規定による諮問に係る不服申立て及び行政情報の公開の総合的な推進に関する重要施策についての調査審議及び意見の具申並びに岡山県個人情報保護条例の規定による諮問に係る不服申立て及び個人情報の保護に関する重要施策についての調査審議及び意見の具申に関する事務

所管課(室)名	名 称	根 拠 条 例 等	担 任 す る 事 務
総務学事課	岡山県公益認定等委員会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	公益認定等に関する調査審議及び意見の具申、措置をとるべき旨の勧告並びに公益法人等に対する報告徴収及び立ち入り検査等に関する事務
人 事 課	岡山県特別職報酬等審議会	岡山県附属機関条例	議会の議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額についての審議及び意見の具申に関する事務
	岡山県公務災害補償等認定委員会	非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	議会の議員その他の非常勤の職員について、災害が発生した場合、その災害が公務上の災害又は通勤災害であるかどうかについての意見の具申に関する事務
	岡山県公務災害補償等審査会	非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	公務災害又は通勤災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施についての不服の申立に対する審査裁定に関する事務
行政改革推進室	岡山県地方独立行政法人評価委員会	岡山県地方独立行政法人評価委員会条例	地方独立行政法人の業務の実績に関する評価並びに中期目標を定めるとき等の調査審議及び意見の具申に関する事務
財産活用課	岡山県公有財産審議会	岡山県附属機関条例	公有財産に関する重要事項の調査審議及び意見の具申に関する事務

第3 主な施策・事業

1 防災・危機管理対策の推進	大規模な自然災害や事故災害、武力攻撃事態等に迅速・的確に対応するため、防災・危機管理体制の整備を図るとともに、県内市町村及び防災関係機関との緊密な連携のもとに、各種災害等への防災・危機管理対策を積極的に推進する。
2 東日本大震災支援対策の推進	東日本大震災の被災地に対する物的支援や人的支援などの各部局における具体的な被災者等の支援に係る総合調整を行い、最大限の支援を図る。
3 消防・保安対策の推進	消防団活性化のための啓発支援事業や消防救急無線のデジタル化による「無線の広域化・共同化」、消防防災ヘリコプターの運航等により消防防災力の一層の強化を図るとともに、コンビナート防災体制の強化を積極的に推進する。
4 公聴活動の推進	「対話の県政」「開かれた県政」を推進するため、「青空知事室」や「マルチメディア目安箱」を実施し、県民の県政に対する意見・要望を的確に把握する。
5 広報活動の推進	各種広報媒体の特色を生かしたわかりやすい広報を実施するとともに、岡山県の有する優れた魅力を広く県内外にPRし、イメージアップを図る。
6 「新おかやま夢づくりプラン」の推進	県政の基本目標である「快適生活県おかやま」の実現を目指し、施策の重点化、効率化を図りながら、全庁的な推進体制で、「新おかやま夢づくりプラン」を着実に推進する。
7 部局横断型政策課題への取組の促進	政策推進会議の開催により県庁内部における政策議論の活性化や方針決定の迅速化を図るなど、部局横断型政策課題への取組の促進を図る。
8 地方分権の推進	<p>全国知事会や地方六団体と連携しながら、国に対し、地方の実情や意見を反映した地方分権改革となるよう強く働きかける。</p> <p>また、県内市町村等との連携を強化しつつ、国の動向も注視しながら、市町村の意向に応じた柔軟な事務・権限の移譲に取り組む。</p>
9 道州制の導入促進	シンポジウム等の開催により、道州制の意義などを積極的に発信し、導入に向けた気運を醸成するとともに、中四国州の実現に向けた広域連携に関するモデル事業等を推進する。
10 県施策の推進に資する統計情報の活用	各種統計調査等において円滑な実施、精度の向上に努めるとともに、これまで蓄積した統計情報等の活用を促進し、より効果的な県の施策の企画立案、推進等に資する。

11 情報公開の推進と個人情報情報の保護	<p>県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政を一層推進するため、行政情報の公開の総合的な推進を図る。</p> <p>また、個人情報の保護を推進する。</p>
12 私学教育の振興	<p>独自の建学精神と教育方針のもとに特色ある教育活動を行う私学に対して、私学経営の健全性を高め、教育条件の維持向上と保護者負担の軽減を図るため、各種補助事業を通じて、私学の振興に努める。</p>
13 公立大学法人岡山県立大学の運営	<p>平成19年4月1日に設立された公立大学法人岡山県立大学の設立団体として、地方独立行政法人法に基づく中期目標の指示、中期計画の認可等を行ったところであり、県立大学が法人化のメリットを生かして魅力ある大学づくりを行うよう働きかける。</p>
14 公益法人事務の推進	<p>民による公益の増進を目指して施行された新しい公益法人制度下において、岡山県公益認定等委員会と緊密に連携を図りながら、適切な制度運用に努める。</p>
15 行財政改革の推進	<p>平成20年12月に策定した「岡山県行財政構造改革大綱2008」に基づき、歳入と歳出のバランスがとれた持続可能な財政構造を確立するとともに、組織・職員数のスリム化、職員の意識改革、仕事のやり方の見直しなど行政システムの再構築に取り組む。</p>
16 歳入確保対策の取組 (1) 県税収入の確保	<p>「岡山県行財政構造改革大綱2008」における歳入確保の今後の取組方針に掲げる県税の収入率の確保に向けて、滞納処分をさらに強化し、債権のみならず動産、不動産及び自動車など幅広い財産の調査を行うことはもとより、財産が判明した場合は、時間をおくことなく迅速に差押え並びに公売及び取立てを行うものとする。また、税源移譲に伴い、未収額に占める個人県民税の割合が大きくなっていることを踏まえ、「岡山県滞納整理推進機構」を通じて、徴収面において直接的な支援を行うとともに、個人県民税の特別徴収制度の周知と特別徴収未実施の事業者への働きかけを市町村と連携して行うなど個人県民税の滞納対策をさらに強化し、滞納額の縮減に努める。</p>
(2) その他の取組	<p>毎年度、安定的に収入を見込むことができる歳入を確保する観点から、これまで取り組んできたネーミングライツや有料広告事業のさらなる拡充を図るなど、引き続き、あらゆる取組を進め、持続可能な財政構造を確立する。</p>

第4 主要事業

危機管理課

1 防災・危機管理体制の整備

県民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす大規模な自然災害や事故災害、テロ、武力攻撃災害等が発生又は発生するおそれがある場合において、情報の収集伝達や応急対策を迅速かつ的確に行い、被害を最小限にとどめるため、防災・危機管理体制の整備を行う。

(1) 危機管理チームの設置・運営と県民局の体制整備

危機管理監と庁内各部主管課長等からなる「危機管理チーム」を設置しており、相当の被害が発生するおそれがある場合等において、全庁的な危機管理業務を一元的に行う。

県民局には、防災・危機管理を担当する地域防災監を、地域事務所には防災・危機管理責任者である所長を配置するなど、県民局・地域事務所の防災・危機管理体制を整備し、組織的に迅速かつ的確な対応を行う。

(2) 防災訓練の実施

大規模な自然災害等発生時に、県・市町村・防災関係機関が相互に連携し、組織的な防災体制の確立や、災害応急対策を迅速かつ的確に行えるよう、水害特別防災訓練や住民参加による総合防災訓練、地震・津波に対する図上防災訓練、原子力防災訓練等を実施する。

(3) 24時間防災・危機管理体制

夜間及び休日における災害情報等の収集・伝達等の初動対応を行う危機管理要員を集中配備室に配置するとともに、必要に応じ、県庁近隣の待機職員がその指示等に当たるなど、24時間体制で対応する。

2 地域防災力の向上

市町村や地域の防災関係団体等との連携のもとに、災害発生に伴う初動活動や住民への情報伝達状況等、県全体の防災体制を随時見直しながら、地域防災力の向上を図る。

(1) 岡山県防災対策基本条例の周知等

岡山県防災対策基本条例は、公助・自助・共助を基本に、県、市町村はもとより、県民、自主防災組織、事業者及び防災ボランティアがそれぞれの責務・役割を果たし、かつ協働することにより、防災対策を実施していくことを基本理念としており、引き続き、この周知に努め、地域防災力の向上に取り組む。

(2) 防災意識の高揚と自主防災組織の設置促進等

防災週間（8月30日～9月5日）等の様々な機会をとらえ、市町村や防災関係機関、地域の関係団体との協働による防災啓発活動を実施する。

また、地域の防災活動に大きな役割を果たす自主防災組織の設置促進や活性化を図るため、その防災資機材の整備や研修会等を補助する市町村に対して助成支援を行う。併せて、災害時における事業所等民間団体による協力支援体制の整備を進める。

(3) 地震・津波対策の推進

平成23年東北地方太平洋沖地震が、非常に広い区域、エリアで発生したことを受け、東南海、南海地震に東海地震を加えた三連動地震による被害想定の見直しを行い、県の防災計画の見直しを行うなど、防災対策の一層の強化を進める。さらに、地震、津波に関する災

害への備えについて、普及啓発を図るとともに、沿岸各市における津波避難誘導計画の作成等を支援する。

3 国民保護の体制整備

岡山県国民保護計画に基づき、武力攻撃事態や大規模テロ発生時に、国、県、市町村、指定地方公共機関等が相互に連携し、国民保護措置を的確かつ迅速に行えるよう、体制整備や訓練等を実施する。

4 情報通信体制

地上系防災行政無線を核に衛星通信や岡山情報ハイウェイ等の情報通信基盤との併用により構築している総合的な防災情報ネットワークの運用を行うとともに、インターネットや防災メール配信を通じて県民への各種防災情報の提供等を行っている「岡山県総合防災情報システム」について、一層の有効活用に努める。

東日本大震災支援対策室

「東日本大震災支援対策本部会議」（東日本大震災総合対策本部会議に改組）及び「東日本大震災支援県民会議」の運営を通じ、被災地に対する救援物資の調達・発送、職員派遣等の人的支援、被災地から本県に避難される方々や企業等に対する住宅支援、就学・就労支援、さらには、事業活動の支援などの各種支援策を総合調整し推進することにより、東日本大震災による被災者等への支援を進めていく。

消防保安課

1 消防対策

(1) 消防体制の充実整備

補助制度等を活用して、消防施設・設備の整備を促進するとともに、岡山県消防学校において消防職員・団員を対象とした教育訓練を実施する。

また、救急業務の高度化に対応して救急救命士の養成・資質向上のための教育訓練を実施するとともに地域におけるメディカルコントロール体制の充実を図る。

さらに、消防職員・団員の表彰や消防操法訓練大会の開催のほか、消防団の充実活性化のための啓発支援事業を行う。

(2) 広域応援体制の充実

大規模な災害や特殊な災害などが発生した場合には、市町村あるいは県の区域を越えて消防力の広域的な運用が図れるよう体制整備を行う。

また、平成28年5月31日が期限とされている消防救急無線のデジタル化について、平成23年3月に改訂した「岡山県内の消防救急無線の広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用に係る整備計画（全体計画）」を踏まえながら、「無線の広域化・共同化」を推進し、市町村とともに県域を1ブロックとして整備を行う。

(3) 火災予防行政の推進

市町村や消防本部と一体となって、婦人防火クラブ等とも協働しながら、県民の防火意識の高揚や一般住宅に設置が義務付けられた住宅用火災警報器の普及を図る。

2 コンビナート地区災害防止対策

(1) 防災本部の運営

「岡山県石油コンビナート等防災本部」及び「広島県及び岡山県石油コンビナート等防災本部協議会」の運営を通じ、石油コンビナート等防災計画の見直しを行い、総合的な防災体制の確立を図る。

(2) 災害予防対策の推進

国、倉敷市をはじめ、水島コンビナート地区保安防災協議会等との連携を密にし、事業所に対して事故防止の徹底と自主保安体制の強化を指導するほか、事故の発生状況を踏まえ、防災関係機関やコンビナート事業所をメンバーとする「水島コンビナート事故防止対策会議」を開催し、事故防止のため一層の徹底を図る。

さらに、コンビナート事業所の多くは立地から40年を経過しており、設備の老朽化が懸念されることから、学識経験者の指導のもとに作成した管理指針を積極的に活用するなど、事業所の設備管理の強化を図る。

(3) 災害対策の充実

岡山県防災資機材センターの充実整備に努めるとともに、国・県・倉敷市及び防災関係機関が一体となった総合防災訓練を実施する。

3 保安対策

(1) 高圧ガス

高圧ガス保安法に基づく許認可・検査等の厳格な実施と適正な運用を通じ、保安対策の強化に努めるとともに、コンビナート事業所の自主保安体制の整備を指導する。また、保安意識の高揚を図るため、高圧ガス保安活動促進週間（10月23日～29日）を中心として、高圧ガス関係保安団体との共催により、岡山県高圧ガス保安大会や各種保安講習会を開催する。

特に液化石油ガスの消費については、液化石油ガス保安指導員による販売事業者や認定保安機関の指導を強化するとともに、（社）岡山県エルピーガス協会との連携のもとにLPガスの安全な使い方の啓発など消費者の保安対策を積極的に推進する。

(2) 火薬類

火薬類による事故の未然防止と盗難や不正流出を防止するため、火薬類取締法に基づく許認可・検査事務を通じて事業者への保安指導を強化するとともに、火薬類危害予防週間（6月10日～16日）に先立ち、（社）岡山県火薬類保安協会と共催で岡山県火薬類危害予防大会を開催する。

(3) 電気

電気工事業法に基づく電気工事業者の登録等を通じて、電気工事が適正に実施されるよう指導を行う。また、電気工事士法に基づき、第1種・第2種電気工事士免状を交付する。

(4) 危険物・消防設備士

消防法に基づく危険物取扱者免状及び消防設備士免状の交付、各種保安講習会の実施を

通じて危険物や消防設備等の規制制度の的確な運用を図る。

4 航空消防防災活動

消防防災ヘリコプター「きび」を運航し、その高速性、機動性を生かした救急搬送や火災消火、負傷者救助などの航空消防防災活動を実施する。

また、地震等の大規模災害時に必要となる迅速な被害状況の把握や孤立住民の救助活動などに備え、市町村等と連携して随時訓練を実施し、全県的な消防防災力の向上を図る。

あわせて、県下で切れ目のない航空消防防災活動を展開するため、岡山市消防ヘリ、ドクターヘリ及び近隣県消防防災ヘリとの間で効果的な相互応援が可能となるよう、連携を強化する。

公聴広報課

1 公聴活動の推進

「対話の県政」「開かれた県政」を推進するため、県民の県政に対する意見・要望等を的確に把握する公聴活動を幅広く実施し、県民の声を県政に反映させるよう努める。

(1) 「青空知事室」の開催

知事と県民が、自由・率直に話し合う場を設けて、幅広く県民の意見や提言を聴取する。

(2) 「マルチメディア目安箱」の運営

県政に対する意見、提言等を手紙、はがき、ファックス、インターネットにより受け付け、知事が目を通した上で提言者に回答し、広く県民に知っていただきたいものをインターネット上に公開する。

2 広報活動の推進

各種広報媒体の特性を生かしながら、県政情報を適時的確に県民に提供し、効果的でタイムリーな県政広報の推進に努めるとともに、重点的に広報すべきテーマについては、集中的に広報活動を展開するなど、積極的な広報宣伝活動に取り組む。

(1) 刊行物の発行

ア 岡山県広報紙「晴れの国おかやま」（隔月発行）

イ 点字広報「おかやま」（毎月発行）

ウ 県政広報資料（毎月メールで配信）

(2) 新聞紙面購入

日刊新聞紙面の購入「県政NOW」

(3) テレビ・ラジオによる広報

ア テレビ：お知らせ番組、企画番組、特別番組、スポット放送

イ ラジオ：お知らせ番組、スポット放送

(4) イメージアップ広報宣伝

岡山県のイメージアップを図るため、本県の優れた魅力を広く県内外へPRする。

ア 「おかやま晴れの国大使」による県外でのPR活動や県政に対する意見・提言の聴取

イ 県ホームページに加え、動画のインターネット配信を活用した情報発信

ウ メールマガジン、携帯電話サイトなどを活用した機動力あふれる情報発信

エ 県マスコット（「ももっち」及び「うらっち」）の効果的な活用

政策推進課

1 「新おかやま夢づくりプラン」の推進

県政の基本目標である「快適生活県おかやま」の実現を目指し、多様な主体との協働のもと、施策の重点化、効率化を図りながら、全庁的な推進体制で、「新おかやま夢づくりプラン」を着実に推進する。また、現行プランの中期行動計画の計画期間が今年度で満了するため、これに次ぐ中期行動計画を盛り込んだ次期プランを策定する。

2 部局横断型政策課題への取組の促進

政策推進会議の開催により県庁内部における政策議論の活性化や方針決定の迅速化を図るとともに、機動的なプロジェクトチームの設置により課題検討を行うなど、部局横断型政策課題への取組の促進を図る。

(1) 政策推進会議の開催

県庁内部における政策議論を活性化させ、部局横断的な課題等に対する迅速な方針決定や機動的な対応など政策推進機能の強化を図る。

(2) 専門プロジェクトチームの設置

部局横断的な緊急課題に対し、テーマごとに機動的に専門プロジェクトチームを設置し、解決に向けて集中的な調査研究や対応方針の検討を行う。

地方分権推進課

1 地方分権の推進

国は、昨年6月に、地域主権戦略大綱を策定し、義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲、国の出先機関の原則廃止、ひも付き補助金の一括交付金化や地方税財源の充実強化等の取組を進めている。

このため、本県においても、全国知事会や地方六団体と連携しながら、国に対し、地方の実情や意見を反映した制度となるよう働きかけるとともに、関係部局との情報共有を図りながら関係条例の改正等を行う。

また、市町村への事務・権限移譲については、情報の共有等により県内市町村等との連携を強化し、国の動向も注視しながら、市町村の意向に応じた、より柔軟な取組を進める。

2 道州制の導入促進

国においては、道州制の議論に進展が見られないが、広域で取り組むべき課題が増加するとともに、中央の政財界をはじめ、地元経済界等においても道州制を支持する意見が広がり、定着してきている。

本県では、道州制の導入と中四国州の実現を目指しているところであり、シンポジウム等の開催により、道州制の意義などを積極的に発信し、導入に向けた気運を醸成するとともに、中四国州の実現に向け、広域連携に関する調査研究とモデル事業を推進する。

統計調査課

平成23年度は、新たに実施される平成24年経済センサスー活動調査をはじめとする受託統計調査11件及び県単独統計調査2件の合計13件の統計調査並びに指数作成等3件を実施するとともに、統計情報等を活用して、県の施策等の推進並びに統計の普及及び利活用の促進を図る。

1 受託統計調査

所 管	統 計 調 査 名	調 査 期 日 (周 期)
総 務 省	平成23年社会生活基本調査 平成24年経済センサスー活動調査 (※) 個人企業経済調査 労働力調査 小売物価統計調査 家計調査	10月20日 (5 年) 2月1日 (5 年) 四半期毎 (毎 年) 毎 月 (") 毎 月 (") 毎 月 (")
文部科学省	学校基本調査 学校保健統計調査	5月1日 (毎 年) 4月～6月 (")
経済産業省	生産動態統計調査 商業動態統計調査	毎 月 (") 毎 月 (")
厚生労働省	毎月勤労統計調査	毎 月 (毎 年)

(※) 平成23年度は、「工業統計調査」、「商業統計調査」及び「特定サービス産業実態調査」が組み込まれて実施。

2 県単独統計調査

- (1) 岡山県毎月流動人口調査
- (2) 岡山県鉱工業指数作成調査

3 指数作成等

- (1) 岡山県鉱工業指数
- (2) 岡山県県民経済計算
- (3) 岡山県産業連関表

4 県施策の推進に資する統計情報の活用

これまで蓄積した統計情報等の活用を促進し、より効果的な県の施策の企画立案、推進等に資する。

5 統計の普及及び利活用の促進

- (1) 「岡山のすがた2012」(リーフレット)を作成
- (2) ホームページの「分野別一覧」、「50音別一覧」を整備
- (3) 統計データを行政機関や大学、経済研究所等の関係団体に提供

6 その他

(1) 統計調査員の確保と安全対策

統計調査員の登録制度の活用等により、統計調査員の確保、質の向上を図るとともに、安全確保対策を推進

(2) 統計研修の実施

市町村等統計職員の資質の向上を図るため、研修会を実施

(3) その他の業務

ア 統計グラフコンクールの実施

イ 統計関係功労者の表彰

総務学事課

1 情報公開の推進と個人情報の保護

県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政の一層の推進を図るため、行政情報の公表、行政資料の提供、行政情報相談・案内等の情報提供施策の充実に努めるとともに、公文書の開示を適切に実施することにより県の県政に関する説明責任を果たしてゆく。

また、個人の権利利益の保護を図るため、個人情報保護条例に基づき、県が保有する個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、自己情報の開示、訂正、利用停止等請求に対し適切に対応する。

2 私学教育の充実

公教育の重要な一翼を担う私学は、それぞれ独自の建学の精神と教育方針のもとに、特色ある教育活動を行っており、こうした私学の重要性に鑑み、その公共性を高め、健全な発展を図るため私学の振興に努める。

また、特色ある私学教育の推進、教育条件の維持向上及び保護者負担の軽減を図るため、各種助成事業を通じて私学の健全な育成発展に努める。

3 公立大学法人岡山県立大学の運営

公立大学法人岡山県立大学は、総務大臣及び文部科学大臣の認可を得て、平成19年4月1日に設立され、県は、法人の設立団体として、地方独立行政法人法に基づき、中期目標の指示、中期計画の認可等を行ったところである。岡山県地方独立行政法人評価委員会からの業務実績評価等を踏まえ、県立大学が法人化のメリットを生かしながら、将来にわたって県民の期待に応える魅力ある大学となるよう働きかけを行っていくこととしている。

(参 考)

・ 私立学校の状況

学 校 種 別	学 校 数 (H23.4.1)	生 徒 数 (H22.5.1)
高 等 学 校	23校	15,633(477)
中等教育学校	1(新設)	—
中 学 校	9	2,380
小 学 校	3	996
幼 稚 園	33	5,277
専 修 学 校	54	8,732
各 種 学 校	17	935
計	140校	33,953(477)

(注) 通信制外書き

平成23年度私学助成費の概要

(単位：千円)

補助金等の名称		内 容	平成23年度 当初予算額
私立学校経常費補助金		高等学校・中等教育学校・中学校・小学校・幼稚園を設置する学校法人に対し、教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減を図るための助成	6,769,064
私立学校教育改革等推進補助金		高等学校・中等教育学校・中学校・小学校・幼稚園を設置する学校法人に対し、私立学校の特性を生かした教育活動の積極的な展開等の推進を図るための助成	73,002
日本私立学校振興・共済事業団補助金		私立学校教職員共済法第35条第4項の規定による助成（長期給付掛金補助）	44,087
私立学校等人権教育指導補助金		私立学校等における様々な人権問題について理解と認識を深める教育の総合的な推進を図るための助成	9,783
専修学校各種学校振興会補助金		岡山県専修学校各種学校振興会運営費の一部助成	760
岡山県私学振興財団補助金	退職金給付事業	私立学校教職員に支給する退職金給付財源の助成	107,860
	奨学金貸与事業	私立高等学校奨学金及び学校法人立私立専修学校奨学金の貸付けのための助成	28,755
私立専修学校設備整備費等補助金		専修学校・各種学校の教具等の購入及び専修学校の情報化教育に要する経費の助成	14,000
私立高等学校特色教育施設設備整備費補助金		私立高等学校が、特色ある教育を推進するための施設の整備及び機器備品の購入に要する経費の助成	12,000
高等学校通信教育振興奨励費補助金		通信制課程在学生の修学条件の改善を図るための助成	410
私立学校耐震化促進事業補助金		学校法人が実施する私立学校の耐震診断に要する経費の助成	30,000
私立高等学校修学支援事業	高等学校等就学支援金	私立高校生等に対する就学支援金の支給	2,349,676
	私立高等学校納付金減免補助金	経済的理由により修学に支障をきたす生徒に対する納付金減免のための助成	211,258
合 計			9,650,655

4 公益法人事務の推進

民による公益の増進を目指して、新しい公益法人制度が平成20年12月1日に施行された。

これまで一体であった法人の設立と公益性の判断が分離され、登記のみで法人を設立でき（一般社団・財団法人）、そのうち公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人は、岡山県公益認定等委員会（平成20年5月1日設置・有識者5名）での審査を経て、行政庁の公益認定により公益法人（公益社団・財団法人）になることができる。

従来 of 社団法人、財団法人は、新法施行後、特例民法法人として5年間は現在のまま存在できる。ただし、5年間のうちに、新制度における公益社団法人、公益財団法人に移行するか（移行認定）、公益事業に使用すべき財産を一定の期間内に支出する計画（「公益目的支出計画」）を策定して一般社団法人、一般財団法人に移行するか（移行認可）、いずれかの選択をすることとなる。5年間にいずれも行わなかった場合は、解散したものとみなされる。

県としては、岡山県公益認定等委員会と緊密に連携を図りながら、適切な制度運用に努めていくこととしている。

(参 考)

- ・ 岡山県における公益法人及び特例民法法人の状況（H23.4.1現在）

区分	公益法人	移行法人（※）	特例民法法人
法人数	4 法人	5 法人	388 法人

(※) 移行法人とは移行認可した一般社団法人・一般財団法人を指す

人 事 課

地方分権改革に向けた取組が大きな展開を見せる中で、職員には、時代の変化に機動的かつ柔軟に対応し、県政を取り巻く様々な課題に対し、県民の目線に立ち迅速かつ的確に政策を立案し、効率的・効果的に実行していくことが求められている。このため、職員一人ひとりが不断の取組として意識改革を図り、持てる能力を最大限発揮できるよう、今年度は、次の事項に重点的に取り組む。

1 人事評価制度

平成14年10月から人事評価制度の試行に取り組み、平成16年度から試行対象を全職員に拡大するとともに、平成18年度からは所属長等管理職の勤勉手当に評価結果を反映している。

職員の資質・能力や勤務意欲の向上、ひいてはより効率的で質の高い行政組織への転換を図るため、人事評価制度の早期本格実施に向けて取り組む。

2 女性の登用等

女性職員がその能力を十分発揮できるよう、多様な分野への積極的な登用を図り幅広い職務経験を付与するとともに、資質向上や意識啓発のための各種研修への参加機会の確保を図る。

また、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画に沿って、仕事と育児の両立支援対策に取り組む。

3 公務員倫理

公務員倫理の高揚を図るため、服務規律の一層の浸透を図る。

4 意識改革・人材育成

岡山県人材育成基本方針に沿って自治研修所や職場内での研修を行い、意欲と目標を持って自らのキャリアを形成する意識を醸成するとともに、職場全体で人材を育てるという意識のもと、職員の意識改革を進め、前例にとらわれない柔軟な発想力を持ち、多様化する行政ニーズに的確に対応できる優秀な人材の育成に取り組む。

また、職員の視野の拡大やモチベーションの向上を図るため、若手職員には多様な分野を経験させるとともに、職種間の人事交流を積極的に行う。

さらに、日常の業務とは異なる体験をさせ、自己改革や発想の転換を図り、通常の研修では得ることのできないノウハウや知識の習得に向けて、民間企業や他県、市町村等と引き続き幅広い人事交流を行う。

5 余暇の充実

仕事と余暇のバランスがとれた豊かな生活の実現を図るため、時間外勤務の縮減、年次休暇の取得促進等に努める。

6 各種福利厚生事業の実施

地方職員共済組合岡山県支部及び財団法人岡山県職員互助会と連携し各種の給付事業、職員寮及び福利厚生施設の助成、レクリエーション事業などを行うとともに、福利厚生施設の管理を行う。

7 健康管理

職員の健康の保持増進及び疾病の早期発見と早期治療を図るため、各種健康診断の実施をはじめ、健康教育や相談事業の実施、保健師等による事後指導に努めるほか、安全衛生体制及び職場環境の整備を図り、健康で働きがいのある職場づくりをトータルヘルスプラン対策事業として積極的に推進する。

8 ライフプラン対策

中高年齢職員の活性化等を図るため、公的資格等の取得助成などに取り組むとともに、「年金・ライフデザイン講座」（県内3地区）を開催し生涯生活設計について支援を行う。

行政改革推進室

平成9年以来、3次にわたる行財政改革に取り組んできたが、厳しい財政状況を踏まえ、平成20年12月に「岡山県行財政構造改革大綱2008」を策定し、構造的な巨額の収支不足を解消し、歳入と歳出のバランスがとれた持続可能な財政構造を確立するための取組を行っているところである。

今後も、この大綱に基づき、事務事業、外郭団体などの見直しを着実に進めるとともに、組

織・職員数のスリム化、職員の意識改革、仕事のやり方の見直しなど行政システムを再構築することとしており、今年度は、次の事項に重点的に取り組む。

1 業務の見直し等による職員数の削減

県民サービスへの影響に配慮しながら、事務事業の見直し、簡素で効率的な組織体制の整備、仕事のやり方の見直しなどにより、職員数の削減に取り組む。

2 公の施設及び外郭団体の見直し

行革大綱に定めた見直し方針に基づき取組を進めており、公の施設については、廃止・譲渡等の見直しが概ね完了したが、一部取扱未定のものについて、引き続き取組を進めるとともに、外郭団体については、派遣県職員の引き揚げや財政的支援の縮小など自主的な運営に向けた見直しに取り組む。

(参考)

[本庁組織]

	部等	局・室	課	課内室	課内班等	係	備 考
H 9. 4. 1	8	7	75	2	49	193	H 9. 11 第1次行革大綱策定
H11. 4. 1	8	5	70	2	56	193	H11. 11 第2行革大綱策定
H15. 4. 1	8	5	68	5	58	166	H15. 11 第3次行革大綱策定
H17. 4. 1	9	3	69	4	228		H17. 12 改訂第3次行革大綱策定
H20. 4. 1	9	2	67	7	214		H20. 12 行財政構造改革大綱2008策定
H21. 1. 20	9	2	67	8	212		緊急雇用対策室の設置
H21. 4. 1	9	1	66	8	206		
H22. 4. 1	9	1	64	6	207		本庁組織の再編
H23. 4. 1	9	1	64	6	199		

[定数(教育庁、警察本部を除く)]

(単位:人)

	H9. 4. 1 定数	H11. 4. 1 定数	H15. 4. 1 定数	H17. 4. 1 定数	H20. 4. 1 定数	H23. 4. 1 定数	増減	
							対H9	対H20
知事部局	5,305	5,136	4,823	4,634	4,178	3,736	△1,569	△442
一般定数	265	264	220	180	181	118	△147	△63
派遣・出向・休職等	167	171	158	182	99	80	△87	△19
特定事業定数	5,737	5,571	5,201	4,996	4,458	3,934	△1,803	△524
計	38	38	38	38	38	33	△5	△5
議会事務局	5	5	5	5	5	6	1	1
選管事務局	17	17	17	16	16	15	△2	△1
監査事務局	16	15	14	14	14	13	△3	△1
人事委事務局	15	14	12	12	11	10	△5	△1
労委事務局	8	8	8	8	7	6	△2	△1
漁調事務局	99	97	94	93	91	83	△16	△8
計	185	185	185	185	137	120	△65	△17
企業局	H9. 11 1次大綱	H11. 11 2次大綱	H15. 11 3次大綱	H17. 12 改訂3次大綱	H20. 12 大綱2008			
備考								

財 政 課

平成23年度予算については、「岡山県行財政構造改革大綱2008」及び「財政構造改革プラン」に掲げた目標を達成するよう着実に改革に取り組む一方で、「平成23年度政策重点指針」に基づき、最終年度となる「新おかやま夢づくりプラン」の政策目標の達成に向けて、行動計画に掲げる取組の総仕上げを進めるとともに、社会経済環境の変化を適切に踏まえた機動的な施策・事業の推進を図ることとした。

その結果、一般会計の当初予算額は6,602億円となり、前年度当初予算額に対し99.3%、特別会計は2,613億円で対前年度比92.5%となっている。

平成23年度当初予算の状況は次のとおりである。

平成23年度当初予算額一覧表

(単位:百万円)

区 分	平成22年度			平成23年度			比 較			
	当初予算額	財源内訳		当初予算額	財源内訳		増減額	増減率 (%)		
		特定	一般		特定	一般				
一 般 会 計	A 義務的経費	252,955	8,907	244,048	254,353	7,939	246,414	1,398	0.6	
	B 公共 事業費	一般公共	26,326	24,218	2,108	26,295	24,763	1,532	△ 31	△ 0.1
		災害復旧	10,030	9,464	566	5,547	5,474	73	△ 4,483	△ 44.7
		国直轄	9,159	6,890	2,269	8,047	6,085	1,962	△ 1,112	△ 12.1
		C 国庫補助事業 費	36,793	29,731	7,062	41,415	34,600	6,815	4,622	12.6
	D 基準 行政 運営費	人件費	221,603	42,787	178,816	217,994	39,398	178,596	△ 3,609	△ 1.6
		運営費	28,273	4,792	23,481	27,779	4,344	23,435	△ 494	△ 1.7
	E 単県行政施策 費	79,724	46,520	33,204	78,767	47,839	30,928	△ 957	△ 1.2	
	一般会計の計	664,863	173,309	491,554	660,197	170,442	489,755	△ 4,666	△ 0.7	
	特別会計の計	282,652	282,652		261,338	261,338		△ 21,314	△ 7.5	
合 計	947,515	455,961	491,554	921,535	431,780	489,755	△ 25,980	△ 2.7		
企業会計の計	11,445	11,445		11,554	11,554		109	1.0		

財産活用課

1 県有財産の管理

県有財産の管理・処分並びに公共用地等の取得・利用について総合調整を行い、適正な運用を図る。

特に公有財産に関する重要事項については、「岡山県公有財産審議会」において調査・審議を行うとともに、公用若しくは公共用に供する土地等の取得・処分に関しては、「岡山県用地調整幹事会」において協議・調整を行う。

2 用地の先行取得

公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために必要な土地を先行取得することにより、諸事業を円滑に実施するため、岡山県土地開発基金及び公共用地先行取得等事業債を活用する。

本年度も県の諸事業の実施に必要な用地の先行取得を行う。

・土地開発基金総額（平成23年度当初額）	11,568,327千円
不動産（土地）	10,139,339千円
債権（特計貸付等）	317千円
現金（預託）	1,428,671千円
・平成23年度公共用地等取得事業特別会計当初予算額	1,000,000千円

3 省エネルギーへの取組

県施設における省エネルギー化を推進するため、体制の整備や削減目標の設定、設備の適切な管理等ソフト・ハード両面での取組を行う。

税務課

1 県税収入予算

為替レートの変動やデフレ等の影響により、県内景気は、年末にかけて足踏み状態となったが、世界経済の回復を受けて一部に持ち直しに向けた動きがみられ、主要製造業の生産は全体として緩やかな回復基調にある。

平成23年度の県税収入については、個別の企業業績等を踏まえ、平成22年度の当初予算を39億円上回る1,889億円余（対前年比2.1%増）を計上している。

2 税収確保対策

「岡山県行財政構造改革大綱2008」に掲げる対策を着実に実行するため、県税については、目標収入率を全国トップクラスの98.0%以上としている。

(1) 徴収対策の強化

徴収対策をさらに強化するものとし、財産の調査の徹底と差押え並びに公売及び取立ての迅速化を図るとともに、納税に誠意のない悪質な滞納者に対しては、これまで以上に滞

納処分を厳格に執行する。

(2) 個人県民税の徴収対策

税源移譲に伴い、個人県民税は最も基幹的な税目となったが、その滞納額は増加の一途をたどっている。その対策として、事業者等に対する特別徴収制度の周知及び特別徴収未実施の事業者への働きかけを市町村と連携して行うなど、個人県民税の特別徴収の徹底を図る必要がある。また、平成21年4月に設置した「岡山県滞納整理推進機構」において、市町村から引き継いだ徴収困難な事案について、財産調査や搜索を徹底的に行い、所得や財産を発見した場合は直ちに差押えや公売を行うなど、迅速な滞納整理を進める。

(3) 課税調査の徹底

税負担の公平性の確保及び税收確保の観点から、事務所等設置届未提出法人の調査や不正軽油の撲滅、自動車の適正な登録の促進等、独自の課税調査を徹底して行うことは極めて重要であることから、調査体制を確立するとともに、研修や事例研究等により、調査技術の向上を図りつつ、計画的かつ着実に調査を実施する。

3 電子化への対応

電子自治体の推進に資するため、市町村とともに、地方税の電子申告等に係るシステムの利用率の向上を図る。

(参考)

平成23年度県税収入予算

(単位：千円，%)

税目	区分	当初予算額	
		予算額	対前年度予算比
個人県民税		57,115,343	97.3
個人事業税		1,289,453	84.4
法人県民税		9,559,085	134.5
法人事業税		26,258,120	115.7
利子割県民税		1,604,932	85.2
配当割県民税		699,447	99.4
株式等譲渡所得割県民税		242,031	63.2
地方消費税	譲渡割	22,718,157	96.6
	貨物割	13,999,516	111.7
不動産取得税		3,720,348	104.8
たばこ税		3,649,225	97.8
ゴルフ場利用税		972,764	92.5
自動車取得税		2,646,478	77.3
軽油引取税		17,497,408	104.8
自動車税		26,479,835	97.6
鉾区税		12,449	100.2
狩猟税		46,550	94.1
産業廃棄物処理税		402,000	114.5
旧税	料理飲食等消費税	18	69.2
	特別地方消費税	1	0.9
	軽油引取税	100	38.6
(県税計)		188,913,260	102.1
地方法人特別譲与税		19,987,111	104.1
地方揮発油譲与税		2,950,679	98.0
石油ガス譲与税		190,673	101.6
地方道路譲与税		10	皆増
航空機燃料譲与税		27,440	75.9
(譲与税計)		23,155,913	103.3

(参考)

・ 平成23年度地方消費税清算金予算

(単位：千円, %)

区分	当 初 予 算 額	
	予 算 額	対前年度予算比
清算金		
地方消費税清算金 (歳入)	34,206,884	102.9
地方消費税清算金 (歳出)	35,955,714	105.9

・ 平成23年度市町村交付金予算

(単位：千円, %)

区分	当 初 予 算 額	
	予 算 額	対前年度予算比
交付金		
利 子 割 交 付 金	809,934	80.8
配 当 割 交 付 金	416,569	99.7
株式等譲渡所得割交付金	143,771	63.2
地 方 消 費 税 交 付 金	18,253,154	108.2
ゴルフ場利用税交付金	684,226	92.8
自動車取得税交付金	1,910,758	77.3
軽油引取税交付金	5,068,364	103.3
産業廃棄物処理税交付金	101,692	113.1
特別地方消費税交付金	100	100.0
(交 付 金 計)	27,388,568	102.5

第5 総務部予算の概要

平成23年度 知事直轄、総合政策局、総務部関係当初予算一覧表

(単位：千円)

区 分	平成 22 年 度			平成 23 年 度			前年度比 (%)	
	当初予算額	財 源 内 訳		当初予算額	財 源 内 訳		予算額	一 般 財 源
		特 定	一 般		特 定	一 般		
A 義務的経費	177,823,006	2,967,528	174,855,478	177,526,826	2,969,817	174,557,009	99.8	99.8
B 公共事業費							-	-
C 国庫補助事業費	1,015,646	1,015,646		205,097	205,097		20.2	-
D 基準行政運営費	16,234,894	3,948,306	12,286,588	14,955,475	2,522,489	12,432,986	92.1	101.2
内 人 件 費	11,977,644	3,801,607	8,176,037	10,740,001	2,377,380	8,362,621	89.7	102.3
訳 運 営 費	4,257,250	146,699	4,110,551	4,215,474	145,109	4,070,365	99.0	99.0
E 単県行政施策費	10,833,800	3,224,086	7,609,714	10,847,661	3,540,243	7,307,418	100.1	96.0
一般会計の計	205,907,346	11,155,566	194,751,780	203,535,059	9,237,646	194,297,413	98.8	99.8
岡山県公共用地等 取得事業特別会計	1,000,000	1,000,000		1,000,000	1,000,000		100.0	-
岡山県収入証紙等 特別会計	4,399,131	4,399,131		3,511,178	3,511,178		79.8	-
岡山県公債管理 特別会計	188,138,598	188,138,598		169,775,882	169,775,882		90.2	-
特別会計の計	193,537,729	193,537,729		174,287,060	174,287,060		90.1	-
合 計	399,445,075	204,693,295	194,751,780	377,822,119	183,524,706	194,297,413	94.6	99.8

平成 2 3 年 度

県民生活部行政の概要

岡山県県民生活部

目 次

第1	重点施策推進の基本的考え方	1
第2	県民生活部予算の概要	5
第3	主要事業	6
県民生活交通課		
1	公益通報者保護制度の推進	6
2	新しい公共支援事業	6
3	ボランティア・NPO活動の促進	6
4	コミュニティ活動の推進	6
5	災害救援専門ボランティア研修事業	7
6	自治組織の活性化促進	7
7	井原線の経営基盤の強化及び利用促進	7
8	中四国横断新幹線の建設促進等	7
9	JR在来線の整備促進	7
10	地方バス路線の運行確保	8
11	地域交通の導入支援	8
12	運輸事業振興助成	8
13	離島航路の維持対策	8
14	国土利用計画法の運用	8
15	岡山県県土保全条例の運用	9
16	国土調査の推進	10
中山間・地域振興課		
1	中山間地域活性化の推進	11
2	過疎対策等の推進	12
3	魅力にあふれた表情豊かな地域づくりの推進	12
4	吉備高原都市の整備	12
5	地域振興拠点施設の整備等	13
市町村課		
1	県市町村間のパートナーシップの構築と市町村の人材育成	14
2	市町村行政に関すること	14
3	市町村財政に関すること	14

4	市町村税政に関すること	15
5	選挙の管理執行等（県選挙管理委員会事務）	15

航空企画推進課

1	岡山空港の管理と利用促進	17
2	岡南飛行場の管理と利用促進	19

国際課

1	多文化共生社会おかやまの実現	21
2	多様な地域との交流の推進	21
3	岡山発国際貢献活動の推進	22
4	地球市民の育成	23
5	海外渡航事務の実施（旅券発給）	24

情報政策課

1	ネットワーク環境の充実	26
2	ITの利活用の推進	27
3	効率的な電子自治体の推進	27

くらし安全安心課

1	消費生活行政の推進	29
2	消費生活センター	30
3	ユニバーサルデザイン（UD）の推進	31
4	交通安全対策の推進	31
5	交通安全思想の普及・徹底	31
6	交通安全県民運動等の推進	32
7	交通事故相談の実施	33
8	安全・安心まちづくりの推進	33
9	犯罪被害者等の支援	35

男女共同参画青少年課

1	男女共同参画施策の総合企画及び連絡調整	36
2	男女共同参画社会の促進	36
3	配偶者等からの暴力防止対策等	36
4	男女共同参画推進センター（ウィズセンター）	37
5	青少年総合対策の推進	37
6	青少年の自立と活力のかん養	38

7	青少年の社会性の伸長	39
8	青少年にとっての良好な環境づくり	39

人権施策推進課

1	人権啓発の推進	41
2	人権研修の充実	42
3	隣保館への支援等	42

第4 行政組織及び職員数

1	県民生活部の組織	43
2	県民局の組織	44
3	県民局の管轄区域	45
4	職員数	47

第5 事務分掌

1	県民生活部の分掌事務	48
2	各課の分掌事務	48
3	県民局の分掌事務	53
4	その他の出先機関の分掌事務	56
5	条例に基づく審査会・審議会・協議会	58

第1 重点施策推進の基本的考え方

県民生活部では、県政の基本目標である「快適生活県おかやま」の実現を目指し、「新おかやま夢づくりプラン」に掲げる3つの基本戦略、「“教育と人づくりの岡山”の創造」「“安全・安心の岡山”の創造」「“産業と交流の岡山”の創造」に沿って、県民局と一体となり、県民、ボランティア、NPO、企業など多様な主体との協働により各種施策を推進し、個性や魅力、活力にあふれ、真に豊かさが実感できる岡山県づくりを進める。

平成23年度重点施策・事業の概要

【「教育と人づくりの岡山」の創造】

1 青少年健全育成の推進

「青少年問題を考え、行動する100人委員会」を中核に、家庭、学校、地域社会と協働して青少年の健全育成を進める県民運動を展開するとともに、青少年の自主性や社会性を育むため青少年のボランティア活動への参加を促進する。

また、青少年総合相談センターの相談支援体制の機能強化を図るとともに、平成22年度に実施した意識調査の結果を踏まえ、「岡山県子ども・若者育成支援計画（仮称）」の策定や、「おかやま子ども・若者サポートネット」の連携強化を図る。

2 人権啓発の推進

人権が尊重される社会を実現するため、「第3次岡山県人権政策推進指針」に基づいて、国・市町村や民間団体等と連携・協力し、様々な人権課題を取り上げたイベント等の開催を通じての啓発事業や研修の実施などにより、人権意識の高揚を図る。

3 男女共同参画の推進

男女が対等な社会の構成員として様々な社会活動に参画する男女共同参画社会の実現を目指

し、「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」、「第3次おかやまウイズプラン」及び「新おかやま夢づくりプラン」に基づき、男女の意識改革を一層進めるとともに、拠点施設であるウイズセンターの充実や関係団体等との連携を促進する。また、配偶者等からの暴力を容認しない環境づくりを推進し、関係機関との連携や、ボランティア・NPOとの協働により、被害者の保護と自立支援に取り組む。

4 ボランティア・NPO等への活動支援

様々な主体と行政が目標を共有し、「自立と協働」による地域づくりを進めるため、「新しい公共」の担い手として期待されるボランティア・NPO等の活動をさらに促進する必要があることから、新しい公共支援事業を実施するとともに、岡山県ボランティア・NPO活動支援センターを拠点として、各種情報の提供、人材育成研修、専門相談などを実施する。

また、引き続き、地域づくりのリーダーや災害救援専門ボランティアの養成を図る。

【「安全・安心の岡山」の創造】

5 安全・安心まちづくりの推進

犯罪のない安全で安心な社会の実現を目指し、県内全域で広がりつつある自主防犯活動の輪が更に大きなものとなり、将来にわたって継続、定着していくよう自主防犯意識の一層の向上や自主防犯活動の組織化、活動内容の充実に対する支援に引き続き取り組む。

また、社会の規範意識の向上と地域の連帯感やきずなの強化に向けて、県民総ぐるみによる「犯罪の起きにくい社会づくり」を推進するとともに、専任指導者を派遣しての地域安全マップづくり、児童と自主パトロール団体の交流等の市町村事業支援など児童等の安全確保に向けた取組の拡大を図る。

6 暮らしと交通の安全確保

消費者被害に関する相談件数は高止まりの状況で推移し、依然として大きな社会問題となっており、高齢者や青少年を中心に積極的な情報提供を行っていくとともに、岡山県消費者行政活性化基金を活用し、消費生活相談窓口の機能強化を図る。

また、関係部所・機関等との連携や連絡調整を密にし、不適正な取引行為を繰り返す悪質業者の監視・指導・取締りや適正な取引の確保に向けた取組を行うことにより、消費者被害の

撲滅に取り組む。

交通安全対策については、様々な主体との協働により県民運動を展開するとともに、高齢者を中心に交通安全意識の普及・向上を図るため、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。

さらに、「岡山県犯罪被害者等支援条例」、「第二次岡山県犯罪被害者等の支援に関する取組指針」に基づき、社会全体で犯罪被害者等の支援を推進する。

7 ユニバーサルデザインの推進

誰もが、安全・安心で暮らしやすい社会の実現を目指し、全庁を挙げてユニバーサルデザイン（UD）に配慮した施策の実施に取り組むとともに、NPO等と協働しながら多様な普及啓発事業を展開して、県内全域へのUDの普及と定着を推進する。

【「産業と交流の岡山」の創造】

8 岡山空港の利用促進

岡山空港は、国際線・国内線7路線を有しており、中四国の中核的な空港となるよう、既存路線の拡充や新規路線の開設等に努めるほか、利用促進に取り組んでいる。

本年度は、アジアの元気を呼び込むために、岡山空港におけるアジアからの外国人利用者の大幅な増加を目指すこととし、そのためのインセンティブとなる施策を実施する。

9 交通基盤の充実

過疎化の進行やマイカーの普及等により公共交通の利用者が減少し、中山間地域を中心にバス路線の廃止が見られる。また、高速道路の大幅な料金引下げの影響で、鉄道、バス、フェリーなどの公共交通機関が大打撃を受けている。

こうした中、「公共交通あり方検討会議」の提言も踏まえ、国や市町村、交通事業者等と連携し、県民生活に欠かせない社会基盤である地域公共交通の維持・確保の取組を推進する。

10 高度情報化の推進

誰もが、いつでも、どこでも、ネットワークを自在に活用し、生活の様々な面でITの恩恵を実感できる便利で活力ある社会「ユビキタス・フィールド岡山」の実現を目指して、「新

おかやまIT戦略プログラム（進化・発展版）～おかやまユビキタス・エボリューション～」に基づき、IT関連施策を戦略的に展開する。

また、市町村との協働により、システムの効率化の基本方針を策定し、自治体クラウドの導入を促進するとともに、県内にデータセンターを新たに立地する事業者に対し、電気料金や人件費の一部を助成するための制度を創設する。

11 中山間地域の活性化

中山間地域の活性化については、集落機能の維持・強化に取り組む「おかやま元気！集落」の活動を支援し、その拡大を図るとともに、地域の創意工夫を生かした取組や地域の実情に適した交通手段の導入への支援、地域住民の生活・交流基盤の整備などソフト・ハード両面から重点的、効果的に施策を推進する。

また、県民局が地域の課題やニーズを踏まえ、市町村や商工団体、農業団体等と連携し地域産業の振興など地域活力の創出に取り組む。

12 世界に開かれた国際活動の推進

「新おかやま国際化戦略プラン」及び「国際貢献活動の推進に関する条例」に基づき、「世界とともに発展する共生と貢献の岡山県づくり」に向け、多文化共生社会づくり、多様な地域との交流推進、本県の特性を生かした国際貢献活動の推進、地球市民の育成などに取り組む。

第2 県民生活部予算の概要

(単位：千円)

区 分		平成22年度 当初予算額 (A)	平成23年度 当初予算額 (B)	比較(%) (B)/(A)	
一般 会 計	A 義務的経費	(211,951) 2,118,060	(664,958) 1,610,358	(313.7) 76.0	
	B 公共事業費	()	()	()	
	C 国庫補助事業費	(126,669) 709,210	(112,322) 645,376	(88.7) 91.0	
	D 基準 行政 運営費	人件費	(2,480,323) 2,502,632	(2,397,512) 2,423,674	(96.7) 96.8
		運営費	(1,871,248) 2,481,202	(2,342,888) 2,803,939	(125.2) 113.0
		計	(4,351,571) 4,983,834	(4,740,400) 5,227,613	(108.9) 104.9
	E 単県行政施策費	(2,763,171) 3,917,364	(2,572,658) 3,501,439	(93.1) 89.4	
一般会計の計	(7,453,362) 11,728,468	(8,090,338) 10,984,786	(108.5) 93.7		
特別会計の計	() 856,725	() 869,768	() 101.5		
合 計	(7,453,362) 12,585,193	(8,090,338) 11,854,554	(108.5) 94.2		

() は一般財源

第3 主要事業

県民生活交通課

1 公益通報者保護制度の推進

事業者内部の法令違反行為について、労働者が通報を行う通報先として「公益通報総合窓口」を設置し、労働者からの通報や相談の受付を行う。

また、通報の対象となる法律を担当している各担当課との連絡調整を図り、公益通報に関する事務処理が円滑かつ適切に行われるよう努める。

2 新しい公共支援事業

複雑化・多様化する県民ニーズに対応して、NPOなど民間団体もきめ細かな公共サービスの提供に参画するいわゆる「新しい公共」について、その担い手となる団体が、積極的・自立的に活動できるよう、活動基盤整備をはじめ、寄附募集及び融資利用のための支援を行うとともに、地域課題の効果的・効率的な解決を図るためのモデル事業を推進するなど、その環境づくりを行う。

3 ボランティア・NPO活動の促進

県民のボランティア・NPO活動を促進するため、情報提供や人材育成研修、専門相談、県内各地への出前セミナー等の各種支援事業を実施する。その拠点となる岡山県ボランティア・NPO活動支援センター（平成17年9月開設）については、社会福祉法人岡山県社会福祉協議会と特定非営利活動法人岡山NPOセンターとで構成する管理運営共同体が、指定管理者として民間の自由な発想を活かした管理運営を行っている。（指定期間：平成28年3月末まで）

また、特定非営利活動促進法に基づき、法人の設立認証・監督等の事務を行う他、NPO法人の設立促進のため、NPO法人設立出前説明会をニーズに応じて開催する。

〈NPO法人数〉

年度末	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
法人数	4	27	48	77	119	200	246	299	401	446	481	537	582

4 コミュニティ活動の推進

地域住民の自主と連帯に支えられた地域づくりの実現を図るため、コミュニティを基盤とした地域活動を一層普及促進するための各種施策を推進する。

(1) コミュニティの活性化

コミュニティ関係者の自主的、主体的な参加意識を高めるため、コミュニティ情報の収集・提供を行うなど、コミュニティ活動の推進を図る。

(2) ふるさとづくりももたろう塾の運営

地域づくりのリーダーとして活躍していく意欲のある人（40名程度）を対象に1年制の塾を

運営する。

5 災害救援専門ボランティア研修事業

災害時に被災者の支援に役立つ専門的な知識や技術を有する者を「災害救援専門ボランティア」として事前に登録するとともに、各ボランティアのスキルアップや新規養成を図るための研修を行う。

6 自治組織の活性化促進

(1) 知事・町内会長等懇談会の開催

知事と各県民局管内町内会長等が一堂に会して、地域が抱えている諸問題について意見交換を行うとともに、県政への提言を受ける。

(2) 永年勤続町内会長・区長等表彰

県内各地において町内会長・区長等住民自治組織の長として、多年にわたり地域活動の推進に寄与し、地方自治の発展に極めて功績があった者を知事表彰する。

7 井原線の経営基盤の強化及び利用促進

井原鉄道(株)は、岡山県西南圏域と広島県備後圏域を結ぶ重要な公共交通機関であり、この運行を維持確保していくため、関係自治体と連携して、線路や車両など輸送のためのインフラ的な部分の費用に限って補助する「上下分離方式に準じた方式」による公的支援を行い、井原鉄道(株)の経営基盤の強化を図る。

また、県の広報媒体等を通じた積極的な井原線の利用促進に努める。

(1) 井原線の施設概要

ア 区 間 総社駅 ～ 神辺駅間 41.7km

イ 総工事費 約427億円(全額国庫)

(2) 井原鉄道(株)の概要

ア 設 立 昭和61年12月1日

イ 資 本 金 7億円

ウ 株 主 岡山県、広島県、関係7市町、民間(H23.4.1現在)

8 中四国横断新幹線の建設促進等

中四国横断新幹線の建設は、新たな南北軸の形成により、中四国の一体的な振興・発展に大きな役割を果たすものであり、その早期実現を図る。

また、新幹線実現までの段階的な整備として、JR伯備線、JR瀬戸大橋線へのフリーゲージトレインの早期導入を推進する。

9 JR在来線の整備促進

JR伯備線、吉備線、津山線等の一層の利便性向上を図るため、増便、乗り継ぎ改善、所要時間の短縮等について、JR西日本をはじめ関係機関に対して働きかけていく。

10 地方バス路線の運行確保

地域住民の生活に不可欠なバス路線の運行を確保するため、国制度の「地域公共交通確保維持改善事業費補助制度」、国制度を補完するものとして平成14年度に創設した単県制度の「地域振興特定路線維持費補助制度」により、運行費やバス車両減価償却費等に対する補助を行う。

また、バス事業者が路線退出を申し出た場合等に、地域における生活交通の確保等について協議するため、岡山県生活交通対策地域協議会を開催する。

11 地域交通の導入支援

これまで地域の生活交通は路線バスが中心であったが、近年の規制緩和等により乗合タクシーやボランティア有償運送が制度化され、中山間地域など利用者が少ない地域にも適した交通手段の導入が可能になった。

このため、市町村等が中山間地域で、地域の実情に即した交通手段を導入する場合に補助を行う。

12 運輸事業振興助成

公共輸送機関の輸送力の確保、輸送コストの上昇の抑制及び輸送サービスの改善等を図るため、営業用バス及びトラックについて、次の事業を実施する（社）岡山県バス協会及び（社）岡山県トラック協会に対して補助を行う。

- (1) 岡山県バス協会 バス停留所整備、輸送サービス改善、安全運行対策、維持運行管理、中央事業への出捐
- (2) 岡山県トラック協会 情報ネットワーク開発、輸送サービス改善、交通安全・環境対策、災害輸送対策、施設整備充実、経営の近代化・合理化推進、融資のための基金造成、中央事業への出捐

13 離島航路の維持対策

離島振興法により指定された離島振興対策実施地域において、離島住民の生活に不可欠な航路を維持するため、国及び関係市とともに離島航路事業者に対して補助を行う。

14 国土利用計画法の運用

- (1) 国土利用計画（岡山県計画）の管理等

国土利用計画は、国土の利用に関する行政上の指針として、基本構想や土地利用区分ごとの目標面積等について定めるもので、国の全国計画を基本に県計画、市町村計画を策定している。

（県計画最終改定：平成21年3月）

- (2) 岡山県土地利用基本計画の管理

県土の適正な利用を図るため、県下全域を①都市地域、②農業地域、③森林地域、④自然公園地域、⑤自然保全地域の5地域に区分する土地利用基本計画を策定し、毎年度、計画図の変更を行っている。（計画書最終改定：平成22年3月）

<地域区分ごとの面積>

(単位：ha、H23.3.31現在)

地域区分	面積	地域区分	面積
都市地域	219,743	自然公園地域	81,503
農業地域	529,078	自然保全地域	200
森林地域	488,188	白地地域	4,527

(注) 各地域間には重複があるため、地域ごとの面積の合計は県土の総面積とは一致しない。

(3) 土地取引の規制

一定面積以上の土地取引を知事に届けさせ、適正かつ合理的な土地利用の確保を図る観点から審査するとともに、取引価格を把握している。

- ・対象面積：市街化区域 2,000㎡
- その他の都市計画区域 5,000㎡
- 都市計画区域外 10,000㎡
- ・平成22年 届出受理件数 118件

(4) 土地価格の調査

一般の土地取引に対して指標を示すことにより適正な地価の形成を図るため、毎年、国が地価公示（1月1日基準日）、県が地価調査（7月1日基準日）を実施し、公表している。

<地価の推移（全用途の対前年比）>

(単位：%)

区分	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
地価公示	▲8.4	▲7.2	▲5.7	▲3.5	▲1.4	▲0.6	▲1.6	▲3.0	▲3.1
地価調査	▲6.1	▲5.5	▲4.6	▲2.7	▲1.5	▲1.2	▲2.7	▲3.2	—

県内の全用途の平均変動率は、地価公示・地価調査ともに下落傾向が続いている。現在の岡山県における不動産需要は弱く、今後も地価の下落は続くと思われる。

1.5 岡山県県土保全条例の運用

県土の無秩序な開発を防止するため、県土保全条例による許可等による規制と誘導により、開発行為の適正化を図っている。

(1) 条例の主な内容

ア 10ha以上の開発行為に対する事前協議

イ 1ha以上の開発行為に対する許可

※岡山市及び倉敷市（10ha未満）の開発については、適用除外

(2) 開発許可の状況

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
許可件数	1	1	0	4	1	1

16 国土調査の推進

毎筆の土地の地籍事項(所有者、地番、地目、境界及び地積)を明らかにして、土地行政の基礎資料とするため、平成23年度は8市町で地籍調査の実施を予定している。

調査結果は、数値情報化され、基礎データとして様々な行政分野で活用されている。

なお、平成22年度までに19市町村が事業を完了しており、実施率は82.1%となっている。

(単位：km²)

第6次十箇年計画策定時(H22.5)		補助事業実績				
全県面積	計画除外面積	要調査面積	地籍調査実施済面積	実施率	数値情報化実施面積	実施率
	(国有林等)	A	(S27~H22) B	B/A	(S61~H22) C	C/A
7,113.21	509.44	6,603.77	5,420.31	82.1%	4,884.99	74.0%

(H23.3.31現在)

中山間・地域振興課

中山間地域においては、過疎化、高齢化が進行し、小規模高齢化集落の問題をはじめ、耕作放棄地の増加や森林の荒廃、農林水産業の活力の低下など様々な問題が生じている。一方、この地域は、水源かん養や国土保全、農林水産物の安定供給、さらには県民の憩いと安らぎの場の提供など、多面的、公益的な機能を有しており、地域住民はもとより、県民全体にとっても重要な役割を果たしている。このため、「岡山県中山間地域活性化基本方針」（平成22年度改訂）に基づき、市町村や地域住民、民間団体等と連携しながら、中山間地域対策を総合的、効果的に推進する。

1 中山間地域活性化の推進

(1) 中山間地域等活力創出支援事業

過疎化、高齢化が進行している中山間地域の活性化を図るため、集落機能の維持・強化に取り組む「おかやま元気！集落」の活動や地域の創意工夫を生かした取組を支援するとともに、地域産業の振興など地域活力の創出に努める。

ア おかやま元気！集落支援事業

小規模高齢化集落など単独では集落集落機能の維持が困難な集落について、周辺の複数の集落が連携し広域的に支えあうため、小学校区、大字等の単位で新たな地域運営組織を設け、集落機能の維持・強化に取り組む地域を「おかやま元気！集落」として、中山間地域の活性化の原動力と位置づけ、その活動を支援し、拡大を図る。

イ 頑張る地域応援事業

中山間地域の主体的、自立的な地域づくりを促すため、市町村が実施する地域の資源を生かした創意工夫あふれる取組を積極的に支援する。

ウ 中山間地域協働支援センター事業

中山間地域の活性化に資する人材の育成や、NPO、大学、民間企業等多様な主体のネットワークづくりを進め、活性化の取組のすそ野の拡大を図るほか、「おかやま元気！集落応援団」を設け、集落の活動を支援する。

エ 地域活力創出事業

県民局が、地域の課題やニーズを踏まえ、市町村や商工団体、農業団体等と連携しながら地域産業の振興など地域活力の創出に取り組む。

(2) 交流・定住の促進

中山間地域等への定住促進を図るため、交流・定住ポータルサイト「おかやま晴れの国ぐらし」等を通じて、都市住民等の田舎暮らし志向のニーズに応じた情報を提供するとともに、官民協働で、関西圏の都市住民を対象に岡山県の魅力をPRする本県独自の総合相談会として交流・定住フェアや相談デスクを開催する。

また、定住に当たって大きな課題となる住居については、市町村や住宅関連団体と連携して、空き家の掘り起こしを行うとともに、情報提供を行う。

2 過疎対策等の推進

(1) 過疎対策の計画的推進

平成22年度から27年度を計画期間とする「岡山県過疎地域自立促進方針」及び「岡山県過疎地域自立促進計画」、市町村の「過疎地域自立促進計画」を踏まえ、県と市町村が一体となって、国・県の補助事業や過疎対策事業債の配分等を通じ、総合的かつ計画的な過疎対策を推進する。

(2) 特定地域対策等の推進

辺地及び離島地域の振興については、市町村が策定する「辺地総合整備計画」及び「岡山県離島振興計画」に基づき個性と活力ある地域づくりを推進する。

発電用施設周辺地域整備法等電源三法に基づく各種交付金により、電源地域における公共施設の整備等を促進する。

3 魅力にあふれた表情豊かな地域づくりの推進

美しい自然や歴史、伝統・文化等の恵まれた資源を積極的に活用し、魅力にあふれた表情豊かな地域づくりを推進する。

(1) 頑張る地域応援事業(再掲)

中山間地域の主体的、自立的な地域づくりを促すため、市町村が実施する地域の資源を生かした創意工夫あふれる取組を積極的に支援する。

(2) 地域づくりのネットワーク化

地域づくり団体のためのポータルサイトとして開設した「晴れの国づくりNET」により、地域づくり団体の情報交換や団体間の交流を促進させ地域づくりのネットワーク化を推進する。また、地域づくり団体全国協議会の助成事業や先進的な地域づくり実践活動者として認定した「地域づくりマイスター」との連携などにより地域づくり団体の活動をサポートする。

4 吉備高原都市の整備

吉備高原都市については、平成14年3月に策定した「吉備高原都市の今後の整備方針」に基づき、地元町や立地企業、住民などとの連携のもと企業誘致や生活基盤の充実など整備済区域の活性化、魅力ある都市づくりを進める。なお、民間等による開発が見込まれる場合は、都市整備の理念との整合を図りながら弾力的に対応する。

吉備高原都市住区のうち一般分譲地については、民間ノウハウを活用しつつ、早期分譲に努める。また、集合住宅用地については、補助制度を導入することにより分譲の促進を図る。

5 地域振興拠点施設の整備等

寄島干拓地、浜山干拓地については、関係部局や地元市と連携しながら、企業誘致等による土地利用の促進を図る。

市町村課

1 県市町村間のパートナーシップの構築と市町村の人材育成

(1) 県市町村間のパートナーシップの構築

ア 知事と各県民局管内の市町村長が地域の行政課題等についてフリートーキングを行う「知事・市町村長会議（夢づくり地域サミット）」を開催し、県と市町村の連携、協力を進める。

イ 市長会、町村会及び（財）岡山県市町村振興協会との連携の強化に努める。

(2) 職員の相互交流の促進

昭和56年度から県と市町村の間で双方同一人数による職員の派遣を実施しており、平成22年度までに504名の職員交流を行っている。

2 市町村行政に関すること

(1) 一般行政の充実

市町村及び一部事務組合等における適正な行政運営を確保するため、一般行政事務、議会運営等について助言を行う。

(2) 職員給与、定員管理等の適正化

効率的な行財政運営を実現するため、職員給与、定員管理等の適正化について助言を行う。

ア 職員給与の適正化

県内市町村のラスパイレス指数は概ね国より低い水準を保っており、平成22年4月1日現在の県内市町村（岡山市を除く。）の平均は98.3となっている。

イ 定員管理の適正化

県内市町村（一部事務組合を含む。岡山市は除く。）の総職員数は、平成9年度から減少に転じており、平成22年4月1日現在で14,091名（前年比220名減）となっている。

(3) 住民基本台帳ネットワークシステムの運用

平成15年8月25日に本格稼働した住民基本台帳ネットワークシステムについて、県と市町村の連携のもとに、セキュリティの確保を図りながら、円滑な運用に努める。

3 市町村財政に関すること

(1) 健全な財政運営の助言

平成21年4月に全面施行された地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率が財政の早期健全化・再生判

断基準の指標として、また、資金不足比率が公営企業の経営健全化の指標として用いられることから、これらの指標の悪化が懸念される市町村について、財政健全化策を盛り込んだ自主的な財政運営適正化計画の策定などを通じ、個別の課題に応じた助言を行う。

(2) 財政状況の開示の推進

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行や公会計の整備推進に伴い、財政の透明性を一層高め、住民への説明責任を果たすことが求められていることから、他団体との比較が可能で、住民にわかりやすい財政情報の積極的な開示に取り組むよう助言を行う。

(3) 地方交付税の算定等

適正な算定に努めるとともに、交付税検査を実施して、算定に用いた数値の確認を行う。

(4) 地方債発行の同意等

市町村等が実施する公共施設の整備等に係る地方債の発行について、同意に係る事務を行う。なお、実質公債費比率、公営企業の資金不足比率等の高い市町村等については、地方債発行にあたって許可が必要とされており、その際には、公債費負担適正化計画、資金不足等解消計画等の内容、実施状況などを勘案し、許可に係る事務を行う。

4 市町村税政に関すること

(1) 市町村税に関する助言

市町村税の適正・公平な賦課徴収についての助言を行う。

(2) 地方特例交付金の算定、地方譲与税の譲与

地方特例交付金の算定・交付及び各地方譲与税の譲与を行う。

(3) 固定資産税評価額の均衡化・適正化の推進

固定資産評価基準に基づき、固定資産の評価の均衡化・適正化を引き続き推進するとともに、評価事務が円滑に進むよう助言を行う。

5 選挙の管理執行等（県選挙管理委員会事務）

(1) 県議会議員選挙の管理執行

統一地方選挙として平成23年4月10日に行われる県議会議員選挙の管理執行を行う。

- ・ 告示日 4月1日
- ・ 選挙期日 4月10日
- ・ 任期満了日 4月29日
- ・ 選挙すべき数 56人（20選挙区）

(2) 明るい選挙推進事業の実施

県民の政治意識の高揚を図るとともに、明るく正しい選挙を実現するため、各種啓発事業を実施する。

(3) 政治団体の届出等の受理等（政治資金規正法関係事務）

政治団体の設立届等の受理及び公表、収支報告書の受理、要旨の公表及び閲覧事務を行う。

(4) 政党支部の報告書の受付等（政党助成法関係事務）

政党交付金の支部報告書の受付及び閲覧事務を行う。

航空企画推進課

1 岡山空港の管理と利用促進

(1) 施設概要

岡山空港は、県が設置・管理する地方管理空港であり、昭和63年3月にジェット機の就航が可能な2,000m滑走路の空港として開港した。その後、滑走路を延長し、平成13年度には、3,000mの滑走路を供用開始し、また、ターミナルビルについても、国際線旅客ターミナル増築や新たな貨物ターミナル整備に取り組んできた。

所在地		岡山市北区日応寺
標点の位置及び標高		(位置) 北緯34度45分25秒 東経133度51分19秒 (標高) 239.2m
空港の種別		地方管理空港
施設概要	敷地面積	約187ha
	着陸帯	(長さ) 3,120m (幅) 300m
	滑走路	(長さ) 3,000m (幅) 45m
	誘導路	(長さ) 3,653m (幅) 23m、26.5m、30m
	エプロン	(面積)約7.4ha (駐機場) 7スポット、小型機6スポット

(2) 定期路線の状況

岡山空港の定期路線は、国内3路線、国際4路線の計7路線である。

	路線名	便数	航空会社名	開設時期
国内線	東京線	9便/日	全日本空輸: 5便/日	昭和63年3月
			日本航空: 4便/日	平成14年7月
	札幌線	1便/日※	全日本空輸	平成2年12月
	沖縄線	1便/日	日本トランスオシャン航空	昭和63年3月
国際線	ソウル線	1便/日	大韓航空	平成3年6月
	上海線	1便/日	中国東方航空	平成10年6月
	グアム線	2便/週	コンチネンタル航空	平成10年7月
	北京・大連線	3便/週	中国東方航空	平成19年7月

※札幌線は5月～10月の季節運航

(3) 平成22年度の利用状況

年間の利用者数(チャーター便を含む。)は約131万人で、前年度と比べて0.8%の減となったが、国際定期線は約22万人と過去最高の利用者数となった。路線別・年度別の実績は、別表(20頁)のとおりである。また、チャーター便は、国際線が中心であるが、台湾や韓国等との間で87便(片道ベース)が運航された。

(4) 路線の拡充

中四国における中核的な空港となるよう、空港の利便性を更に向上させるため、既存定期路線の充実に努めるとともに、チャーター便の運航促進に取り組み、新規路線の開設をめざす。

ア 国内線

- ・東京線について、羽田空港再拡張による発着枠拡大に合わせて、増便を働きかける。
- ・札幌線について、年間を通じた継続運航を働きかける。

イ 国際線

- ・中国、韓国の定期路線について、利用者の増加に努めながら、増便等を働きかける。
- ・チャーター便誘致のための新たな助成制度を活用して、アジアからのインバウンド利用客の増加に取り組む。

(5) 利用促進活動の展開

県内はもとより、近隣県や路線就航先からの集客を図るため、空路利用を促進する会等と一体となって、利用促進活動を強力に展開する。

ア 企業・団体への個別訪問による働きかけ

イ 旅行会社への旅行商品の企画・販売の要請

ウ 新聞、雑誌への広告掲出、空港時刻表の発行など各種広報活動

エ 岡山空港を利用した団体・修学旅行への助成

オ 広島、兵庫、山陰、四国等近隣地域への広報活動

(6) その他の取組

- ・貨物チャーター便などを利用した航空貨物の促進に努める。
- ・空港施設利用者の利便性の向上を図るため、引き続き、第4駐車場と空港ターミナルビルの間での無料シャトルバスの運行を行う。

2 岡南飛行場の管理と利用促進

(1) 施設概要

岡南飛行場は、昭和63年3月の現岡山空港の開港に伴い、小型航空機専用の飛行場として供用開始され、防災用などの公共ヘリコプター基地、飛行訓練、航空測量等の航空関連事業などに幅広く利用されている。施設としては、これまで、駐機場の拡張、管理棟や給油施設の整備などを行ったところである。

所在地	岡山市南区浦安南町	
標点の位置及び標高	(位置) 北緯34度35分29秒 東経133度56分00秒 (標高) 0.0m	
空港の種別	その他の空港	
施設概要	敷地面積	約60ha
	着陸帯	(長さ) 1,320m (幅) 120m
	滑走路	(長さ) 1,200m (幅) 30m
	誘導路	(長さ) 720m (幅) 18m
	エプロン	(面積) 約7.4ha (駐機場) 65スポット

(2) 利用状況と今後の取組

平成22年度の着陸回数は、5,472回（前年度比2.1%増）であり、格納庫用地等には10団体が立地している。今後とも、小型航空機の更なる利用促進や新規事業者の立地促進に取り組み、賑わいの創出に努める。

岡山空港旅客便利用者数及び搭乗率の推移

年度	東京線		札幌線		鹿児島線		沖縄線		国内線・計	
	利用者数 (人)	搭乗率 (%)								
12	517,163	69.6	95,661	56.0	33,856	64.1	78,815	76.1	776,157	66.7
13	612,365	70.9	107,020	62.7	33,845	64.2	77,095	66.3	882,251	68.1
14	997,756	68.5	136,793	71.0	33,690	62.5	88,067	75.2	1,297,265	68.6
15	1,148,900	65.1	141,145	71.4	33,914	62.0	90,476	76.9	1,463,120	65.7
16	1,097,033	72.6	141,214	68.0	30,590	58.6	91,768	79.5	1,411,646	71.5
17	1,110,329	69.6	141,302	68.2	32,606	62.0	94,932	82.8	1,391,198	70.0
18	1,131,160	72.7	135,209	66.5	29,849	56.8	93,648	81.9	1,389,866	72.2
19	1,037,080	76.2	126,408	61.8	28,553	54.9	100,824	78.6	1,292,865	74.1
20	991,632	69.2	121,817	61.5	26,873	52.1	90,825	74.2	1,231,147	68.2
21	927,548	68.4	59,140	71.0	24,336	47.2	82,914	68.2	1,093,938	67.8
22	907,693	64.2	69,421	70.4	13,896	45.6	86,773	72.2	1,077,783	64.8

年度	ソウル線		上海線		北京・大連線		グアム線		国際線・計		チャーター便	合計	
	利用者数 (人)	搭乗率 (%)	利用者数 (人)	利用者数 (人)	搭乗率 (%)								
12	110,044	79.2	23,008	75.8			29,766	74.3	162,818	75.7	8,285	947,260	68.4
13	97,870	68.2	22,908	77.1			24,505	59.9	145,283	77.8	16,676	1,044,210	68.1
14	91,930	61.3	36,127	80.2			16,843	52.8	144,900	67.9	13,205	1,455,370	68.1
15	57,850	65.1	25,837	54.2			17,237	54.5	100,924	63.9	1,963	1,566,007	65.3
16	77,898	73.4	68,372	63.4			21,467	66.9	167,737	60.0	11,315	1,590,698	71.1
17	94,733	71.5	61,201	57.5			17,828	55.3	173,762	68.2	9,125	1,574,085	69.3
18	108,522	63.3	75,364	68.8			18,053	56.0	201,939	64.1	10,984	1,602,789	71.1
19	108,489	60.1	62,576	61.7	8,638	46.7	19,916	60.6	199,619	64.5	18,760	1,511,244	71.8
20	109,650	79.3	45,886	51.4	12,969	42.3	16,119	51.5	191,200	62.6	11,558	1,433,905	67.4
21	126,220	61.0	56,007	52.0	21,994	55.7	13,480	44.1	217,701	56.6	9,035	1,320,674	65.7
22	111,000	82.3	69,839	63.6	21,859	53.4	16,307	59.5	219,005	70.0	12,918	1,309,706	65.6

※①札幌線は、平成21年度から季節運航。H21年度：6月～9月及び3月(1日1往復)、H22年度：5月～10月(1日1往復)。

※②鹿児島線は、H22.10.31から運休。

※③「国内線計」及び「合計」欄の利用者数、搭乗率は、仙台線(H17年度まで)、宮崎線(H16年度まで)を含む。

※④平成20年度の「国際線計」及び「合計」欄の利用者数、搭乗率は、香港線(利用者数6,576人、搭乗率41.8%)を含む。

※⑤合計の搭乗率はチャーター便を含まない。

国際課

1 多文化共生社会おかやまの実現

(1) 在住外国人支援

① 多文化共生ポータルサイトの運営

外国人向けの身近な生活情報や留学生向けの生活応援情報等を5か国語で提供し、在住外国人の暮らしをサポートすることを目的とする「多文化共生ポータルサイト」を運営する。

② 災害救援専門ボランティア（通訳・翻訳）の確保

大規模災害時に外国人のコミュニケーションを支援する災害救援専門ボランティアについて、新たな人材の発掘とスキルアップのための研修会を開催する。

③ 日本語学習指導者のスキルアップ

日本語学習が必要な在住外国人が効果的に勉強できる環境を整備するため、日本語学習指導者のスキルアップ研修会や意見交換会を開催する。

④ 多文化共生に係る相談窓口・機関の連携

在住外国人の抱える問題に的確かつ円滑に対応するため、県・市町村等の外国人相談窓口や女性・青少年等の専門相談機関の連携体制を構築する。

(2) 多文化共生の地域づくり

① 地域共生サポーターの育成

地域で生活する外国人を支援し、地域レベルで県民と在住外国人とのパイプ役となるボランティア人材を育成するための講座を開催する。

② 多文化共生啓発リーダー（仮称）養成事業

地域社会全体に多文化共生社会づくりの意識啓発を図り、活動の輪を広げるため、在住外国人やボランティアの中からリーダーとなる者を養成するための研修等を行う。

③ 留学生フォローアップ事業

留学生に卒業後も本県の理解者として活躍してもらうための就職支援やネットワークづくりを行う。

2 多様な地域との交流の推進

(1) 友好提携地域とのパートナーシップ交流の推進

① 中国・江西省との交流

平成4年6月に友好交流協定を締結した江西省とは、訪問団の派遣・受入等を通じて、農業、経済、教育等の分野で交流を進めるとともに、海外技術研修員の受入れなどを行う。

また、平成24年度の友好交流協定締結20周年に向け、関連事業の検討を行う。

②オーストラリア・南オーストラリア州との交流

平成5年5月に友好交流協定を締結した南オーストラリア州とは、これまで培ってきた交流実績を生かしながら、交流の活性化に取り組む。

③インド・マハーラーシュトラ州地域との交流

ピンプリ・チンチワッド市からの環境分野の技術研修員の受入れ等を通じて、友好交流協定先である同市及びプーネ市等との交流事業の推進を図るとともに、マハーラーシュトラ州とも友好促進に向けた協議を進める。

④韓国・慶尚南道キョンサンナムドとの交流

平成21年10月に友好交流協定を締結した慶尚南道とは、高校生派遣事業、岡山紹介事業等を通じて、経済、文化、教育などの分野において交流を進める。

(2)多様な分野における幅広い交流の推進

①海外県人会の活動促進及び交流の推進

本県からの移住者などにより県人会が組織され、交流の長い歴史があるブラジル、アルゼンチン、ペルー、ボリビアの南米諸国とは、県人会及び移住者に対して情報提供を行うとともに、南米県人会の活動促進を行う。

3 岡山発国際貢献活動の推進

(1)本県の特性を生かした国際貢献活動の推進

①国際貢献ローカル・トゥ・ローカル技術移転事業

NGO・NPO等と連携し、開発途上国等を対象とした研修員の受入れ及び専門家の派遣を行い、本県の特性を生かした国際貢献活動として技術支援活動を推進する。

- ・ NGOプロポーザル枠 開発途上国で活動している県内NGO・NPO等が現地の技術移転のニーズを踏まえて立案した技術移転プランに基づいて行われる受入れ（1名程度）及び派遣（1地域程度）
- ・ 友好交流・移住者枠 中国・江西省及びインド・マハーラーシュトラ州地域、南米県人会の推薦による受入れ（4名程度）

②国際救援物資の備蓄事業

広く県民や県内企業等の協力を得ながら、国際救援活動（県内外の災害救援を含む。）に必要な毛布等の物資を岡山空港内の救援物資備蓄センターに備蓄するとともに、災害発生時に国際救援活動を行う県内NGO・NPO等に物資を提供し、その活動を支援する。

③国際救援活動要員の養成

国際救援活動の現場で求められる職務を的確に果たすことができる人材を養成する講座を開催する。

(2) 県民、企業、NGO・NPO等が参加、活動しやすい環境づくり

①おかやま国際貢献月間の集中取組

国際貢献活動の推進に関する条例に定められた「おかやま国際貢献月間」(10月)に、国際貢献に係るイベントを開催し、県民の国際貢献活動への理解と参加意識を高めるとともに、NGO・NPO等の交流・連携を促進する。

②岡山発国際貢献活動の推進

県内に本部等の拠点を置くNGO・NPOや企業等の2以上の団体が連携・協働して実施する国際貢献活動を支援し、岡山発の国際貢献活動をより一層推進する。

③おかやま国際協力大使の委嘱

本県出身のJICAボランティアを「おかやま国際協力大使」に委嘱し、大使からの現地活動報告を県ホームページ等で広報することを通じ、開発途上国の現状や国際貢献活動の意義等について県民の理解促進を図る。

4 地球市民の育成

(1) 多彩な主体による国際感覚豊かな人づくり

①地域における国際交流機会の提供と参加促進

市町村やNGO・NPO、ボランティア等が主体となった国際交流活動や在住外国人との交流活動などが活発に展開されるよう、活動手法や海外事情等に関する情報提供、参加促進のための広報活動などの支援を行う。

②語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)

地域における国際交流の推進と外国語教育の充実を図るため、イギリス、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド等から外国青年を招致し、国際交流員及び外国語指導助手として配置する。国際交流員は、県において国際交流等の業務や国際理解の出前講座等を実施し、外国語指導助手は、小・中・高校において外国語指導等の業務に従事する。

③国際理解教育等の推進

(財)岡山県国際交流協会と連携し、多様な主体による国際感覚豊かな人づくり、地域で外国人住民を受け入れる仕組みづくりなどの事業を実施し、地域の国際化に向けた取組を進める。

(2) 地球的視野を持って行動できる人づくり

①幅広い国際ボランティア活動への参加促進

通訳・翻訳、ホームステイ受入れ、日本語指導等のボランティアを登録・派遣する「国際ボランティア人材バンク」の運営と広報を行うことにより、幅広い県民の国際ボランティア活動への参加を促進する。

②国際交流・国際貢献・多文化共生社会づくりのリーダーの育成

(財)岡山県国際交流協会や公設国際貢献大学校等と連携して、「多文化共生啓発リーダー」(仮称)や「災害救援専門ボランティア(通訳・翻訳)」など、専門的能力を持ちリーダーとして活躍できるボランティアの育成を行う。

5 海外渡航事務の実施(旅券発給)

旅券法に基づき、海外へ渡航するために必要な一般旅券の発給を行う。県民の旅券取得の利便を図るため、平成18年10月に旅券の申請受理と交付事務を全市町村に権限移譲し、県においては旅券の作成及び市町村支援等の事務を実施している。

今年度においても、旅券事務が円滑に実施されるために必要な取組を行う。

・平成22年度一般旅券交付件数 47,467件

● 岡山県及び県内市町村の友好(姉妹)提携の状況

平成23(2011)年4月1日現在

県・市町村名	提携先(国・地域)	提携年月日
岡山県	江西省(中国)	平成4(1992)年6月1日
	南オーストラリア州(オーストラリア)	平成5(1993)年5月7日
	ブーネ市(インド・マハーラーシュトラ州)	平成18(2006)年1月19日
	ピンプリ・チンチワッド市(インド・マハーラーシュトラ州)	平成18(2006)年1月20日
	慶尚南道(韓国)	平成21(2009)年10月17日
岡山市	サンノゼ市(米国・カリフォルニア州)	昭和32(1957)年5月26日
	サンホセ市(コスタリカ)	昭和44(1969)年1月27日
	プロブディフ市(ブルガリア)	昭和47(1972)年4月28日
	洛陽市(中国・河南省)	昭和56(1981)年4月6日
	富川市(韓国・京畿道)	平成14(2002)年2月26日
	新竹市(台湾)	平成15(2003)年4月21日
倉敷市	サントペルテン市(オーストリア)	昭和32(1957)年9月29日
	カンザシティ市(米国・ミズーリ州)	昭和47(1972)年5月20日
	クライストチャーチ市(ニュージーランド)	昭和48(1973)年3月7日
	鎮江市(中国・江蘇省)	平成9(1997)年11月18日
津山市	サンタフェ市(米国・ニューメキシコ州)	平成11(1999)年10月30日
玉野市	統營市(旧忠武市)(韓国・慶尚南道)	昭和56(1981)年8月3日
	九江市(中国・江西省)	平成8(1996)年10月5日
	グロスター市(米国・マサチューセッツ州)	平成16(2004)年7月23日
高梁市	トロイ市(米国・オハイオ州)	平成2(1990)年5月4日
新見市	信陽市瀕河区(中国・河南省) (旧信陽市行政区画再編により、2000年4月26日信陽市瀕河区と友好都市締結)	平成4(1992)年4月16日
	ニューパルツ・ヴィレッジ(米国・ニューヨーク州)	平成10(1998)年10月9日
	シドニー市(カナダ・ブリティッシュコロンビア州)	平成20(2008)年6月30日
備前市	クレア&ギルバートパレー町(オーストラリア・南オーストラリア州) (旧クレア町1997年7月1日合併により町名変更)	平成2(1990)年1月18日
瀬戸内市	ミティリニ市(ギリシャ)	昭和57(1982)年7月6日
	密陽市(韓国・慶尚南道)	平成17(2005)年11月12日
赤磐市	ヴァルハウゼン村(ドイツ・ラインラントファルツ州)	平成7(1995)年4月19日
真庭市	ビクターハーバー市(オーストラリア・南オーストラリア州)	平成12(2000)年5月26日
	瑞金市(中国・江西省)	平成13(2001)年1月16日
美作市	サン・ヴァランタン(フランス・アンドル県)	昭和63(1988)年4月6日
	サント・ヴァレンティン(オーストリア・ニーダーエステライヒ州)	平成6(1994)年10月25日
	サン・ヴァランタン(カナダ・ケベック州)	平成9(1997)年10月24日
浅口市	ティー・ツリー・ガリー市(オーストラリア・南オーストラリア州)	平成19(2007)年10月4日
	高安市(中国・江西省)	平成21(2009)年10月14日
和気町	上海市嘉定区(中国・上海市)	平成4(1992)年10月15日
	ハナ町(カナダ・アルバータ州)	平成5(1993)年3月21日
鏡野町	イヴェルドン・レ・バン市(スイス・ヴォ州)	平成8(1996)年10月7日
久米南町	バロッサ市(オーストラリア・南オーストラリア州)	平成14(2002)年8月22日
吉備中央町	淮安市登州区(中国・江蘇省)	平成11(1999)年1月26日

岡山県の提携件数 5

16市町の提携件数 34

岡山県	マハーラーシュトラ州立研究研修機関「ヤシヤダ」	平成18(2006)年1月21日
水島港	アデレイド港(オーストラリア・南オーストラリア州)	昭和59(1984)年11月29日

情報政策課

情報通信分野を取り巻く諸情勢の変化に的確に対応し、誰もが、いつでも、どこでも、ネットワークを自在に活用し、生活の様々な面でITの恩恵を実感できる「ユビキタス・フィールド岡山」の実現を目指して、「新おかやまIT戦略プログラム（進化・発展版）」に基づき、IT関連施策を戦略的に展開する。

1 ネットワーク環境の充実

岡山情報ハイウェイ及び市町村の公共ネットワーク等の本県の優れた光ファイバ網を最大限、効果的に活用しつつ、移動先でも使える無線LAN技術の利用等にも柔軟に対応できる全県的なユビキタス・ネットワーク環境の早期実現を目指す。

(1) ネットワークインフラの高度化

誰もが外出先等で気軽にインターネットを利用できるユビキタス社会の便利さ、快適さを実感してもらうため、県、市町村の公共施設に整備した無線LANアクセスポイントの利用拡大に努めるほか、衛星を利用したブロードバンドの推進事業に取り組むなど、条件不利地域におけるブロードバンド環境の整備を促進する。

・「岡山情報ハイウェイ」 総延長450km、接続団体数145（平成23年3月末現在）

(2) 情報通信格差の是正促進

中山間地域等の、いわゆる条件不利地域における高速インターネット環境の整備を推進し、情報通信格差を解消するため、民間事業者との連携も図りつつ、ブロードバンド整備に取り組む市町村を支援する。

・県内ブロードバンド世帯カバー率 99.9%（平成23年3月末現在）

・県内ブロードバンド世帯普及率 59.8%（平成22年12月末現在）

(3) 地上デジタル放送の円滑な導入

地上テレビ放送のデジタル化に伴う諸施策は、国及び放送事業者の責務であるが、テレビは生活に深く浸透した情報基盤で、地域の生活や安全の確保に不可欠の基礎的生活インフラとなっていることを踏まえ、県としても、本年7月に予定されているデジタル放送への完全移行に向けた取組に協力するとともに、難視聴解消のために設置された辺地共聴施設のデジタル化を進める市町村を支援する。

・中継局による県内地上デジタル放送の世帯カバー率 93.5%（平成23年3月末現在）

(4) 移動通信用鉄塔の整備促進

情報通信における地域間格差の是正を図るため、国の支援制度に加え、県単独の支援制度の効果的な活用により、携帯電話の利用可能地域の拡大に向け、移動通信用鉄塔の整備に取

り組む市町村を支援する。

- ・ 県内携帯電話エリア内人口割合 99.9% (平成23年 3月末現在)

2 ITの利活用の推進

県民生活のあらゆる場面において、誰でもITの便利さを実感できるようにするため、安全・安心の確保、コミュニティや地域産業の活性化など、地域社会における課題解決に貢献するITの利活用を通じ、地域に根ざした情報化を推進する。

(1) 生活に身近な分野におけるITの利活用の推進

遠隔医療の推進や教育分野での情報機器の利用拡大など、県民生活に身近な分野でのITの利活用の推進を図っており、市町村に対して国等の補助事業の活用を働きかけている。また、電子申請システムの市町村との共同利用の拡大を図るとともに、体験会の開催等を通じた普及啓発活動に取り組んでいる。

(2) 情報リテラシーの向上

IT関係企業、岡山県高度情報化推進協議会等の関係団体と連携を図りながら、ホームページ等を通じてネット利用についての基本的な知識や、ネットを通じた各種トラブルへの対処方法に関する啓発を行う。

また、民間企業との協働による高齢者向けIT講座の開催等に新たに取り組む。

(3) ネットワーク活用技術の普及促進等

動画配信システムを活用し、教育、文化、観光、行政等の様々な分野の情報を動画により提供するほか、テレビ会議システムの活用に努める。

(4) 地域ITベンチャー企業等の育成

優れた技術力を有しながら、資金力等により、事業化や成長機会が十分与えられていないITベンチャー企業等の育成・発展を図るため、県の役務の一定部分について優先的に発注する。

3 効率的な電子自治体の推進

県内の優れたネットワーク基盤を生かしたスリムで効率的な電子自治体の構築を進め、誰もが簡単な手続で、様々な行政サービスを利用可能とするための取組を全庁的に推進する。

また、行政事務の効率化・高度化の観点から、行政の情報化を積極的に進めるとともに、既存の庁内情報システムの再構築など、多様化する行政需要に適切に対応したシステムの高度化を進める。

(1) 情報システムの最適化

「岡山県情報システム最適化計画」に基づき、情報システムのコスト削減、利用の効率化等を図るシステム最適化を進めており、汎用機システムの再構築を行うとともに、仮想化技術

等の最新の技術を利用し、信頼性・安定性及び安全性を確保した共通基盤を整備した上で、平成24年度から基幹系業務の新システムの運用を開始する。

(2) オンライン行政サービスの利用促進

平成15年から運用している汎用電子申請システムを、平成20年度に、クレジット収納等の多様な電子収納手段や携帯電話への対応といった機能充実を行ってリニューアルしており、手続担当課や市町村と連携しながら普及啓発活動に取り組み、オンライン行政サービスの利用促進を図る。

(3) 岡山県電子自治体推進協議会の運営

県内全市町村との連携のもと、住民サービスの向上と行政事務の高度化を図るため、電子自治体の円滑かつ効率的な構築を進めており、県内全域での行政情報化を推進するとともに、市町村の業務システム経費の削減を目指して、自治体クラウドに関する検討会を開催する。

(4) 新GIS（地理情報システム）の整備

おかやま全県統合型GISシステムは、地域団体等による情報の発信、共有化を支援する協働型情報発信ツールとして定着しているが、住民の利便性を一層向上させるため、県と市町村との共同利用が可能な新GISシステムの導入を行う。

(5) 情報セキュリティ対策の推進

情報セキュリティ対策を効率的・効果的に行うための指針として策定した「情報セキュリティポリシー」の職員等への徹底を図るとともに、セキュリティポリシーに基づき業務が適正に行われているかどうか確認し、問題点の明確化や改善策の検討を行うための情報セキュリティ監査を着実に実施する。

(6) 県ホームページにおけるウェブ・アクセシビリティの向上

県ホームページについて、ウェブ・アクセシビリティに一層配慮し、誰もがわかりやすく利用しやすいものになるよう努める。

くらし安全安心課

1 消費生活行政の推進

(1) 消費生活行政の総合調整

複雑化、多様化する消費生活に係る諸問題に適切に対応するため、長期的かつ総合的見地から消費者行政の方向性や新たな課題などについて企画・審議を行い、平成23年3月に策定した新消費生活基本計画の実効ある推進を図るとともに、関係部署・機関等との連絡調整や連携を密にし、事案により臨機応変に対策チームを編成するなど、消費者の視点に立った消費者行政を推進する。

ア 新消費生活基本計画の推進

- ・きめ細かな情報提供と消費者教育・学習の推進
- ・市町村の相談体制充実への支援
- ・悪質な事業者の監視・指導・取締りの強化

イ 消費者行政活性化事業の実施

- ・県及び市町村の消費生活相談窓口の機能強化等の取組

ウ 消費者被害撲滅事業の推進

- ・消費者月間(5月)、安全・安心まちづくり旬間(10月)を中心に消費者団体等と協働して消費者被害撲滅キャンペーンを実施

(2) 市町村との連携による消費生活相談・啓発の充実

消費者の相談対応や消費者意識の啓発は、住民に身近な市町村で行うことが有効であることから、消費者被害防止行政連絡会議を開催し、緊密な連携を図りながら、消費者行政の円滑な推進を図る。

(3) 相談体制の充実・強化

複雑化、多様化するとともに、高止まりで推移している消費生活相談に対応するため、消費生活センターの相談体制を充実させるとともに、全国消費生活情報ネットワークシステム(パイオネット)の有効利用を図り、被害者救済等について、迅速・的確な処理を図る。

(4) 悪質商法の取締り

ア 特定商取引に関する法律及び岡山県消費生活条例に基づく指導・取締り

訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引等において不適正な取引行為を行う事業者に対する是正指導、また、悪質な事業者に対しては厳正な行政処分を行うなど、悪質商法の根絶を目指した取組を強力に推進し、取引の公正と消費者の利益保護を図る。

(5) 適正な取引の確保

ア 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)に基づく調査・指導及び相談食品の原産地の偽装表示等による消費者の表示への不信感を払拭するため、監視・指導や

啓発の充実等、食品表示の適正化に向けた取り組みの強化を図る。

イ 不当景品類及び不当表示防止法に基づく調査・指導

不当な顧客誘引行為のうち、過大な景品類の提供や虚偽・誇大な表示についての申告や相談の受付、調査、指導を行う。

ウ 消費生活用製品安全法に基づく立入検査・指導

安全基準に適合していない消費生活用製品により、一般消費者の生命・身体に対して危害が発生することがないように、特定製品・特別特定製品の販売事業者および特定保守製品取引事業者に対して立入検査、指導を行う。

エ 家庭用品品質表示法に基づく立入検査・指導

一般消費者が日常使用する家庭用品の購入に際し不測の損失を被ることのないよう、表示すべき事項、表示する上で遵守すべき事項についての立入検査、指導監督を行う。

オ 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）に基づく調査・指導

一般消費者に米、米加工品を販売する場合の産地情報の伝達について調査・指導等を行う。

(6) 消費生活協同組合の指導・調査

消費生活協同組合法に基づく消費生活協同組合の適正な運営指導・調査を行う。

(7) 消費者組織の育成

岡山県消費生活問題研究協議会をはじめとする消費者組織の育成・指導に努める。

(8) 多重債務者対策

ア 多重債務者対策協議会の開催

イ 無料法律相談会及び相談ウィークの実施

2 消費生活センター

県民の消費生活の安定と向上を促進するため、消費生活に関する知識の啓発、消費生活相談及び苦情処理等を実施する。

(1) 消費者意識の啓発

複雑・多様化する消費者問題に対応するためには、消費者が自ら考え判断する能力や積極的に行動する能力を高めることが必要であることから、NPO・ボランティア等と連携し消費者に対し悪質商法による被害防止等について啓発を行うとともに、的確な情報の提供に努める。

ア 消費者啓発セミナー(高齢者・若者・一般対象)の実施

イ 消費生活講座の開催

ウ 消費者被害防止一口講座の実施

エ 消費者啓発セミナーボランティア講師育成講座の開催

消費者啓発セミナーのボランティア講師として登録している県民・消費者団体・NPO等のスキルアップを図る。

オ 暮らしの相談員の活動促進等

カ 消費生活情報紙の発行

消費生活に関する情報をタイムリーに県民に周知するとともに、啓発資材として活用する。

(年6回発行：各20,000部)

キ ホームページ、メールマガジンによる情報発信

(2) 消費生活相談の実施

全国消費生活情報ネットワークシステム(パイオネット)を活用し、効果的な相談業務を展開する。

なお、市町村における相談体制の充実を図るため、市町村担当者等を対象に消費生活相談の基礎的知識が学べる研修会を開催する。

また、消費生活相談日を新たに開設する市に、センターの消費生活相談員を派遣する。

相談件数

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度※
苦 情	14,721	13,103	11,108	9,670	7,850
問 合 せ 等	810	752	738	598	475
計	15,531	13,855	11,846	10,268	8,325

※平成22年度：平成23年2月末現在

3 ユニバーサルデザイン(UD)の推進

ユニバーサルデザイン(UD)の考え方を県のあらゆる施策に取り入れ、全県的に浸透させるため、UD重点取組に基づき全庁的にUDを推進するとともに、産学官民の「おかやまUDネットワーク」の拡充を図る。

また、市町村やNPO等と連携しながら出前講座やセミナー、定期的なワークショップ形式の講座の開催、UD啓発パネルやUD製品、UD体験用具等を載せたワゴン車による訪問啓発サービスの実施等により、県内全域でのUDの普及啓発に取り組む。

さらに、NPO法人等と協働し、県内文化施設を対象にハード、ソフト両面でのUD対応状況のアンケートや現地調査を行い、取りまとめ、分析の上、問題点と対応策を分かりやすく解説する「文化施設UD対応マニュアル」を作成し、施設運営者や市町村等へ広く提供することで、施設運営管理者等のUD意識の高揚を図り、UDに配慮した施設の改善やサービスの向上を促進する。

4 交通安全対策の推進

最近の厳しい交通情勢に対処するため、マトリックス組織を中心に関係機関・団体との連携を密にして、第9次岡山県交通安全計画(平成23~27年度)に基づき、総合的、効果的な交通安全対策を推進する。

また、市町村の交通安全活動推進体制の確立と民間団体の交通安全指導者の育成に努め、県民

総ぐるみによる交通事故防止諸施策を推進する。

5 交通安全思想の普及・徹底

(1) 広報活動の推進

交通安全意識の高揚を図るため、チラシ・広報紙等あらゆる広報媒体を活用して広報活動を展開する。特に、交通安全県民運動やシートベルト・チャイルドシート着用推進については、ラジオ放送等を通じてドライバー等に呼びかけるなど、広報活動を強化する。

(2) 岡山県交通安全教育講師団講師の派遣

交通安全に対する専門知識や熱意と理解を有する人を知事が講師として委嘱し、交通安全関係団体等からの依頼により派遣して、交通安全に関する指導助言等を行う。

23年度委嘱講師 35人 22年度委嘱講師 39人

(3) 交通安全映画フィルム・DVDの貸出

地域、職域で実施される交通安全教室等の教材として、16ミリフィルム及びDVDの貸出を行い、交通安全教育の充実に努める。

23年度所有数 フィルム118本、DVD56本

(4) 交通安全指導者の養成

地域に密着した交通安全指導を行うため、幼児交通安全クラブ（ももたろうクラブ）、交通安全母の会のリーダーを対象にした研修会を実施する。

実施状況

幼児交通安全クラブ指導者研修会	23年度予定	3回 500人	22年度実績	3回 372人
交通安全母の会指導者研修会	〃	3回 900人	〃	3回 891人

(5) 無事故・無違反チャレンジ200日

10人が1チームとなり、無事故・無違反を目指すことによって、安全運転の励行を習慣づけるとともに、広く県民の交通安全意識の高揚を図る。

- ・ 実施時期 平成23年 6月15日～平成23年12月31日（200日間）
- ・ H23募集チーム数 6,000チーム程度（目標） H22参加チーム数 6,275チーム

6 交通安全県民運動等の推進

(1) 交通安全県民運動

交通事故の防止に向けて各種交通安全県民運動を幅広く展開し、効果的・集中的な施策の実施と、時宜を得た活動の積極的な推進を図る。

○春の交通安全県民運動（全国運動） 実施期間：5月11日～5月20日

○秋の交通安全県民運動（全国運動） 実施期間：9月21日～9月30日

○年末・年始の交通事故防止県民運動 実施期間：12月1日～1月3日（予定）

○高齢者交通安全県民運動 実施期間：10月1日～11月30日

○シートベルト・チャイルドシート着用推進県民運動 実施期間：4月1日～8月31日

(2) その他の運動

- ・ ゴールデンウィークの交通事故防止（4月23日～5月 8日）
- ・ 自転車運転マナー向上（5月）
- ・ 梅雨期の交通事故防止（6月～7月）
- ・ 夏の交通事故防止（7月～8月）
- ・ 行楽期の交通事故防止（10月～11月）
- ・ 交通事故死ゼロを目指す日（5月20日、9月30日）
- ・ 飲酒運転一団体一根絶運動（通年）
- ・ 交差点事故防止運動（通年）
- ・ 交通マナー向上作戦（通年）

7 交通事故相談の実施

交通事故被害者救済のため、交通事故相談所をきらめきプラザ及び美作県民局に設けるとともに、県下2か所での定期巡回相談を実施する。

名 称	場 所	相 談 日
岡山県交通事故相談所本所	きらめきプラザ	月～金（ただし祝日、年末年始を除く）
岡山県交通事故相談所津山支所	美作県民局	木（ただし祝日、年末年始を除く）
巡 回 相 談	笠岡市役所	毎月第3水曜日
	新見市役所	毎月第2金曜日

8 安全・安心まちづくりの推進

犯罪のない安全で安心な社会は、すべての県民の願いであり、豊かで快適な生活を営む上での基盤である。

その実現を目指し、平成18年9月、「岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例」を制定した。この条例に基づき、温かい地域の絆に守られた健全な地域社会の構築や県民の自主的な活動の尊重などを基本理念として、市町村、県民、自治会等、ボランティア・NPO及び事業者との連携協働による安全・安心岡山県づくりを推進する。

(1) 児童等の安全の確保

ア 小学校を中心とする自主防犯活動の推進

市町村が行う自主パトロール団体と児童等の交流等をモデル事業として支援するほか、「おはよう、おかえり」県民運動の普及などに努める。

イ 学校等の安全確保

学校等における児童、生徒、幼児等の安全確保を図るため、「学校等における児童等の安

全確保に関する指針」の普及に努める。

ウ 通学路等の安全確保

登下校時や帰宅後の子どもの安全確保のため、「通学路等における児童等の安全確保に関する指針」の普及に努めるとともに、事業所などとも連携した地域ぐるみの子どもの安全確保を推進する。

エ 児童等が犯罪に遭わないための教育の推進

専任指導者を小学校に派遣するとともに、これまで養成してきた指導者と連携して地域安全マップづくりを推進させ、児童等の危険予測能力や危険回避能力の育成を図る。

オ 高齢者等の犯罪被害防止

犯罪に対して弱い立場にある高齢者等を対象とした効果的な広報啓発を行い、振り込め詐欺をはじめとする犯罪の被害に遭うことを防止する。

(2) 県民等による安全・安心まちづくりの自主的な活動の促進

ア 県民運動の推進

(ア) 県民推進大会の開催

安全・安心まちづくりを推進する全県的組織である県民会議を通じた運動を展開するため、年間の行動計画を策定するとともに、県民総ぐるみで犯罪のない安全で安心な岡山県づくりを進めるため、県民推進大会を開催する。

(イ) 犯罪のない安全・安心まちづくり知事表彰

県民の意識の高揚と自主活動の促進を図ることを目的に、犯罪のない安全で安心なまちづくりに特に功績のあった個人・団体及び優良な事例を表彰する。

- ・ 功労賞 (平成22年度：8個人、3団体)
- ・ まちづくり賞 (平成22年度：1個人、9団体)

(ウ) 広報・啓発

安全・安心まちづくり旬間(10月11日～20日)等を中心に、安全・安心まちづくりへの県民の理解を深めるための広報を行う。

また、毎月第二金曜日を「犯罪ゼロの日」として、市町村や自主活動団体などと連携しながら、地域ごとの犯罪発生状況や手口などを踏まえた広報啓発を行うなど、地域を挙げて犯罪の未然防止に取り組む。

イ 地域の協働体制づくり

(ア) 自主活動団体の支援

青色防犯パトロール実施団体による広報活動のための放送機材の貸与、募金型自動販売機の設置に係る青色防犯パトロール実施団体と事業者との間のコーディネート、さらに、自主活動団体の活動時の事故に対する見舞金制度により、幅広く自主防犯活動を支援する。

(イ) 自主活動の充実・普及

地域で自主防犯活動を推進するリーダーやコーディネーターの養成講座等を開催する。また、実践事例集や安全・安心通信の発行、ホームページの活用などにより、県民、自主

活動団体に対し、先進的な取組事例の紹介やタイムリーな情報提供を行う。

(ウ) 事業者と連携した取組の推進

業界団体や事業者による「子どもの安全・安心見守り」宣言の促進や、事業者と連携した「声掛け合って、かぎ掛け」県民運動の推進などに努める。

(3) 犯罪の防止に配慮した社会環境の整備

ア 事業所における防犯活動の推進

講習会等を開催し、金融機関、深夜営業店をはじめ、小売店、工場などの事業所において、順次、防犯責任者の設置を促進し、事業所の防犯性の向上を図る。

イ 道路、住宅等の防犯指針の普及促進

「犯罪の防止に配慮した道路、公園、自動車駐車場及び自転車等駐車場の構造、設備等に関する指針」及び「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の普及に努め、犯罪防止に配慮した社会環境の整備を図る。

9 犯罪被害者等の支援

犯罪被害者等基本法（平成17年4月1日施行）により、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた施策を策定し、実施する責務を負うこととされ、また、国においては、平成23年3月に第2次犯罪被害者等基本計画を策定した。

本県では、法及び国の基本計画に基づき、平成19年に、「岡山県犯罪被害者等の支援に関する取組指針」を策定し、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に実施してきたところであるが、この間、刑事裁判における被害者参加制度や裁判員制度が発足するなど、犯罪被害者等を取り巻く環境は大きく変化した。こうした動向に鑑み、社会全体で犯罪被害者等の支援を推進していく必要があることから、平成23年3月、基本理念、県や県民等の責務、県が講ずべき施策など、支援の基本となる事項等を定めた岡山県犯罪被害者等支援条例（平成23年4月1日施行）を制定するとともに、「第二次岡山県犯罪被害者等の支援に関する取組指針」を策定した。

今後は、条例に定める基本理念等にとり、県民の理解の増進に努めるとともに、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、関係機関・団体等の連携のもと、取組指針に従って各種の施策を推進する。

男女共同参画青少年課

1 男女共同参画施策の総合企画及び連絡調整

男女共同参画社会の実現をめざして、平成23年3月に策定した第3次おかやまウィズプランに基づく各種施策を推進する。

(1) 第3次おかやまウィズプランの推進

5つの基本目標と18の重点目標に沿って、34項目の数値目標を掲げ、全部局において188の施策を総合的かつ計画的に実施する。

(2) 施策の進捗状況の公表

条例第9条に基づき、プランの進捗状況を取りまとめた年次報告書を作成し、公表する。

(3) 岡山県男女共同参画審議会の運営

男女共同参画社会の実現に関する重要事項について調査審議等を行うため、条例第24条に基づき、学識経験者10名、公募委員5名からなる審議会を設置、運営する。

2 男女共同参画社会の促進

(1) 意識啓発

ア 男女共同参画推進月間（11月）における啓発（男女共同参画社会づくり表彰（事業者、個人）、各種啓発事業等）

イ 男性や若い世代向けの意識改革のための協働事業の募集・実施

ウ 若者のためのライフデザイン支援事業の実施

エ ワーク・ライフ・バランス推進フォーラムの開催

オ 県民局単位の男女共同参画研修（DV、セクハラ等の防止等）

カ 啓発資材の活用

(2) 市町村との協力

市町村と連携し関係施策の円滑かつ効果的な推進を図るとともに、全市町村で男女共同参画基本計画及び条例が策定されるよう、市町村の取組を支援する。

(3) 地域男女共同参画推進事業

県下全域で、地域における男女共同参画に係る活動を積極的に推進していくため、団体に委託して実施する。

3 配偶者等からの暴力防止対策等

(1) 配偶者等からの暴力防止啓発

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」に基づき、暴力の発生を防ぐ環境づくりを推進する。また、「医療関係者のためのDV被害者対応の手引」を活用した医療関係者等への研修、若者へのデートDV防止の呼びかけ、相談窓口の周知など普及啓発に努める。

(2) 被害者保護・自立支援

上記計画に基づき、民間シェルターの運営補助など、DV被害者の保護及び自立支援を民間と協働で実施するとともに、関係機関との意見交換や課題検討を通じ、総合的な対策を講じる。

4 男女共同参画推進センター（ウィズセンター）

男女共同参画を推進するための総合拠点施設として、県民、ボランティア・NPO、事業者・企業、国・市町村などさまざまな主体と協働して、事業を実施する。

また、DV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターとして、DV被害者からの相談に対応するとともに、若い世代を対象としたデートDVの予防啓発等を行う。

(1) 情報収集と提供

図書やDVDの貸出し、人材情報等、男女共同参画に関する情報の収集・提供、情報誌「With」の発行を行う。

(2) 相談

生き方や家族・夫婦の悩みなど、様々な問題の一般相談（電話及び面接）に応じるとともに、弁護士や医師による特別相談（法律・こころ）も実施する。

(3) 講座等の開催

ア 男女共同参画ゼミナール事業

男女共同参画の視点を持った地域リーダーの養成とそのネットワークづくりを推進する。

イ 地域リーダー・ステージアップ事業

男女共同参画ゼミナール修了生等を対象に、より高度な知識を習得し、地域における実践的活動を推進できる人材を養成する。

ウ ウィズカレッジ事業

最新の情報や知識を提供し、男女共に参加しやすい講座、男性・若い世代に着目した講座、ワーク・ライフ・バランスの実現に資する講座を開催する。また、職員による出前講座、来所講座を行う。

エ ストップ・DV事業

男女間のあらゆる暴力を許さない社会環境づくりに向け、意識啓発を図る。

(4) ウィズフェスティバルの開催

ウィズセンターの登録団体等からなる実行委員会に委託し、男女共同参画推進月間（11月）に講演会、ワークショップ等を開催することにより、県民の積極的参加と団体の自主的な活動及び交流を促進する。

(5) 就業支援

ア キャリアアップ講座

再就職を希望している女性を対象に、パソコンの基礎的技術や働く際に必要な知識等を習得する講座を実施する。

イ 就業に関する情報の提供

5 青少年総合対策の推進

(1) 青少年総合対策の推進

青少年対策に関する情報交換及び総合調整を行い、事業の推進を図る。

(2) 岡山県青少年問題協議会の運営

地方青少年問題協議会法に基づき設置されている岡山県青少年問題協議会を開催し、青少年の育成等に関する総合的施策の樹立について、必要な事項を調査審議する。

(3) 青少年対策マトリックス組織の運営

ア 本庁

青少年の健全育成、非行防止対策をより総合的、一体的に推進するため、知事部局、教育委員会、警察本部によるマトリックス組織を男女共同参画青少年課に置き、啓発活動の一元

化や関係事業の総合調整を図る。

イ 地域マトリックス

県民局、教育事務所、警察署を中心とした地域マトリックス組織を県民局協働推進室に置き、地域の実情に即した青少年対策を総合的に推進する。

(4) 「青少年問題を考え、行動する100人委員会」の取組の推進

ア 青少年の健全育成に向けた県民運動の推進

青少年を取り巻く諸問題の解決に向けて、県内各界の代表（135名/団体）で構成する「青少年問題を考え、行動する100人委員会」を中核として、家庭、学校、地域社会が協働して、青少年の健全育成と社会参加に向けた県民運動の推進を図る。

イ 「おかやま青少年さんあい運動」の推進

「であい、ふれあい、たすけあい」を統一テーマとする「おかやま青少年さんあい運動」を推進し、家庭や地域など身近なところで青少年に気軽に声をかける等の取組を展開するよう働きかける。

(5) 岡山県青少年総合相談センターの運営

ア 岡山県青少年総合相談センターの運営

平成13年7月に設置した青少年総合相談センターにおいて、いじめ、不登校、非行等に関する相談、指導等を総合的に行う。

〈相談窓口一覧〉

- 「総合相談窓口（086-224-7110）」（県民生活部男女共同参画青少年課）
- 「教育相談」「進路相談」（教育庁指導課）
- 「子どもほっとライン」「すこやか育児テレホン」（教育庁生涯学習課）
- 「ヤングテレホン・いじめ110番」（警察本部少年課）

イ 青少年相談の充実強化

青少年総合相談センターにおいて、困難な相談内容に対応するため、臨床心理士や弁護士等の青少年問題アドバイザーによる専門相談を実施する。

また、「青少年相談機関連携強化連絡会議」や「交流会・研究会」を開催し、専門的機能を高めるとともに、きらめきプラザ内に集約された相談機関をはじめ、「おかやま子ども・若者サポートネット」の各支援機関等との連携強化を図る。

(6) おかやま子ども・若者育成支援事業

平成22年度に実施した意識調査の結果を踏まえ、「岡山県子ども・若者育成支援計画(仮称)」の策定を行うとともに、「おかやま子ども・若者サポートネット」の連携強化を図る。

また、「岡山県青少年総合相談センター」の相談員のレベルアップを図り、ワンストップの相談機能を強化する。

6 青少年の自立と活力のかん養

(1) 家庭における青少年健全育成の推進

ア 青少年健全育成促進アドバイザーの派遣

家庭、地域の教育力の向上を図るため、青少年健全育成の分野において専門的知識を有する人をアドバイザーに委嘱し、各種団体が青少年健全育成をテーマに開催する講演会等に講師として派遣する。

(2) 地域社会における青少年健全育成の推進

ア 青少年健全育成県民運動の推進

7月、11月、3月を「青少年健全育成強調月間」と定め、青少年の健全育成と非行防止について、より一層県民の理解を深めるため、関係機関や団体が一体となった県民総ぐるみの運動を集中的に展開する。

イ 善行・優良事例の顕彰（「岡山県わかば賞」）

身のまわりにある青少年の善意ある行為、勇気ある行為など、他の青少年の模範となる行為を地域のみinnで顕彰し、人間性豊かな青少年を育てるとともに、明るい地域社会をつくるため、「岡山県わかば賞」を授与する。

ウ 青少年相談員制度の活用

複雑多様化する青少年問題に地域で適切に対応するため、身近なところで気軽に相談に応じる青少年相談員制度の充実強化を図る。

7 青少年の社会性の伸長

(1) 青少年のボランティア活動の促進

次代を担う青少年の社会性の伸長と社会的に自立した青少年の育成を目指して、青少年ボランティア会員を募集・登録し、ホームページを通じてボランティア情報を提供する。

(2) 国際交流活動の促進

内閣府主催の青年国際交流事業（「国際青年育成交流」「世界青年の船」「東南アジア青年の船」等）に県内青年を派遣するため、募集・選考事務等を行う。

(3) 青少年の島の活用

次代を担う青少年が自然とのふれあいや団体生活を通じて、真の友情や人間本来の生き方を追求する場として、県東部の黒島、中央部の六口島、県西部の梶子島を「岡山県青少年の島」として開島しており、利用促進の広報活動を強化し、年間を通じた島の活用を図る。

8 青少年にとっての良好な環境づくり

(1) 非行防止活動の推進

ア 広域補導の強化

青少年非行の広域化に対応するため、岡山県広域特別補導協議会に助成し、中高校生に対する列車、バス補導及び各地の催しにおける補導の強化を図る。

イ 青少年補導（育成）センターの活動促進

街頭補導、少年相談などの青少年補導（育成）センター業務の促進を図るため、16カ所の青少年補導（育成）センターの連携強化に努める。

(2) 社会環境の浄化促進

ア 青少年健全育成条例の周知

教育、警察等関係機関と連携し、立入調査による関係業者等への周知・指導等あらゆる機会を捉えて青少年健全育成条例の周知を行う。

イ 青少年健全育成条例関係事業の実施

青少年健全育成条例に基づき、優良図書・優良興行の推奨、有害図書・有害興行等の指定を行うとともに、立入調査員を指定し、年間随時調査に加え、青少年健全育成強調月間中の一斉立入調査等により、青少年にとって良好な環境づくりに努める。

推奨・指定状況

(件)

年 度		H17	H18	H19	H20	H21	H22
推 奨	優良図書	71	62	63	53	56	55
	優良興行	2	3	2	0	1	0
指 定	有害図書	130	132	111	78	51	45
	有害興行	91	98	86	53	45	1

ウ 有害環境浄化の促進

(社) 岡山県青少年育成県民会議など関係団体と連携し、地域の環境浄化活動を促進する。

人権施策推進課

第3次岡山県人権政策推進指針に基づき、すべての人々が社会の一員としてお互いに尊重し、支え合いながら、ともに生活する「共生社会おかやま」の実現を目指し、国・市町村や関係団体と連携・協力のもとに図りながら人権施策を推進する。

一人ひとりが人権を正しく理解し人権意識を高める必要があるため、あらゆる場や機会を通じて、自らの課題として日常生活の中にかせる人権感覚が身につくよう、啓発・研修に取り組む。

1 人権啓発の推進

人権週間等における集中的な啓発をはじめ、気軽に参加できる啓発イベントや講座の開催、情報発信など様々な手法により、庁内の人権啓発マトリックスとも緊密な連携を図りながら、総合的・効果的に人権啓発を推進する。

<人権啓発マトリックス>

男女共同参画青少年課、子ども未来課、障害福祉課、健康推進課、長寿社会課、国際課、くらし安全安心課、情報政策課、人権教育課、人権施策推進課

(1) 人権週間及び憲法週間を中心とした啓発

様々な人権課題をテーマに、広報や啓発イベント・講座を開催する。

(2) 児童生徒人権啓発ポスターの募集及び展示等

児童生徒から募集した人権啓発ポスターのうち、入賞・入選作品の展示会を開催するとともに、啓発パネル・資料展を開催する。

(3) 人権啓発バス(ハートフル号)の運行

人権啓発標語や人権啓発キャラクターのデザインを路線バスにラッピングし、人権週間にあわせて運行する。

運行期間：12月～翌年3月末

(4) 民間団体との協働による人権啓発事業

NPO法人が行う啓発事業への補助やスポーツ団体と連携・協力した各種行事を実施する。

<NPO法人への補助事業の概要>

- ・補助率：補助対象経費の2分の1以内
- ・限度額：300千円(1事業あたり)
- ・対象事業数：5事業

(5) 市町村(地方委託事業)との連携

市町村が行う人権啓発事業に対して、国の啓発委託費配分のほか啓発資材の提供や共催・後援等を通じて連携を図る。

(6) 人権情報の提供・発信

県ホームページや県内の主要な公共施設に設置している「人権情報コーナー」、ケーブルテレビ等を活用して人権情報の提供・発信に努める。

(7) 「えせ同和行為」の排除

「えせ同和行為対策関係機関連絡会」において国・市町村等と緊密な連携を図りながら、情報交換や対応を協議するとともに、事業所への排除要請や研修会での周知に努める。

2 人権研修の充実

行政職員等を対象に、様々な人権課題をテーマした研修を計画的、効果的に実施する。

(1) 人権研修会の開催

講義形式に加え、ワークショップや現地研修など参加体験型の手法を取り入れる。

(2) 地域指導者の養成

県教育庁と連携して、地域・職場等における人権啓発や社会教育の地域指導者養成を行う。

(3) 研修会等への講師紹介

企業や民間団体等が行う人権研修等に対して、県が登録している講師を要請に基づき紹介する。

3 隣保館への支援等

地域の特色やニーズを踏まえて、関係機関、社会福祉法人及びボランティア等との連携を図り、隣保館の活動が幅広く展開されるよう支援する。

・ 隣保館の設置状況：18市町（46施設）

(1) 隣保館運営費等の補助

隣保館の運営費、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業費の一部を補助する。

（ 団 体 数 ： 13市町（22施設）
補 助 率 ： 3/4（負担割合 国1/2・県1/4） ）

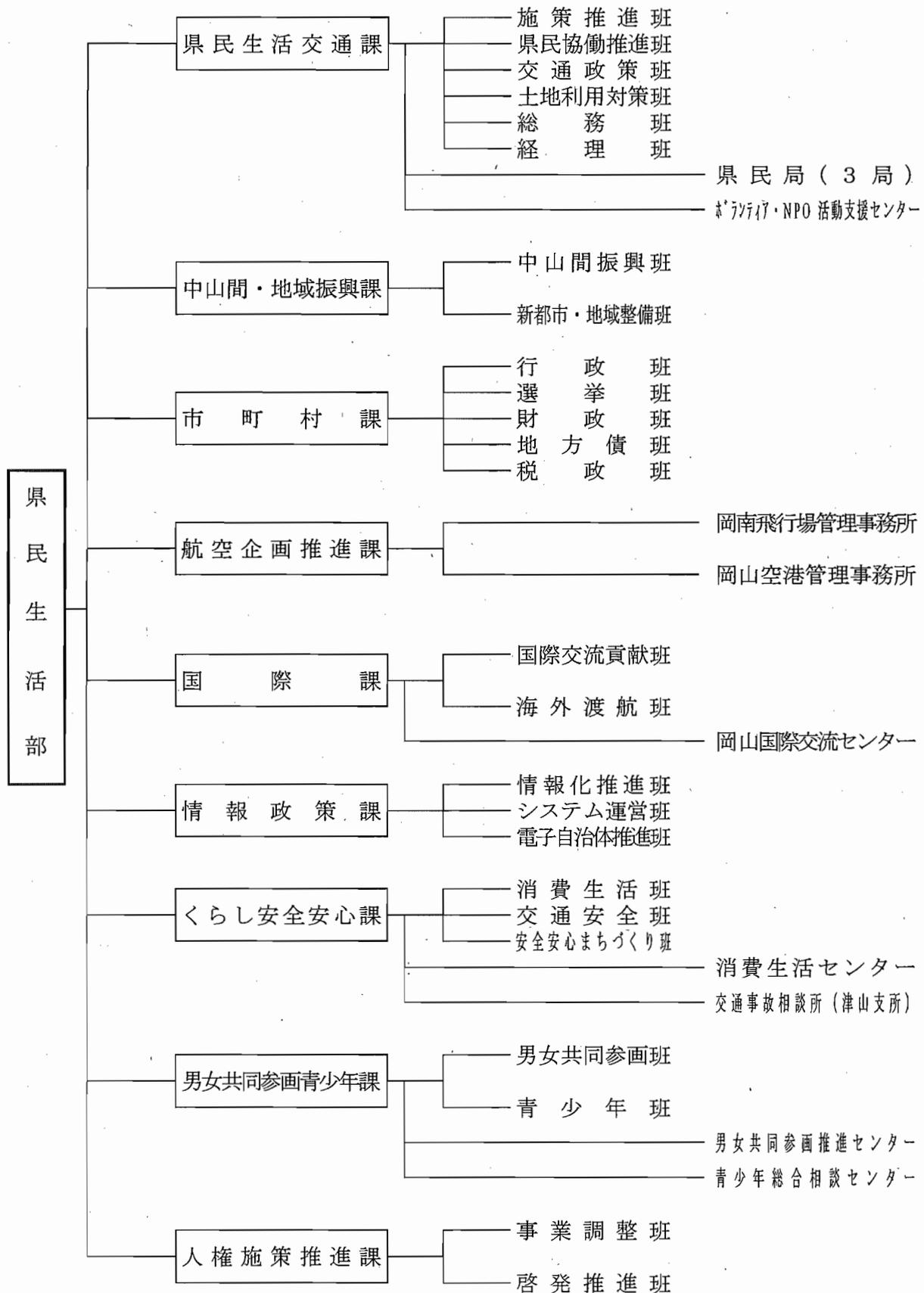
(2) 研修会等の実施及び情報提供

隣保館職員等の資質向上を図るため各種研修会を開催するとともに、隣保館の適切な運営を確保するため隣保館及び設置市町へ指導・助言を行う。

また、知識・技能の習得等に関する各種融資・貸付金制度や相談窓口を紹介した冊子等を作成・配布し、情報提供を行う。

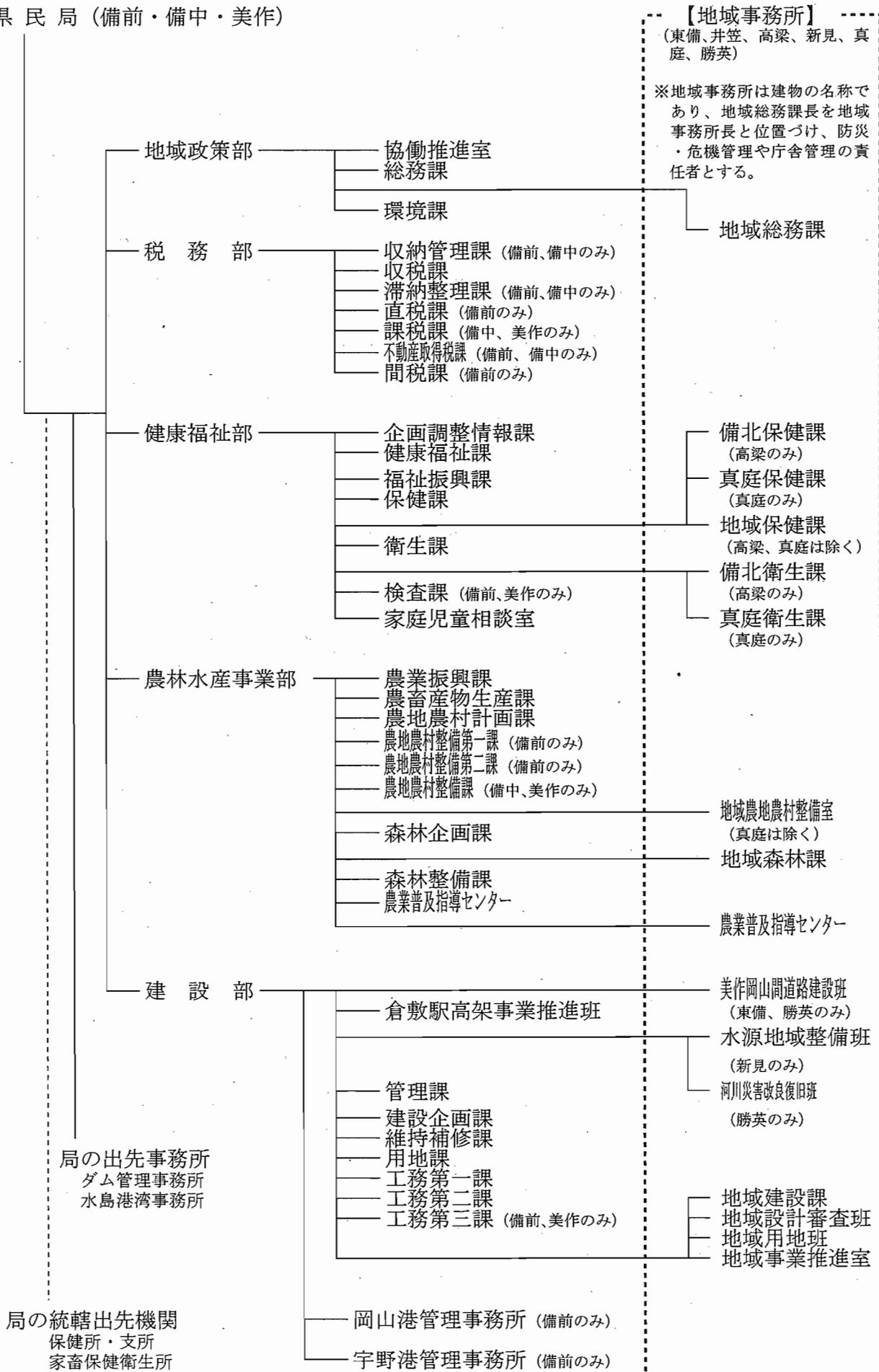
第4 行政組織及び職員数

1 県民生活部の組織

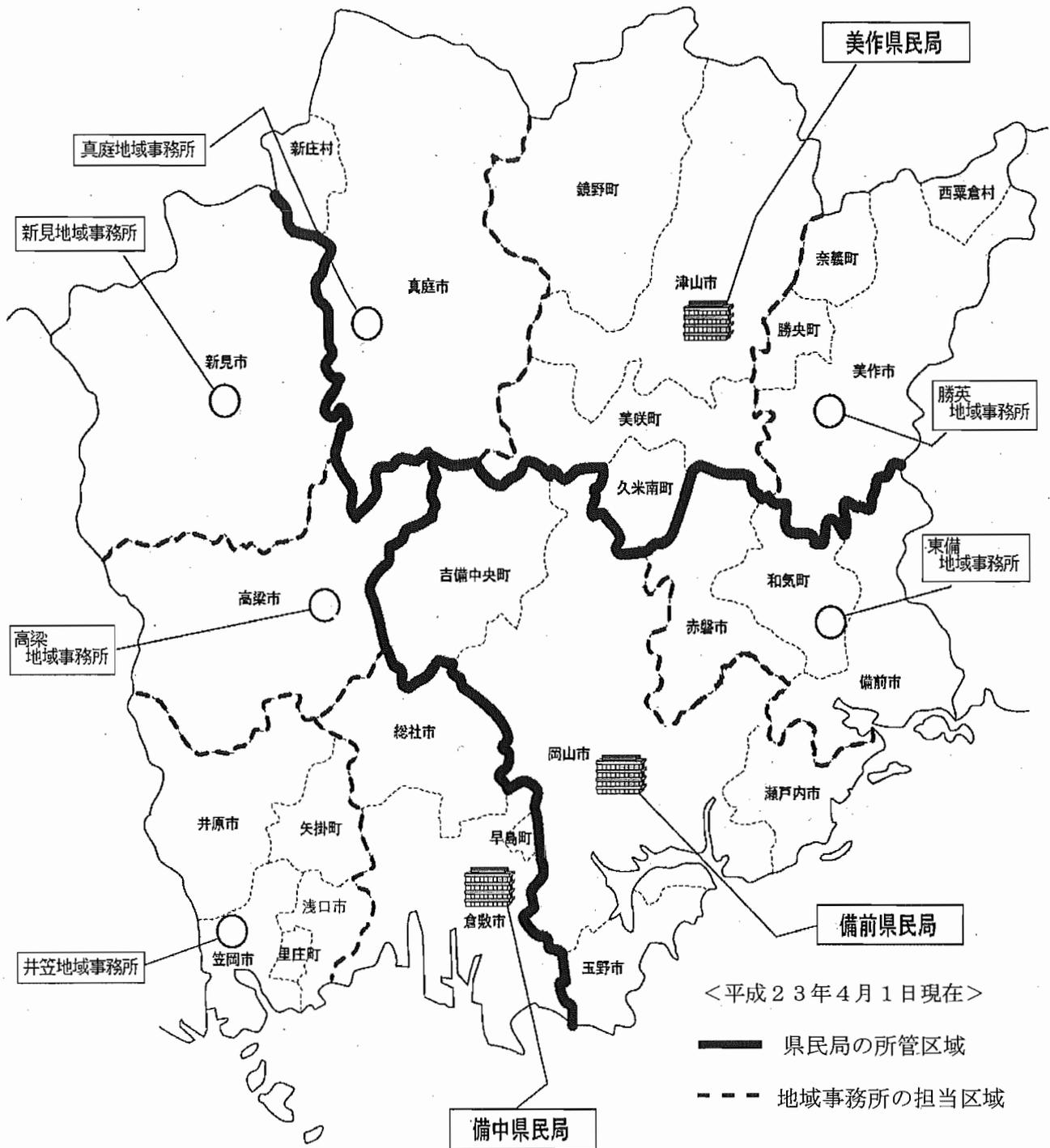


2 県民局の組織

県民局（備前・備中・美作）



3 県民局の所管区域



局 別	所 管 区 域 (地 域 事 務 所 は 担 当 区 域)	市町村数	(km ²) 面 積 (%)	(人) 人 口 (%)
備前県民局	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町	7	1,899.69 (26.73)	921,740 (47.4)
東 備	備前市、赤磐市、和気町			
備中県民局	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町、	10	2,463.31 (34.67)	782,965 (40.2)
井 笠	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町			
高 梁	高梁市			
新 見	新見市			
美作県民局	津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町	10	2,743.08 (38.60)	240,281 (12.4)
真 庭	真庭市、新庄村			
勝 英	美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村			
岡山県計		27	7,106.08 (100.0)	1,944,986 (100.0)

人口は、平成22年国勢調査速報集計結果（平成23年2月25日現在）

面積は、国土交通省国土地理院調べ(H22.10.1現在)による。

ただし、児島湖(7.13km²)は含まず、玉野市(103.63km²)については推定している。

4 職員数

(1) 県民生活部

(平成23年4月1日)

課名	県民生活交通課	中地域山間振興課	市町村課	航空企画推進課	国際課	情報政策課	く安らし心安全課	男女共同参画課	人権施策推進課	計
職員数	29	15	32	8	14	23	16	10	8	155

(2) 県民局 (※地域事務所内の課室を除く)

(平成23年4月1日)

部別		備前	備中	美作
地域政策部	協働推進室	15	16	16
	総務課	22	21	18
	環境課	13	16	15
	計	50	53	49
税務部		95	69	28
健康福祉部		94	85	82
農林水産事業部		113	94	115
建設部		90	79	89
局人員①		442	380	363
局出先事務所人員②		12	48	8
合計①+②		454	428	371

(3) 県民局 (※地域事務所内の課室のみ)

(平成23年4月1日)

部別	地域別	東備	井笠	高梁	新見	真庭	勝英
地域政策部		7	9	9	9	10	7
健康福祉部		16	18	19	10	17	12
農林水産事業部		31	14	10	17	25	27
建設部		46	50	41	39	39	64
計		100	91	79	75	91	110

(4) その他の出先機関

(平成23年4月1日)

岡南飛行場管理事務所	5
岡山空港管理事務所	17
消費生活センター	5
男女共同参画推進センター	6
合計	33

第 5 事 務 分 掌

1 県民生活部の分掌事務

- (1) 県民生活に係る施策の推進に関する事項
- (2) 地域の振興及び市町村その他公共団体の行政一般に関する事項
- (3) 空路の開設及び利用促進並びに飛行場の整備に関する事項
- (4) 国際化の推進に関する事項
- (5) 情報化の推進に関する事項
- (6) 県民のくらしの安全に関する事項
- (7) 男女共同参画及び青少年の健全育成に関する事項
- (8) 人権施策の推進に関する事項

2 各課の分掌事務

課 名	班 名	分 掌 事 務
県 民 生 活 交 通 課	施策推進班	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方振興事業調整費に関する事 2 部内の重点施策のとりまとめ等、各課との連絡調整に関する事 3 公益通報総合窓口に関する事
	県民協働推進班	<ol style="list-style-type: none"> 1 コミュニティづくりの促進に関する事 2 県民との協働に関する事（他課の分掌に属するものを除く。） 3 県民の社会貢献活動の支援に関する事 4 特定非営利活動法人に関する事 5 ボランティア・NPO活動支援センターに関する事
	交通政策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道在来線の整備促進に関する事 2 第3セクター鉄道に関する事 3 離島航路、地方バス路線等の維持対策に関する事 4 運輸事業振興助成補助金に関する事
	土地利用対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 国土利用計画及び土地利用基本計画に関する事 2 土地利用の調整に関する事 3 土地取引の規制に関する事 4 基準地の標準価格及び標準地の公示価格に関する事 5 開発行為の規制に関する事（他課の分掌に属するものを除く。） 6 国土調査に関する事 7 水資源対策の総合調整に関する事 8 国土利用計画審議会及び土地利用審査会に関する事 9 土地開発審査会及び土地利用調整会議に関する事
	総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 総務、人事等に関する事 2 県民局に関する事（地方振興事業調整費を除く。）
	経理班	<ol style="list-style-type: none"> 1 予算、経理等に関する事

課 名	班 名	分 掌 事 務
中山間・ 地域振興課	中山間 振興班	<ol style="list-style-type: none"> 1 中山間地域振興対策の総合調整及び施策の推進（他課の分掌に属するものを除く。）に関する事。 2 過疎地域等の振興に関する事。 3 地域政策の調査研究、企画立案及び総合調整に関する事。 4 広域的な地域総合整備計画の策定に関する助言並びに法律に基づく長期整備計画の策定及び総合調整に関する事。
	新都市・ 地域整備班	<ol style="list-style-type: none"> 1 吉備高原都市の整備に係る施策の総合調整に関する事。 2 吉備高原都市の活性化に関する事。 3 寄島干拓地及び浜山干拓地（以下、この課の事務分掌において「干拓地」という。）に係る施策の総合調整に関する事。 4 干拓地の整備及び土地利用に関する事。 5 総合保養地域の整備の企画立案及び総合調整に関する事。 6 構造改革特別区域及び地域再生推進の総合調整に関する事。 7 吉備高原都市センター区広場に関する事。 8 その他地域振興拠点施設の立地の調整に関する事。
市町村課	行政班	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村の行政運営に関する事。 2 市町村職員に関する事。 3 県、市町村間の連携に関する事。 4 本人確認情報保護審議会に関する事。
	選挙班	<ol style="list-style-type: none"> 1 選挙管理委員会に関する事。 2 政治団体に関する事。
	財政班	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村の財政に関する事。
	地方債班	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方債の同意又は許可に関する事。 2 地方公営企業に関する事。
	税政班	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村の税政に関する事。 2 固定資産評価審議会に関する事。
航空企画 推進課		<ol style="list-style-type: none"> 1 新規路線の開設及び既存路線の拡充に関する事。 2 チャーター便・貨物便の運航促進に関する事。 3 岡南飛行場及び岡山空港の利用促進に関する事。 4 岡南飛行場及び岡山空港の整備に関する事。 5 岡南飛行場管理事務所及び岡山空港管理事務所に関する事。

課 名	班 名	分 掌 事 務
国 際 課	国 際 交 流 貢 献 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域の国際化に関する施策の企画立案及び連絡調整に関する こと。 2 自治体等の海外交流支援に関すること。 3 中国、オーストラリア、インド及び韓国との友好交流、その 他諸国との交流に関すること。 4 語学指導等を行う外国青年招致事業に関すること。 5 多文化共生施策の推進に関すること。 6 海外県人会及び海外移住者対策に関すること。 7 岡山国際交流センターに関すること。 8 岡山県国際交流協会に関すること。 9 所管公益法人の指導に関すること。 10 岡山県国際化推進会議に関すること。 11 国際貢献活動の推進に関する条例に関すること。 12 おかやま国際貢献月間に関すること。 13 国際貢献ローカル・トゥ・ローカル技術移転事業に関するこ と。 14 岡山発国際貢献推進事業に関すること。 15 国際救援物資備蓄事業に関すること。 16 国際救援活動要員養成事業に関すること。 17 国際貢献団体等との連携に関すること。 18 JICA等との連携に関すること。 19 公設国際貢献大学校との連携に関すること。
	海外渡航班	<ol style="list-style-type: none"> 1 旅券に関すること。

課 名	班 名	分 掌 事 務
情報政策課	情報化 推進班	<ol style="list-style-type: none"> 1 新おかやまIT戦略プログラムに関する事。 2 岡山情報ハイウェイ・セカンドステージ構想に関する事。 3 コミュニティIT・タウン構想に関する事。 4 情報システムの最適化に関する事。 5 汎用機システムの再構築に関する事。 6 情報リテラシー向上運動に関する事。 7 おかやまITマイスターに関する事。 8 地域ITベンチャー企業等優先発注制度に関する事。 9 衛星ブロードバンドの推進に関する事。 10 動画配信システム、テレビ会議システムに関する事。
	システム 運営班	<ol style="list-style-type: none"> 1 汎用機システムの運用管理に関する事。 2 行政系ネットワークに関する事。 3 全庁共通システムに関する事。 4 ホームページ管理システムに関する事。 5 クライアントPC管理システムに関する事。 6 情報セキュリティに関する事。
	電子自治体 推進班	<ol style="list-style-type: none"> 1 岡山情報ハイウェイに関する事。 2 広域的なネットワークの連携に関する事。 3 ブロードバンド・ゼロ地域の解消に関する事。 4 携帯電話不感地域の解消に関する事。 5 地上デジタル放送への対応に関する事。 6 オンライン行政サービスの推進に関する事。 7 岡山県電子自治体推進協議会に関する事。 8 自治体クラウドの促進に関する事。 9 汎用電子申請システムに関する事。 10 統合型GIS（地理情報システム）に関する事。 11 共同利用型施設予約システムに関する事。 12 LGWAN（総合行政ネットワーク）に関する事。 13 公的個人認証サービスに関する事。

課 名	班 名	分 掌 事 務
くらし安全 安 心 課	消費生活班	<ol style="list-style-type: none"> 1 消費者行政の総合調整及び消費生活協同組合の指導監督に関すること。 2 金融広報の推進に関すること。 3 消費者の生活の用に供される商品又は役務を供給する事業を行う者の指導監督に関すること。 4 食品の表示に関する相談及び小売業者の指導監督に関すること。 5 生活関連物資等の買占め及び売惜しみ並びに価格の安定及び需給の調整等に関すること。 6 消費者に係る訴訟の援助に関すること。 7 消費者行政活性化事業に関すること。 8 ユニバーサルデザイン施策の企画立案及び総合調整に関すること。 9 県民相談に関すること。 10 消費生活センターに関すること。 11 消費生活懇談会に関すること。
	交通安全班	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通安全対策の総合企画及び連絡調整に関すること。 2 交通安全思想の普及及び交通安全対策の指導に関すること。 3 交通事故相談所に関すること。 4 交通安全対策会議に関すること。
	安全安心 まちづくり班	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全・安心まちづくりに関する総合企画及び連絡調整に関すること。 2 犯罪被害者等のための施策に関する総合企画及び連絡調整に関すること。
男女共同参画 青少年課	男 女 共 同 参 画 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 男女共同参画に関する施策の総合企画及び連絡調整に関すること。 2 女性団体の自主活動の推進に関すること。 3 男女共同参画に関する意識啓発及び調査研究に関すること。 4 男女共同参画推進センターに関すること。 5 男女共同参画審議会に関すること。
	青 少 年 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 青少年対策の総合企画及び連絡調整に関すること。 2 青少年健全育成に係る総合的施策の実施に関すること。 3 青少年に対する不健全行為の禁止及び有害環境の規制に関すること。 4 青少年育成県民運動に関すること。 5 青少年健全育成関係団体に関すること。 6 青少年の団体活動の促進に関すること。 7 青少年総合相談センターに関すること。 8 青少年問題協議会及び青少年健全育成審議会に関すること。
人権施策 推 進 課	事業調整班	<ol style="list-style-type: none"> 1 各部局等との連絡調整に関すること。 2 隣保館に関すること。 3 自立促進に関すること。 4 その他他課の分掌に属しない人権施策に関すること。
	啓発推進班	<ol style="list-style-type: none"> 1 人権施策の総合調整に関すること。 2 人権啓発に関すること。 3 人権研修に関すること。 4 人権政策審議会に関すること。

3 県民局の分掌事務

部 課 室 名	分 掌 事 務
(地域政策部) 協働推進室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協働施策等の企画立案、推進及び総合調整に関すること。 ・ 主要事業の実施の連絡調整に関すること。 ・ 部所長会議に関すること。 ・ 県政に関する公聴及び広報に関すること。 ・ スポーツの振興に関すること。 ・ 危機管理並びに消防の育成指導及び防災対策に関すること。 ・ 高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類の取締りに関すること。 ・ 地方振興事業調整費に関すること。 ・ 国土利用計画及び土地利用基本計画に関すること。 ・ 土地取引の規制に関すること。 ・ 土地利用の調整に関すること。 ・ 開発行為の規制に関すること（他課の分掌を除く。）。 ・ 市町村その他公共団体の行政及び財政に関すること。 ・ 市町村の振興計画の調整に関すること。 ・ 市町村及び関係団体との連絡調整に関すること。 ・ 市町村振興資金に関すること。 ・ 観光その他産業の振興に関すること（他課の分掌を除く。）。 ・ 人権啓発に関すること。 ・ 消費生活行政及び生活安定対策に関すること。 ・ コミュニティづくり及びボランティア・NPO活動の推進に関すること。 ・ 金融広報に関すること。 ・ 県民相談に関すること。 ・ 文化の振興に関すること。 ・ 安全・安心まちづくりに関すること。 ・ ふるさと村及び町並み保存地区に関すること。 ・ 生活交通、交通安全等の交通対策に関すること。 ・ 男女共同参画に関すること。 ・ 青少年の健全育成に関すること。 ・ その他県民生活に関すること。

部 課 室 名	分 掌 事 務
(地域政策部) 総 務 課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出先機関との連絡調整に関すること。 ・ 庶務に関すること。 ・ 公文書開示に関すること。 ・ 個人情報取り扱い事務に関すること。 ・ 事務処理合理化の実施に関すること。 ・ 行政資料の整理保管に関すること。 ・ 庁舎の管理及び庁内の取締りに関すること。 ・ 工事の執行手続に関すること。 ・ 使用料及び手数料の徴収に関すること。 ・ 土木事業に対する負担金及び分担金の賦課徴収に関すること。 ・ 工事不用材料及び物件の処分に関すること。 ・ 選挙管理委員会事務局分局に関すること。
(地域政策部) 環 境 課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 快適な環境の確保に関すること。 ・ 景観対策の推進に関すること。 ・ 公害に係る情報の把握、苦情等の処理に関すること。 ・ 墓地、納骨堂及び火葬場に関すること。 ・ 地球環境の保全に関すること。 ・ 大気汚染及び水質汚濁の防止並びに土壤汚染対策に関すること。 ・ 湖沼の水質及び環境の保全に関すること。 ・ 循環型社会形成の推進に関すること ・ 廃棄物の処理及び清掃に関すること。 ・ 浄化槽及び下水道の終末処理場に関すること。 ・ 希少野生動植物の保護に関すること（鳥獣の保護を除く。）。 ・ その他環境保全に関すること。
税 務 部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県税の賦課徴収及び県税に係る県税外収入金の徴収に関すること。 ・ たばこ税、自動車取得税及び自動車税に係る徴収金の収納、管理及び滞納処分に関すること。 ・ 県税に関連する市町村税に係る協力及び援助に関すること。 ・ 県税に係る犯則取締りに関すること。
健 康 福 祉 部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健、医療及び福祉に関すること。 ・ 高齢社会に対応する施策の企画調整及び進行管理に関すること。 ・ 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の総合調整に関すること。 ・ 高齢者の保健福祉に関すること。 ・ 生活保護に関すること。 ・ 児童福祉に関すること。 ・ ひとり親家庭（母子、父子及び寡婦）等の福祉に関すること。 ・ 身体障害者福祉に関すること（身体障害者手帳に関する事務を除く。）。 ・ 知的障害者福祉に関すること（療育手帳に関する事務を除く。）。 ・ 地域における健康づくりに関すること。 ・ 地域の保健、医療及び福祉に関する施策の企画立案及び総合調整に関すること。 ・ 地域の保健、医療及び福祉に係る長期計画の策定及び総合調整に関すること。 ・ 保健及び福祉に係るボランティアに関すること。 ・ 保健福祉関係職員の研修に関すること。 ・ 調査統計に関すること。 ・ 保健所の業務との総合調整に関すること。

部 課 室 名	分 掌 事 務
農林水産事業部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業、水産業及び林業の振興に関する事。 ・ 農地関係の調整に関する事。 ・ 農業農村整備事業の推進に関する事。 ・ 農業に係る公害に関する事。 ・ 自然保護に関する事。 ・ 農業経営及び農村生活の改善に係る普及指導に関する事。 ・ 家畜保健衛生所に関する事。
建 設 部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路、河川その他公共土木施設の新設、改良、保全及び管理に関する事。 ・ 市町村土木工事の指導及び助言に関する事。 ・ 知事の管理に属する国有財産に関する事。 ・ 屋外広告物の取締りに関する事。 ・ 水防指導に関する事。 ・ 宅地造成工事の規制及び指導監督に関する事。 ・ 墓地造成工事の検査に関する事。 ・ 砂利採取計画の認可等に関する事。 ・ 岩石採取計画の認可等に関する事。 ・ 土木に係る公害の苦情処理に関する事。 ・ 建設業に関する事。 ・ 土木工事の執行に伴う用地の取得及び物件の移転補償その他の補償に関する事。 ・ 建築の確認、指導、取締り等に関する事。 ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する事。 ・ 長期優良住宅に関する事。 ・ 土木及び建築指導に関する事。

4 その他の出先機関の分掌事務

出先機関名	課名	分掌事務
ボランティア・NPO活動支援センター		<ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティア・NPOの活動に関する相談、研修並びに情報の収集及び提供に関すること。 2 活動支援センターの施設及び設備の提供に関すること。 3 その他活動支援センターの目的の達成に必要な業務に関すること。
岡南飛行場管理事務所		<ol style="list-style-type: none"> 1 岡南飛行場の施設の維持管理に関すること。 2 岡南飛行場条例に基づく届出・許可等に関すること。 3 その他岡南飛行場の管理運営上必要な業務に関すること。
岡山空港管理事務所	総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 岡山空港条例に基づく届出・許可等に関すること。 2 工事の契約及びその他執行手続に関すること。 3 その他岡山空港の管理運営上必要な業務に関すること。
	施設課	<ol style="list-style-type: none"> 1 岡山空港の土木施設、航空照明施設及び電気施設等の維持管理に関すること。 2 工事の調査、設計、指導及び監督に関すること。 3 工事の施工に関すること。
岡山国際交流センター		<ol style="list-style-type: none"> 1 国際交流に関する活動の推進に関すること。 2 国際交流センターの施設及び設備の提供に関すること。 3 国際交流に関する情報の収集及び提供に関すること。 4 その他国際交流センターの目的の達成に必要な業務に関すること。
消費生活センター		<ol style="list-style-type: none"> 1 消費生活に関する相談及び苦情の処理に関すること。 2 消費生活に関する知識の普及に関すること。 3 その他消費生活に関すること。
交通事故相談所		<ol style="list-style-type: none"> 1 交通事故被害者に係る損害賠償問題及び更正問題についての相談、指導助言に関すること。 2 交通事故被害者の相談機関又は援護機関へのあっせんに関すること。 3 交通事故相談事案の処理についての市町村からの相談、助言に関すること。 4 交通事故被害者の援護についての広報に関すること。 5 その他交通事故相談所の目的の達成に必要な業務に関すること。

出先機関名	課 名	分 掌 事 務
男女共同参画推進センター		<ol style="list-style-type: none"> 1 男女共同参画社会の形成を促進するための活動の支援及び情報の提供に関する事。 2 男女共同参画社会の形成を促進するための講座及び研修会の開催に関する事。 3 男女共同参画に係る相談に関する事。 4 就業に関する情報の提供に関する事。 5 就業に必要な技術講習に関する事。 6 男女共同参画推進センターの施設及び設備の提供に関する事。 7 その他男女共同参画推進センターの目的の達成に必要な業務に関する事。
青少年総合相談センター		<ol style="list-style-type: none"> 1 青少年のいじめ、不登校、非行等に関する相談及び指導に関する事。 2 青少年に関する他の相談機関へのあつせんに関する事。 3 青少年に関する情報の収集及び提供に関する事。 4 その他青少年総合相談センターの目的の達成に必要な業務に関する事。

5 条例に基づく審査会・審議会・協議会

名 称	所属課	根 拠 条 例	担 当 す る 事 項
岡山県土地 開発審査会	県 民 生 活 交通課	岡山県附属機関 条例	岡山県県土保全条例(昭和48年岡山県条例第35号) に基づく土地の開発許可に関する審査及び意見の 具申に関する事務
岡山県国土 利用計画 審 議 会	県 民 生 活 交通課	岡山県国土利用 計画審議会条例	国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第38条第 1項の規定による国土利用計画(岡山県計画、市 町村計画)、岡山県土地利用基本計画、その他国 土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関 し重要な事項の調査、審議に関する事務
岡山県土地 利用審査会	県 民 生 活 交通課	岡山県土地利用 審査会条例	国土利用計画法第12条の規定による土地取引規制 区域の指定及び解除に係る確認、法第24条第1項 等の規定による意見具申並びに法第20条第1項に 規定する審査請求に対する裁決に関する事務
岡山県固定 資産評価 審 議 会	市 町 村 課	岡山県固定資産 評価審議会条例	地方税法(昭和25年法律第226号)第401条の2の 規定に基づき固定資産の評価に関する事項で知事 がその意見を求めたものについての調査審議に関 する事務
岡山県本人 確認情報保護 審 議 会	市 町 村 課	岡山県本人確認 情報保護審議会 条例	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の 9の規定に基づく本人確認情報の保護に関する事 項についての調査審議等に関する事務
岡山県交通 安全対策会議	くらし 安 全 安心課	岡山県交通安全 対策会議条例	交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第16 条第2項の規定による県交通安全計画の作成及び その実施の推進、陸上交通の安全に関する総合的 な施策の企画及びその実施の推進並びに関係行政 機関との連絡調整に関する事務

名 称	所属課	根 拠 条 例	担 当 す る 事 項
岡山県消費生活懇談会	くらし 安 全 安心課	岡山県附属機関 条例	消費生活に関する重要事項の調査審議及び意見の具申並びに岡山県消費生活条例（平成17年岡山県条例第14号）に定め消費者苦情に係るあつせん又は調停及び訴訟に対する援助に係る意見の具申に関する事務
岡山県青少年問題協議会	男女共 同参画 青少年 課	岡山県附属機関 条例	地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第2条の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立についての調査審議及び意見の具申並びに関係行政機関相互の連絡調整に関する事務
岡山県男女共同参画審議会	男女共 同参画 青少年 課	岡山県男女共同 参画の促進に関 する条例	男女共同参画に関する重要事項についての調査及び審議並びに男女共同参画の促進に関する施策又は男女共同参画の促進に影響を及ぼすと認められる施策についての建議に関する事務
岡山県青少年健全育成審議会	男女共 同参画 青少年 課	岡山県附属機関 条例	岡山県青少年健全育成条例の規定による青少年の健全育成及び非行防止に係る事項の調査審議及び意見の具申に関する事務
岡山県人権政策審議会	人権施 策推進 課	岡山県附属機関 条例	人権政策に関する重要事項の調査審議及び意見の具申に関する事務



平成 23 年度

企業局の事業概要

岡山県企業局

はじめに

岡山県企業局は、県下三大河川の豊かな水の恵みを生かした電気事業と工業用水道事業を通じて、快適な県民生活の確保と地域産業の発展を図るなど、「快適生活県おかやま」の実現に向けた県政の一翼を担っております。

電気事業については、旭川発電所（第一・第二）、新見発電所、加茂発電所をはじめ県下18カ所の発電所において、純国産で再生可能なクリーンエネルギーである「水力」による発電を行っております。

工業用水道事業については、水島・児島、笠岡、勝央の各地区において、「産業の血液」ともいわれる工業用水の供給を通じて、県内企業の産業活動を支援しております。

また、環境に優しい新エネルギーとして、太陽光発電に着目し、平成6年3月に岡山県庁南棟に太陽光発電施設を設置して以来、主に工業用水道施設へ積極的に導入してきたところであり、その結果、今では、太陽光発電施設の合計出力は1,500kWを超え、中国地方では最大規模を誇っています。

近年、電力自由化の進展や景気回復の遅れ、生産拠点の再編など、電気事業と工業用水道事業を取り巻く社会経済情勢は、めまぐるしく変化しています。こうした中、企業局では、平成21年12月に策定した「岡山県企業局経営5ヵ年計画（2010～2014）」に基づき、「事業活動の継続性の確保」、「地球温暖化防止等への取組」、「信頼性の確保」、「安定経営の確保」の4つを経営の基本方針として、アセットマネジメントの導入も図りながら各種取組を推進しております。

「事業活動の継続性の確保」では、危機管理体制の強化やコスト節減、企業局事業への県民理解の促進などに努めるとともに、「地球温暖化防止」では、環境負荷の低減効果を数値化する「環境会計」の導入や太陽光発電の更なる導入などの取り組みを進めているところであり、「信頼性の確保」では、計画的な施設整備や更新、渇水への的確な対応等に努めており、「安定経営の確保」では、事業収入を確保するため新規需要や増量要請への的確な対応などの取り組みを進めております。

さらに、本年3月に発生した東日本大震災の今後の検証を踏まえながら、今後、災害に強い事業のあり方についての検討もすすめていきたいと考えております。

企業局といたしましては、このような取り組みを通じて、公営企業としての公共性と経済性を最大限に発揮した事業運営を図りつつ健全で持続可能な経営システムを確立し、今後とも岡山県の経済発展と県民福祉の向上に寄与してまいりたいと存じますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

ここに、企業局が取り組む事業の一端を御紹介しますので、一読いただけたら幸いと存じます。

平成23年5月

岡山県公営企業管理者 西本善夫

目 次

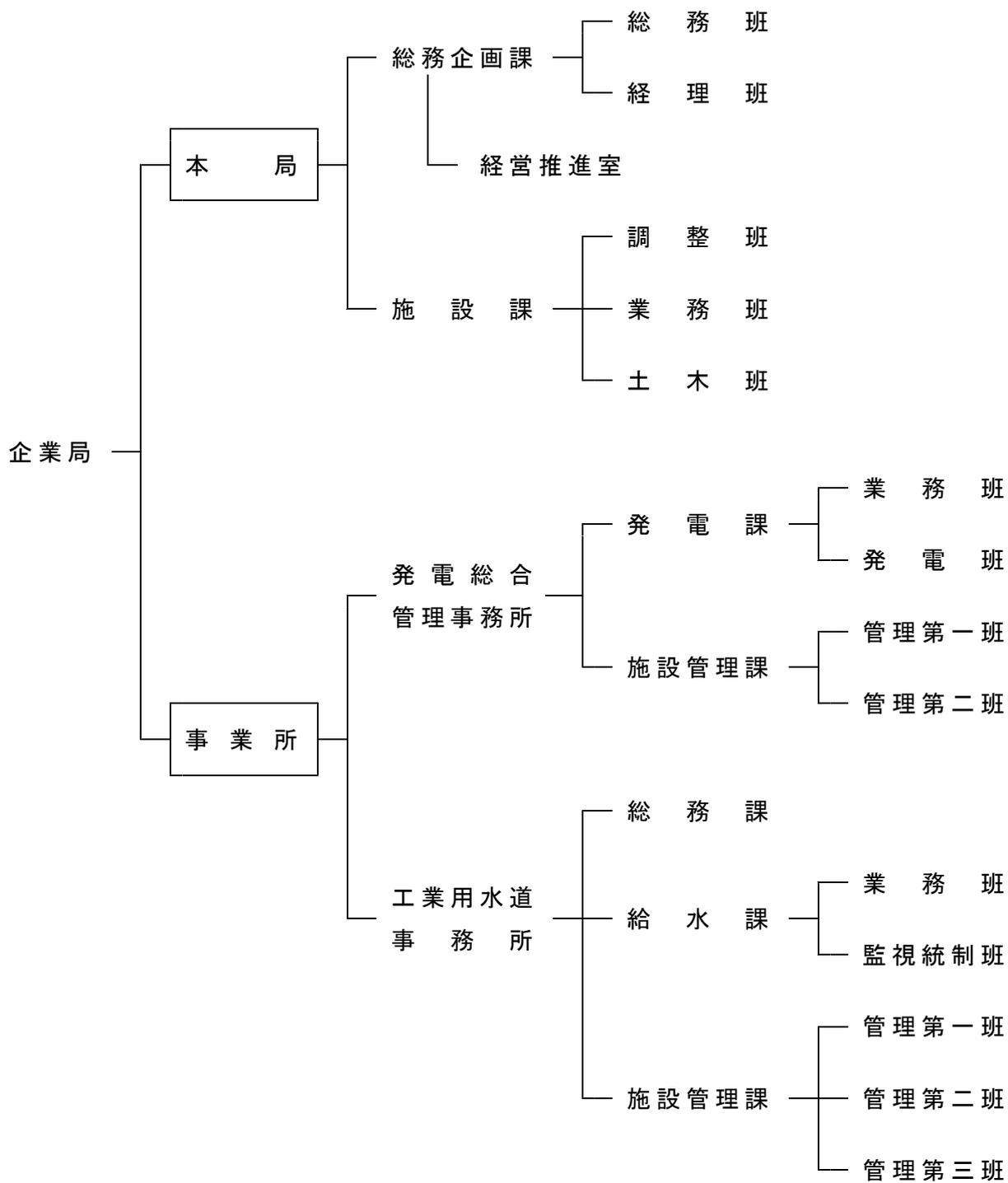
○ 組 織 図	1
○ 岡山県企業局経営5ヵ年計画	2
○ 電 気 事 業	5
○ 工業用水道事業	19
○ 共 通 事 項	38
○ 当初予算及び貸借対照表	47

【参考資料】

機関等の所在地	55
企業局の歩み	57
企業局事業一覧	61

1 組織図

[職員数 111名 (公営企業管理者含む)]



「岡山県企業局経営5ヵ年計画（2010～2014）」＜概要版＞

第1 策定の目的

企業局は、地域の水資源を活用した水力発電によるクリーンエネルギーの確保と、「産業の血液」といわれる工業用水の安定的・継続的な供給による企業の生産活動の支援という重要な役割を担っています

電気事業や工業用水道事業を取り巻く社会環境が変化している中で、更なる時代の要請に応えつつ、公営企業としての公共性と経済性を最大限に発揮した事業運営を続けていくためには、具体的な行動計画を明確にしながら、新たな視点に立った事業展開を図ることが必要であります。

平成21年度まで、「岡山県企業局中期プラン」により諸課題に取り組み、一定の成果を上げてきたところでありますが、今後は、平成21年12月に策定し、事業経営の基本的な方針及び目標を示した「岡山県企業局経営5ヵ年計画（2010～2014）」により、持続可能な経営システムを確立することとしています。

第2 計画期間

今後10年程度の長期的な展望を踏まえつつ、
平成22年度から平成26年度までの5ヵ年計画としています。

第3 計画の構成

- 第1章 計画の基本的考え方
- 第2章 事業の現状と課題
 - 1 事業の現状
 - 2 地方公営企業を取り巻く状況
 - 3 事業の課題
- 第3章 経営の基本方針
 - 「事業活動の継続性の確保」
 - 「地球温暖化防止等への取組」
 - 「信頼性の確保」
 - 「安定経営の確保」
- 第4章 行動計画
 - 1 計画期間の収支見通し
 - 2 共通項目
 - 3 電気事業
 - 4 工業用水道事業
- 第5章 計画の推進

第4 主な取組

○ 計画期間の収支見通し

電気・工業用水道事業とも、安定的な黒字経営を継続できる見込み

○ 具体的な行動計画

I 共通項目

1 事業活動の継続性の確保

(1) 危機管理体制の強化

- ・防災体制の充実
- ・震災・塩害対策訓練等訓練の実施
- ・新型インフルエンザ等への対応

(2) 職員の能力向上

- ・技術力の継承、維持・向上のための職場研修等
- ・コンプライアンスの徹底

(3) コストの節減等

- ・新技術・新工法の導入等による工事コストの縮減
- ・計画的で安全性を最優先する資産運用による収益の確保
- ・未利用となっている寮や公舎跡地の早急な売却

(4) 施設開放等

- ・水力発電所、太陽光発電を環境学習の場として活用したり、「施設見学バスツアー」や「フェスタ・イン・エ水」等の開催
- ・企業局50周年記念事業（平成25年度）の実施

2 地球温暖化防止等への取組

(1) 環境経営の推進

- ・「環境会計」を導入し、「環境報告書」を毎年度作成・公表
- ・本県独自の「新潟県環境マネジメントシステム」の運用

(2) CO₂削減への更なる取組

- ・西之浦浄水場内3カ所に、太陽光発電を増設（510kW）
- ・小水力発電の新たな開発可能地点についての調査・検討
- ・「企業局の森」を針葉樹と広葉樹が混交した循環型天然生樹林として整備

(3) 環境保全対策

- ・低公害車や環境に配慮したエコ製品等の導入
- ・浄水ケーキの販売促進によるゼロエミッションの継続
- ・環境汚染物質（PCB）の処理

II 電気事業

3 信頼性の確保

- (1) 施設機能の充実・強化
 - ・「電気事業施設整備計画（2010）」に基づく計画的な施設整備
- (2) 需要者ニーズへの対応
 - ・ピーク発電等、電力会社の要請に対応した発電協力

4 安定経営の確保

- (1) 事業収入の確保
 - ・料金制度の見直し検討や発電停止期間の短縮による供給電力量の確保
- (2) 事業運営の効率化
 - ・発電所統合後の業務の検証

III 工業用水道事業

3 信頼性の確保

- (1) 施設機能の充実・強化
 - ・「工業用水道事業施設整備計画（2010）」に基づく計画的な施設整備
 - ・施設の震災対策の実施
 - ・管路の計画的な更新
 - ・笠岡共用導水路の健全度調査・対策の実施
- (2) 需要者ニーズへの対応
 - ・漏水事故等の発生に対し、早期復旧による供給停止期間の短縮
 - ・潮止堰へのパネル設置、2ルート配水等による塩害防止対策の実施
 - ・工業用水取水地点での流入量確保等、濁水への対応
 - ・ホームページ等ITを活用した迅速な情報提供
 - ・新規給水に関する情報を一元的に提供するための「新規需要相談窓口」の設置
 - ・アンケート調査や聞き取り調査による需要者ニーズの把握

4 安定経営の確保

- (1) 事業収入の確保 新規立地企業への対応
 - ・工業用水の新規需要、既存受水企業の増量要請に対する的確な対応
- (2) 事業運営の効率化
 - ・業務の検証

電気事業

(県民生活や産業活動の重要なエネルギー)

1 事業概要

公営による電気事業は、主に河川総合開発事業等の一環として発電を行い、電力会社へ売電する事業です。

岡山県では、旭川において昭和26年に旭川の洪水調節、各種用水の確保及び発電を目的として旭川ダムの建設工事に着手し、昭和29年5月に旭川第一発電所を、同年11月に旭川第二発電所を完成させました。当時、県下の電力事情は、戦時中の貧弱な発電施設を反映して非常にひっ迫した情勢にありましたが、この旭川発電所の完成によって大いに緩和され、今日の工業県としての基礎と県営電気事業の基盤を築きました。

高梁川については、特に下流に水島工業地帯を有しており、洪水調整、工業用水の確保及び発電を目的として、昭和34年から高梁川水系西川に河本ダムの建設が進められ、昭和38年10月に新見発電所が完成しました。発生した電力は主として新見方面に供給されています。

吉井川については、三大河川の中で最も開発が遅れており、豊富な自然流量が有効に利用されておらず、早急な総合開発が望まれていましたが、昭和38年に加茂川総合開発事業の一環として、吉井川水系倉見川に農業防災、農業用水の確保及び発電を目的とした黒木ダムの建設が進められ、昭和43年3月に加茂発電所が完成しました。発生した電力は主として津山方面へ送られ、地域産業の発展や住民の生活に大いに寄与しています。

また、昭和48年のオイルショック以降、原油価格の急騰により、純国産のクリーンエネルギーであり、自然の循環性を持った水力エネルギーが再び見直されました。こうした状況の中で、国家的要請でもある国産エネルギーの開発と水資源の有効活用の一環として、全国に先駆けて小水力発電の開発に積極的に取り組みました。昭和54年3月には黒木えん堤直下に黒木えん堤発電所を、昭和57年3月には香々美ダム及び久賀ダム（いずれも農業防災、農業用水の確保）のダム直下に越畑発電所及び久賀発電所を、昭和58年11月には企業局としては初めての水路式発電所として倉見発電所を、昭和59年3月には黒木ダムへ注ぐ阿波支水路を利用した滝ノ谷発電所を、昭和59年6月及び昭和61年10月には既存の砂防えん堤を利用した梶並発電所及び阿波発電所を、平成3年5月には公営電気事業では全国初のゴム堰を利用した寄水発電所を、平成7年3月には津川ダム直下に津川発電所を、平成9年3月にはゴム堰を利用した水路式の大町発電所を、平成10年8月には千屋ダム直下に千屋発電所を、平成13年3月にはゴム堰を利用した水路式の真加子発電所を、平成17年3月には国土交通省が建設した苦田ダム直下に苦田発電所を、平成18年3月には三室川ダム直下に三室発電所を完成させました。平成21年4月には効率的な経営体制の確立のため、県内18箇所の全発電所の運転・監視制御と保守業務を一括的に行う発電総合管理事務所の運用を開始しました。

なお、新エネルギー導入の取組として、「晴れの国おかやま」の特性を生かして、平成6年3月に県庁屋上に、平成19年2月には発電総合管理事務所に太陽光発電システムを設置しました。今後とも、小水力発電及び新エネルギー（太陽光発電等）の調査研究や開発を推進し、地球環境にやさしいローカルクリーンエネルギーの確保に努めます。

(1) 発電所の概要

(単位, 出力 : kW, 電力量 : 千kWh)

発電所	最大出力	年間目標 供給電力量	型式	水系
旭川第一	18,700	95,017	ダム式	旭川
旭川第二	3,700		ダム水路式	
新見	10,900	33,500	〃	高梁川
加茂	14,000	52,555	〃	吉井川
黒木えん堤※	100	514	ダム式	
越畑※	200	1,008	〃	
久賀※	190	1,121	〃	
倉見※	660	3,275	水路式	
滝ノ谷※	120	371	〃	
梶並※	180	803	〃	
阿波※	360	1,804	〃	
寄水	1,500	7,011	〃	
津川※	360	1,649	ダム式	吉井川
大町	1,200	4,885	水路式	
千屋	3,000	12,700	ダム式	高梁川
真加子	1,200	5,410	水路式	旭川
苦田	4,600	22,884	ダム式	吉井川
三室※	460	2,574	〃	高梁川
合計	61,430	247,081	—	—

注1) 最大出力 : 当該発電所で発生できる最大の出力をいう。

kW、MWh : Wとは、電気エネルギーを使って仕事をする能力の大きさ (1Vの電圧で1Aの電流が流れている時の電力が1W)

Whとは、一定の電力 (W) で一定時間 (h) 仕事をしたときの電気の量 (1Wで1時間の仕事量が1Wh)

1kW=1,000W

ダム式 : ダムの貯水を利用して、その落差により発電する方式

水路式 : 河川から取水して水槽に導水し、そこからの落差を利用して発電する方式

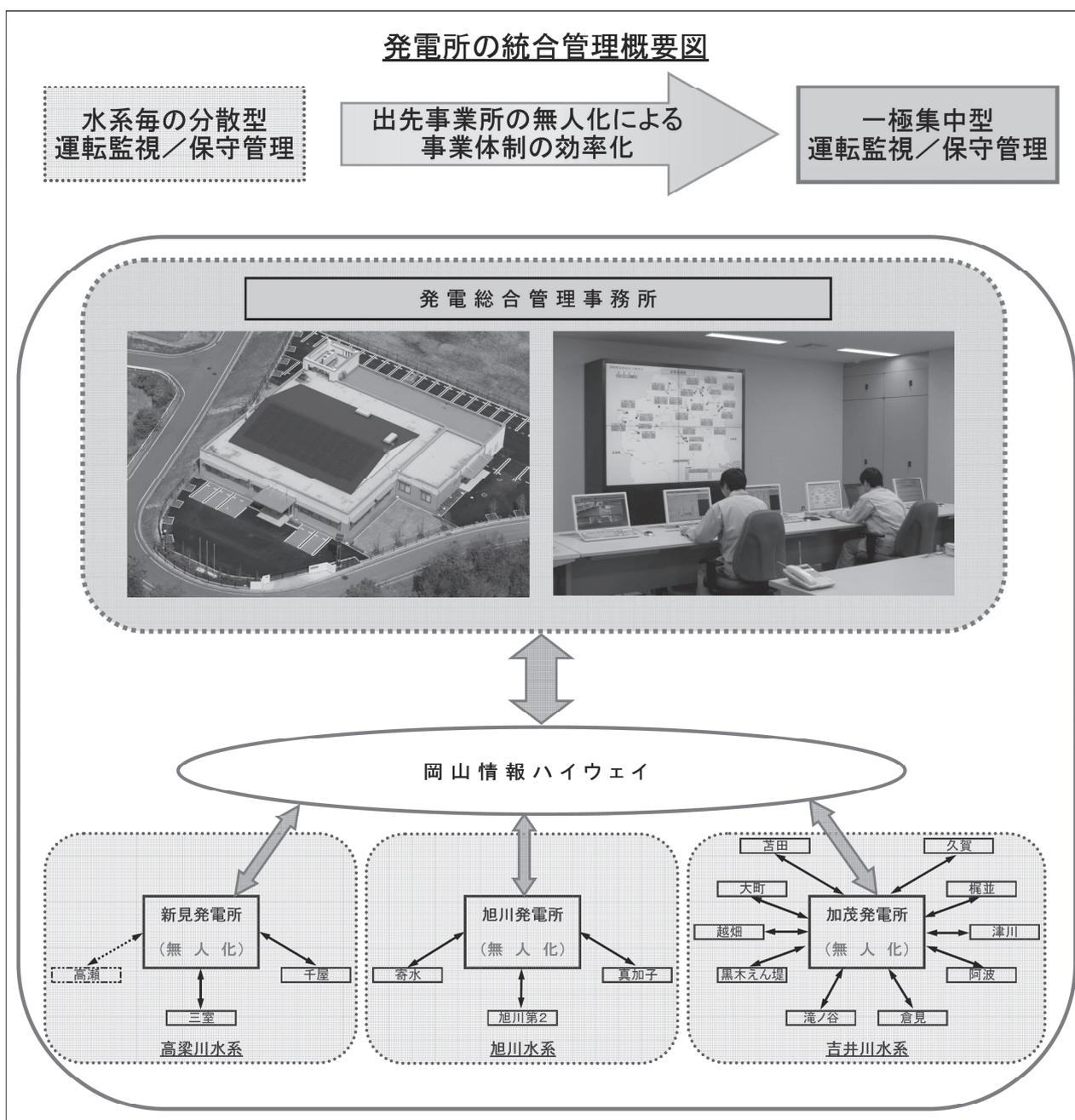
ダム水路式 : ダム式と水路式を結合したもので、ダムの貯水と導水路の双方による落差を利用して発電する方式

2) ※印の9発電所は、電気事業者 (電力会社など) に一定量以上の新エネルギー等を利用して得られる電気の利用を義務づける「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」(RPS法) による新エネルギー等発電設備の認定を受けている。

(2) 発電総合管理事務所の運用開始

岡山県では18箇所の水力発電所を運営していますが、三大河川の水系別に建設した、旭川・新見・加茂の3発電所において、すべての小水力発電所の運転、監視制御及び保守業務を行ってききました。

しかし、最近の電力自由化など社会情勢の変化に対応するため、業務をさらに効率化させ、18発電所すべての運転・監視制御と保守業務を一体的に行う「発電総合管理事務所」を建設し、平成21年4月から運用を開始しました。



2 経営状況

営業開始以来、常に経営の合理化を図るとともに、適正な料金への改定、設備の効率的運用等に努め、安定した黒字経営を続けています。

これらの黒字経営から生ずる利益剰余金は、資本的支出としての発電所の建設事業、施設改良や起債の償還に要する経費に充てられています。

(1) 供給電力量の推移

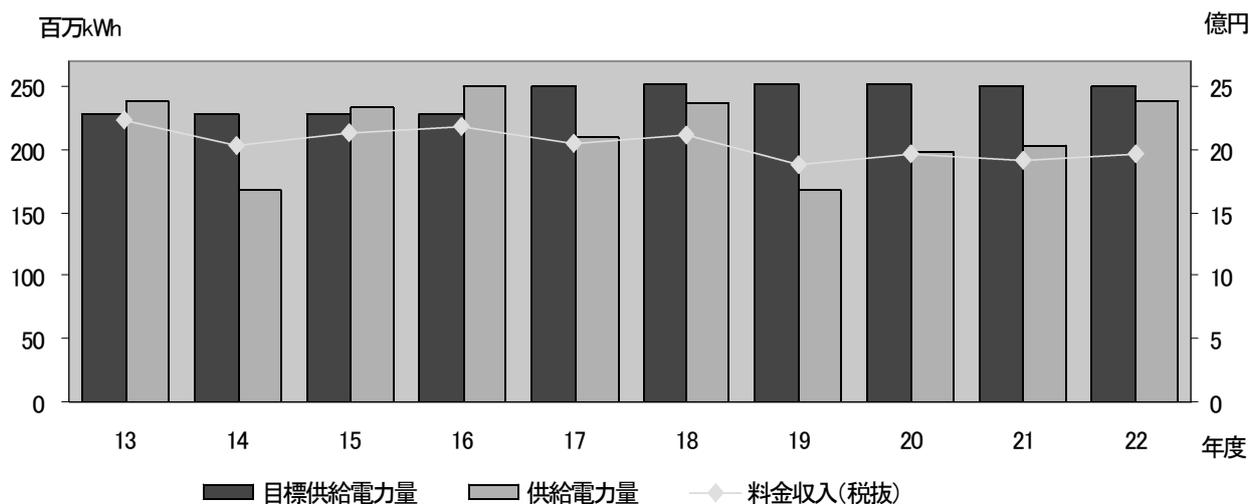
① 過去3年間の供給電力量

(単位：千kWh, %)

発電所	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	供給電力量	実績 / 目標	供給電力量	実績 / 目標	供給電力量	実績 / 目標
旭川	81,357	84.0	79,892	83.3	96,528	100.7
新見	24,017	71.7	22,730	67.9	30,305	90.5
加茂	39,223	73.4	44,649	84.3	46,875	88.5
小水力	52,585	77.3	56,281	84.0	64,500	96.3
合計	197,178	78.3	203,552	81.6	238,208	95.5

注) 小水力の供給電力量は、黒木えん堤、越畑、久賀、倉見、滝ノ谷、梶並、阿波、寄水、津川、大町、千屋、真加子、苦田、三室発電所の合計である。

② 供給電力量と料金収入の推移 (過去10年間)



(3) 事業収支及び資本的収支の状況

① 事業収支の状況

(単位：千円)

区分 \ 年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (見込)
事業収入	2,333,498	2,106,101	2,190,190	2,053,357	2,124,493
うち料金収入	2,112,717	1,880,398	1,955,838	1,904,002	1,959,019
事業費用	2,131,249	2,081,643	2,083,707	1,985,620	1,952,904
当年度純利益	202,249	24,458	106,483	67,737	171,589

注) 消費税及び地方消費税を除く。

料金収入は湯水準備引当金の引当、取崩後の額である。

② 資本的収支の状況

(単位：千円)

区分 \ 年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (見込)
資本的収入	219,324	1,502,138	5,504	2,000,180	1,002,905
資本的支出	2,653,700	2,763,130	936,318	2,746,030	1,597,607
資本的収支差引	△2,434,376	△1,260,992	△930,814	△745,850	△594,702

注) 消費税及び地方消費税を除く。

3 施設の概要

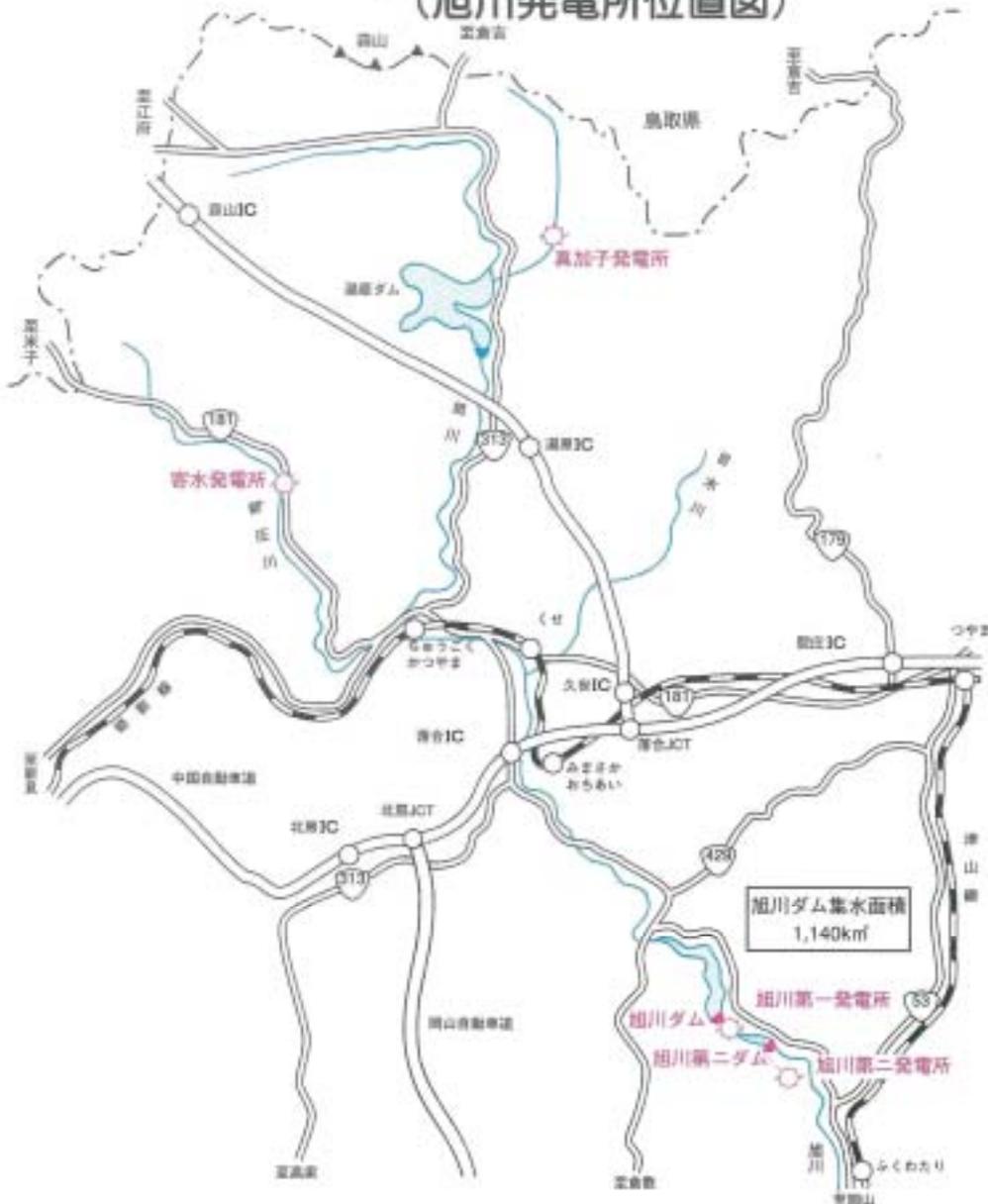
(1) 旭川発電所

区 分	旭川第一発電所		旭川第二発電所	
河 川 名	旭川水系旭川			
工 事 着 工	昭和26年1月		昭和28年4月	
運 転 開 始	昭和29年2月 (一部運転開始) 昭和29年5月 (全部運転開始)		昭和29年11月	
使 用 水 量	最大60.00m ³ /s 常時13.41m ³ /s		最大45.00m ³ /s 常時14.55m ³ /s	
有 効 落 差	最大36.40m 常時32.45m		最大9.95m 常時10.05m	
発 電 力	最大18,700kW 常時2,800kW		最大3,700kW 常時1,100kW	
年 間 供 給 電 力 量	95,017,000kWh			
総 貯 水 容 量	57,382,000m ³		710,000m ³	
有 効 貯 水 容 量	発電33,538,000m ³ 都市用水2,330,000m ³ 洪水調節23,000,000m ³ 不特定49,442,000m ³		発電594,000m ³	
ダ ム ・ 堰	高さ45.00m 長さ212.00m		高さ13.00m 長さ147.00m	
	ラジアルゲート 9.3m×12.0m×10門		ローラーゲート (8.3m×3.3m)×18.0m×6門	
導 水 路			馬てい型圧力ずい道 高さ4.60m 延長1,326.80m	
水 槽			差動調圧槽 内径32.0m 高さ12.80m	
水 圧 管 路	2条 内径4.00m~3.00m 延長69.38m			
発 電 所 の 建 物	鉄筋コンクリート造 間口38.0m 奥行23.0m 地上3階 地下2階			
水 車	種 類	立軸フランシス水車		立軸カプラン水車
	出力・回転数	11,500kW 200min ⁻¹		4,000kW 163.5min ⁻¹
	メーカー・台数	新三菱重工業 2台		電業社 1台
発 電 機	種 類	立軸三相同期発電機		同左
	容量・電力	12,500kVA 11,000V		4,500kVA 11,000V
	力率・回転数	85% 200min ⁻¹		85% 163.5min ⁻¹
	メーカー・台数	三菱電機 2台		明電舎 1台
主 要 変 圧 器	型 式	三相油入自冷式		
	容 量	30,000kVA		
	電 圧	一次10.5kV 二次110kV		
	メーカー・台数	三菱電機 1台		

(単位：千円)

事業費総額	3,500,000	(ダム費負担金1,046,500 (負担率42.00%) 電気専用施設費2,453,500)
-------	-----------	---

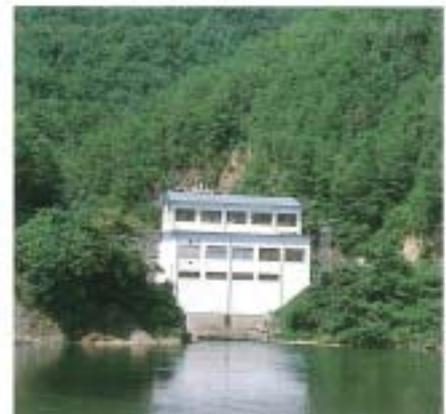
(旭川発電所位置図)



ダム直下の第一発電所



逆調整池を利用した第二発電所



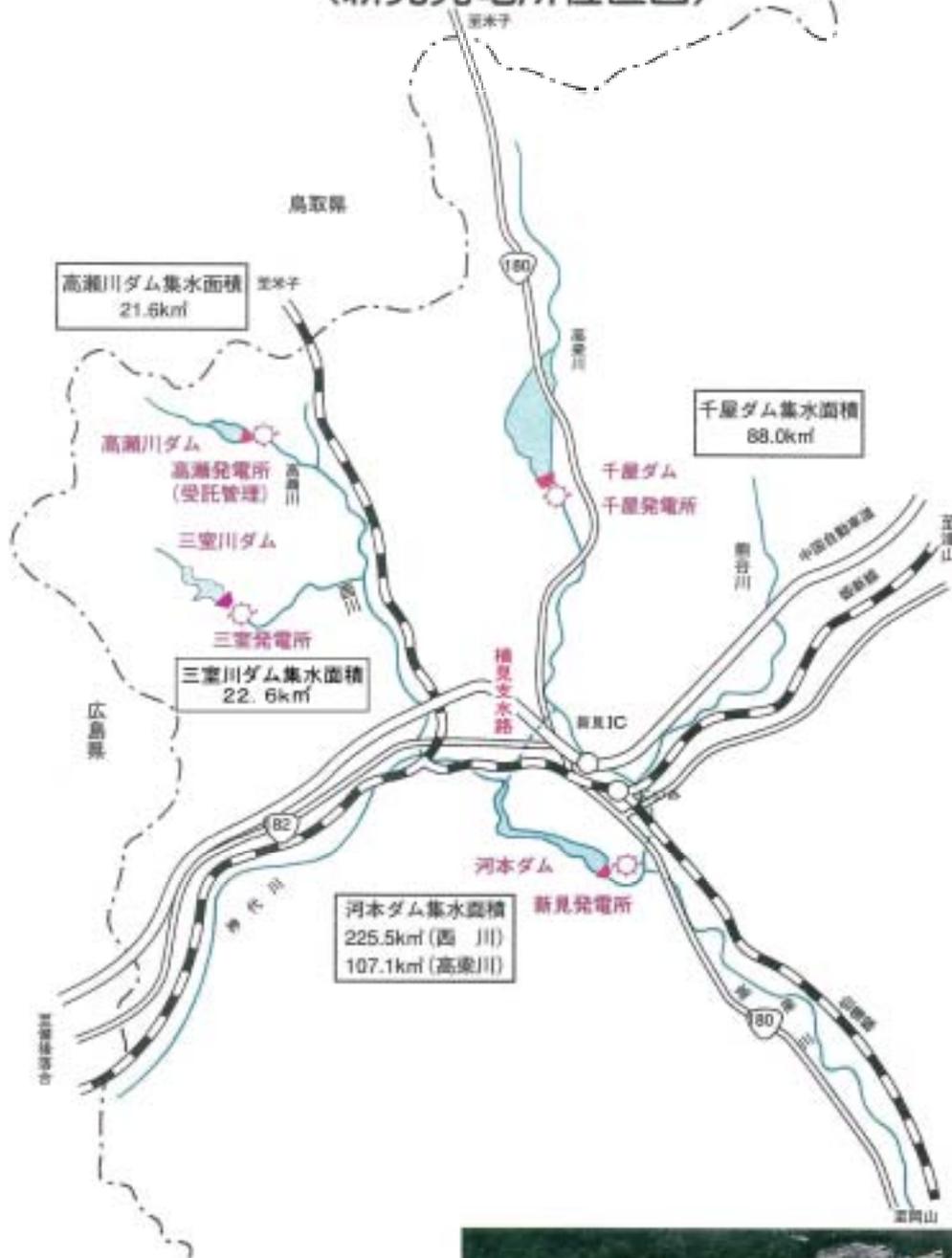
(2) 新見発電所

河川名	高梁川水系西川及び高梁川	
工事着工	昭和36年4月	
運転開始	昭和38年9月（一部運転開始） 昭和38年10月（全部運転開始）	
使用水量	最大 24.00m ³ /s 常時 2.76m ³ /s	
有効落差	最大 54.85m 常時 48.74m	
発電力	最大 10,900kW 常時 0kW	
年間供給電力量	33,500,000kWh	
総貯水容量	17,350,000m ³	
有効貯水容量	発電11,100,000m ³ 工業用水6,600,000m ³ 洪水調節5,000,000m ³	
ダム・堰	河本ダム	高さ60.00m 長さ260.00m ラジアルゲート10.3m×12.0m×2門
	横見取水堰	高さ3.50m 長さ41.30m 起伏ゲート ローラーゲート 1.4m×26.0m×1門 2.27m×2.1m×1門
導水路	金付水路	円型圧力ずい道 内径3.5m 延長662.48m
	横見支水路	蓋きよ及び欠円型無圧ずい道 内径1.66m～2.1m 延長3,746.3m
水槽	差動調圧水槽 内径 主槽部12.5m 上槽部15.5m 高さ 主槽部20.8m 上槽部6.0m	
水圧管路	1条 内径3.20m～2.40m 延長120.52m	
発電所の建物	鉄筋コンクリート造 間口18m 奥行20m 地上2階 地下2階	
水車	種類	立軸カプラン水車
	出力・回転数	11,500kW 400min ⁻¹
	メーカー・台数	東芝 1台
発電機	種類	立軸三相同期発電機
	容量・電圧	13,000kVA 11,000V
	力率・回転数	85% 400min ⁻¹
	メーカー・台数	東芝 1台
主要変圧器	型式	三相油入自冷式
	容量	13,000kVA
	電圧	一次10.5kV 二次66kV
	メーカー・台数	東芝 1台

(単位：千円)

事業費総額	1,629,873	{ ダム費負担金645,128 (負担率26.71%) 電気専用施設費984,745 }
-------	-----------	---

(新見発電所位置図)



貯水池を総合的に運用し、取水量と落差の変化に対応した新見発電所



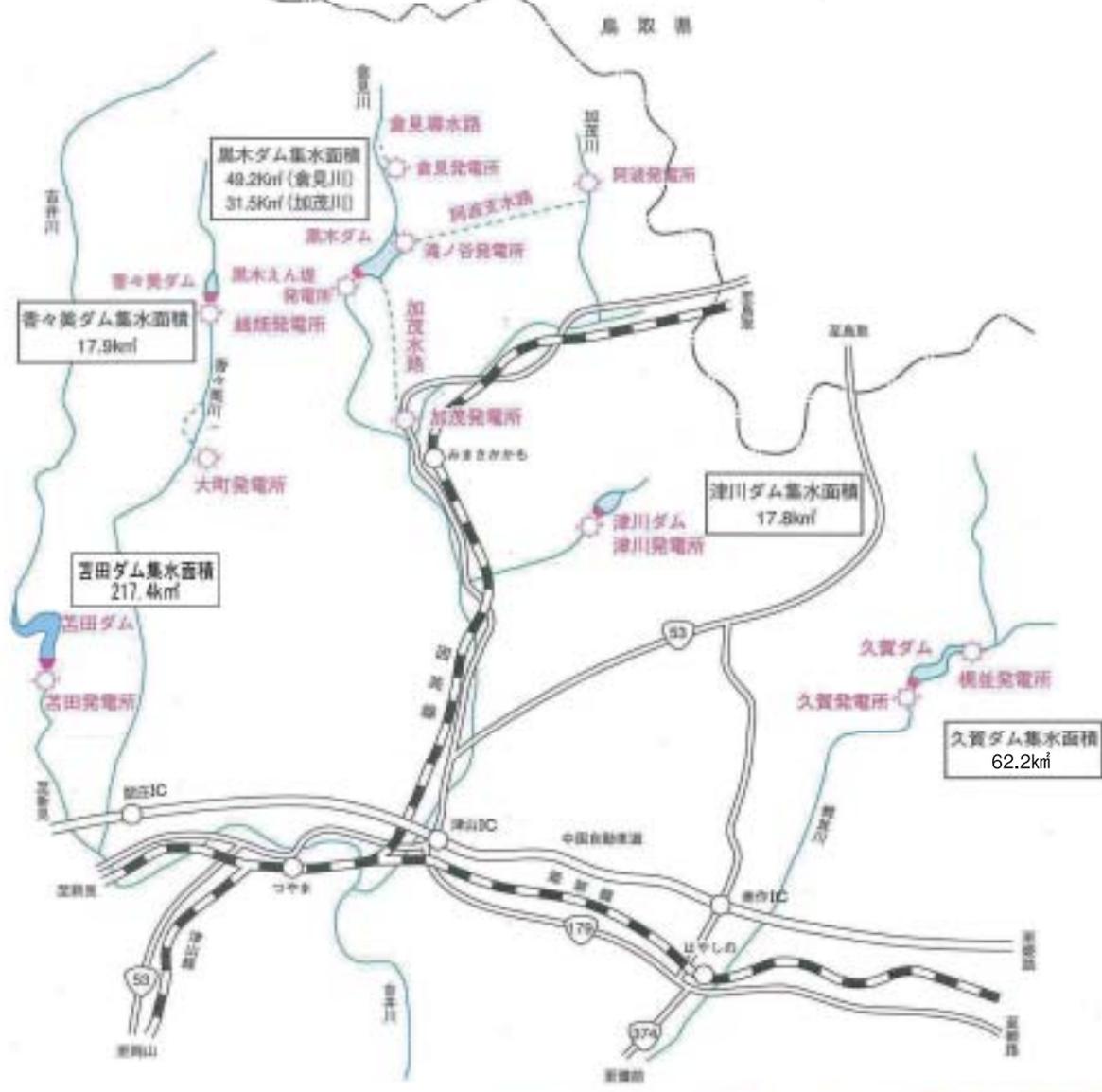
(3) 加茂発電所

河川名	吉井川水系倉見川及び加茂川	
工事着工	昭和39年4月	
運転開始	昭和42年1月	
使用水量	最大 9.00m ³ /s 常時2.40m ³ /s	
有効落差	最大 189.20m 常時187.20m	
発電力	最大 14,000kW 常時2,300kW	
年間供給電力量	52,555,000kWh	
総貯水容量	6,000,000m ³	
有効貯水容量	発電5,075,000m ³ 洪水調節2,850,000m ³ かんがい2,225,000m ³	
ダム・堰	黒木ダム	高さ53.0m 長さ193.0m ラジアルゲート4.9m×7.0m×3門
	阿波取水堰	高さ4.9m 長さ25.0m ローラーゲート1.9m×3.0m×1門
導水路	加茂水路	円型圧力ずい道 内径2.5m 延長4,240.7m
	阿波支水路	開きよ及び馬てい型無圧ずい道 高さ2.08m 延長開水路574m 無圧ずい道5,740m
水	槽	差動調圧水槽 高さ37.50m 内径10.0m ライザー径2.0m
水	圧管路	1条 内径1.90m~1.40m 延長675.75m
発電所の建物		
鉄筋コンクリート造 間口18m 奥行20m 地上2階 地下2階		
水車	種類	立軸フランシス水車
	出力・回転数	15,000kW 600min ⁻¹
	メーカー・台数	川崎電機製造 1台
発電機	種類	立軸三相同期発電機
	容量・電圧	16,000kVA 11,000V
	力率・回転数	90% 600min ⁻¹
	メーカー・台数	川崎電機製造 1台
主要変圧器	型式	三相油入自冷式
	容量	16,000kVA
	電圧	一次10.5kV 二次66kV
	メーカー・台数	富士電機 1台

(単位：千円)

事業費総額	2,349,152	(ダム費負担金294,190 (負担率17.08%) 電気専用施設費2,054,962)
-------	-----------	---

(加茂発電所位置図)



落差が約190mある
高落差の加茂発電所



(4) 小水力発電所

発電所名	黒木えん堤	越 畑	久 賀	倉 見	滝 ノ 谷	
河 川 名	吉井川水系倉見川	吉井川水系香々美川	吉井川水系梶並川	吉井川水系倉見川	吉井川水系加茂川	
工 事 着 工	昭和53年10月	昭和56年6月	昭和56年6月	昭和57年6月	昭和58年10月	
運 転 開 始	昭和54年4月	昭和57年4月	昭和57年4月	昭和58年11月	昭和59年4月	
使 用 水 量	最 大	0.35m ³ /s	1.20m ³ /s	1.20m ³ /s	1.20m ³ /s	1.10m ³ /s
	常 時	0.20m ³ /s	0.08m ³ /s	0.36m ³ /s	0.22m ³ /s	0.05m ³ /s
有 効 差 落	最 大	44.00m	24.50m	21.00m	77.50m	15.32m
	常 時	33.51m	22.40m	18.65m	78.64m	15.48m
発 電 力	最 大	100kW	200kW	190kW	660kW	120kW
	常 時	41kW	0kW	35kW	110kW	0kW
年間供給電力量	514,000kWh	1,008,000kWh	1,121,000kWh	3,275,000kWh	371,000kWh	
ダム・堰	高 さ	53.00m	39.00m	36.50m	4.20m	4.90m
	長 さ	193.00m	131.00m	171.00m	41.00m	25.00m
	取水塔	表面取水方式	表面取水方式	表面取水方式	—	—
水 管 圧 路	条 数	1条	1条	1条	1条	1条
	内 径	0.44~0.45m	0.50~0.80m	0.80~1.20m	0.80m	0.90m
	延 長	69.17m	113.43m	110.52m	153.84m	3.60m
発電所の建物	地下式	半地下式	半地下式	半地下式	—	
水 車	種 類	横軸フランシス	横軸クロスフロー	横軸フランシス	横軸クロスフロー	立軸チューブラ
	出 力	120kW	220kW	210kW	710kW	130kW
	台 数	1台	1台	1台	1台	1台
発 電 機	種 類	三相誘導発電機	三相誘導発電機	三相誘導発電機	三相誘導発電機	三相誘導発電機
	容 量	100kW	200kW	190kW	660kW	120kW
	台 数	1台	1台	1台	1台	1台
事 業 費	60百万円	150百万円	161百万円	641百万円	109百万円	

注) 小水力発電所とは、比較的小規模な発電で、おおむね5,000kW以下の施設をいう。

発電所名		梶 並	阿 波	寄 水	津 川	大 町
河 川 名		吉井川水系梶並川	吉井川水系加茂川	旭川水系新庄川	吉井川水系津川川	吉井川水系香々美川
工 事 着 工		昭和58年10月	昭和60年7月	平成2年3月	平成3年11月	平成7年5月
運 転 開 始		昭和59年7月	昭和61年11月	平成3年6月	平成7年4月	平成9年4月
使 用 量	最 大	2.60m ³ /s	0.85m ³ /s	4.60m ³ /s	1.00m ³ /s	1.80m ³ /s
	常 時	0.82m ³ /s	0.21m ³ /s	1.34m ³ /s	0.38m ³ /s	0.39m ³ /s
有 効 差	最 大	9.70m	54.90m	42.00m	46.65m	79.90m
	常 時	10.18m	55.85m	42.90m	37.28m	81.29m
発 電 力	最 大	180kW	360kW	1,500kW	360kW	1,200kW
	常 時	37kW	49kW	300kW	82kW	180kW
年間供給電力量		803,000kWh	1,804,000kWh	7,011,000kWh	1,649,000kWh	4,885,000kWh
ダム・堰	高 さ	(既設砂防えん堤)10.60m	(既設砂防えん堤)14.50m	(ゴムぜき)2.00m	76.00m	(ゴムぜき)2.00m
	長 さ	(既設砂防えん堤)58.20m	(既設砂防えん堤)47.80m	27.40m	228.00m	22.00m
	取水塔	—	—	—	表面取水方式	—
水 管 圧 路	条 数	1条	1条	1条	1条	1条
	内 径	1.20m	0.68~0.70m	1.20~1.45m	0.52~0.80m	0.70~1.00m
	延 長	39.80m	106.60m	52.48m	113.54m	137.73m
発電所の建物		地下式	半地下式	半地下式	半地下式	半地下式
水 車	種 類	横軸フランシス	横軸フランシス	横軸フランシス	横軸フランシス	横軸フランシス
	出 力	200kW	380kW	1,600kW	386kW	1,234kW
	台 数	1台	1台	1台	1台	1台
発 電 機	種 類	三相誘導発電機	三相誘導発電機	三相同期発電機	三相誘導発電機	三相同期発電機
	容 量	180kW	360kW	1,600kVA	360kW	1,230kVA
	台 数	1台	1台	1台	1台	1台
事 業 費		201百万円	504百万円	2,108百万円	336百万円	1,906百万円

発電所名		千屋	真加子	苦田	三室	高瀬※
河川名		高梁川水系高梁川	旭川水系下和川	吉井川水系吉井川	高梁川水系三室川	高梁川水系高瀬川
工事着工		平成5年2月	平成11年5月	平成13年1月	平成13年8月	昭和56年7月
運転開始		平成10年8月	平成13年4月	平成17年4月	平成18年4月	昭和57年3月
使用水量	最大	5.50m ³ /s	2.80m ³ /s	17.0m ³ /s	1.10m ³ /s	0.90m ³ /s
	常時	1.52m ³ /s	0.52m ³ /s	5.43m ³ /s	0.34m ³ /s	0.28m ³ /s
有効落差	最大	66.30m	54.90m	33.10m	56.20m	43.00m
	常時	49.35m	56.04m	24.50m	42.10m	39.46m
発電力	最大	3,000kW	1,200kW	4,600kW	460kW	280kW
	常時	430kW	0kW	710kW	76kW	62kW
年間供給電力量		12,700,000kWh	5,410,000kWh	22,884,000kWh	2,574,000kWh	1,664,000kWh
ダム・堰	高さ	97.50m	(ゴムせき)1.90m	74.00m	74.50m	67.00m
	長さ	259.00m	30.90m	225.00m	231.00m	273.60m
	取水塔	表面取水方式	—	表面取水方式	表面取水方式	表面取水方式
水管圧路	条数	1条	1条	1条	1条	1条
	内径	1.10~1.50m	1.20~1.70m	2.50~2.20m	0.70~0.60m	0.80m
	延長	165.06m	101.52m	95.14m	9.527m	122.87m
発電所の建物		半地下式	半地下式	半地下式	地下式	地下式
水車	種類	横軸フランシス	横軸フランシス	立軸フランシス	横軸フランシス	横軸フランシス
	出力	3,090kW	1,310kW	4,830kW	500kW	310kW
	台数	1台	1台	1台	1台	1台
発電機	種類	三相同期発電機	三相同期発電機	三相同期発電機	三相誘導発電機	三相同期発電機
	容量	3,200kVA	1,320kVA	4,900kVA	460kW	310kVA
	台数	1台	1台	1台	1台	1台
事業費		1,778百万円	1,784百万円	2,641百万円	520百万円	220百万円

※高瀬発電所については、県土木部から運転・保守管理業務を受託している。

工業用水道事業

(産業の血液)

1 事業概要

倉敷市水島地区は、臨海工業基地として各種の有利な立地条件に恵まれ、更に岡山県南新産業都市の指定をはじめ、諸施策の推進とがあいまって、石油精製、製鉄、石油化学等の大企業があいついで進出し、一大重化学工業地帯として大きく発展してきました。

水島工業用水道は、これらの企業に対し工業用水を安定的に供給する目的をもって建設され、その用水需要は昭和36年に給水を開始して以来、水島工業地帯における工場の新設、既存工場の設備増設により漸次増加し、第1期、第2期、第3期を合わせた給水能力(530,500 m^3 /日)を上回る需要が見込まれたため、昭和46年から千屋ダム等を水源とした第4期工業用水道の建設に着手しました。

しかし、その後の経済情勢の変動等により、当初の水需要の減少が見込まれたこと、また、第1期事業が施設の老朽化や河川管理上の制約等により廃止せざるを得なくなったことから、その水源施設等を第4期事業に取り込むこととし、昭和53年10月に水源施設を除く給水専用施設(300,000 m^3 /日)を完成させ、第1期事業については昭和54年度末に廃止しました。また、平成10年8月には、第4期事業の水源となる千屋ダムを完成させました。この結果、水島地区の工業用水道事業は、第2期、第3期、第4期となり、その給水能力は708,000 m^3 /日となりました。

一方、給水区域については、第4期事業の一環として、児島地区の地場中小企業に供給する拡張工事を平成4年3月に完成させました。

笠岡工業用水道は、備後工業整備特別地域の指定を受けて笠岡地区に造成された工業用地と臨海部に立地する企業に工業用水を供給するもので、笠岡工業用水(企業局)、西南上水道用水(岡山県西南水道企業団)、寄島干拓用水(県農林水産部)、笠岡湾干拓用水(中国四国農政局)の共同事業として整備された笠岡共用導水路が昭和47年3月に完成し、昭和47年10月から、笠岡工業用水道第1期事業(33,000 m^3 /日)として給水を開始しました。なお、この共用導水路は、中国四国農政局が事業主体として建設、整備を行いましたが、施設の維持管理については、現在、企業局が受託しています。

その後、茂平地区の工業団地など地元の中小企業からの給水要望に応えるため、第2期事業(3,700 m^3 /日)に着手し、昭和60年3月に完成させ、更に、平成元年度からは、笠岡港(港町地区)工業用地等へ立地する企業に対して、13,000 m^3 /日を供給する第3期事業に着手し、平成5年3月に完成させました。この結果、笠岡地区の工業用水道事業は、第1期、第2期、第3期となり、その給水能力は、49,700 m^3 /日となりました。

勝央工業用水道は、内陸工業団地のモデルケースとして旧地域振興整備公団が建設した勝央中核工業団地に立地する企業の工業用水の需要に対処するため、昭和51年度から事業に着手し、給水能力4,200m³/日の施設を昭和53年度に完成させました。また、先端技術型企業の立地を図るために建設された新勝央中核工業団地（51.6ha）への企業立地促進のため、平成7年度に給水設備の拡充を行い、給水区域を拡大しています。

工業用水道の概要

区 分		給水(供用)開始	事 業 費	ダ ム 名	給 水 能 力	給 水 区 域	
		年月	千円		m ³ /日		
工 業 用 水 道 事 業	水島第2期	S43.4	3,757,434	新成羽川ダム	201,500	倉敷市	
	水島第3期	S45.9	3,683,652	〃	206,500	〃	
	水島 第4期	1種	S36.7	4,172,220	河本ダム	122,500	〃
		2種	水島	S50.10	33,445,886	千屋ダム他	157,500
	児島		H2.4	20,000			
	小計(水島)			45,059,192		708,000	
	笠岡第1期		S47.10	1,687,742	新成羽川ダム	33,000	笠岡市 浅口郡里庄町
	笠岡第2期		S60.4	117,400	〃	3,700	〃
	笠岡第3期		H5.4	2,847,000	〃	13,000	〃
	小計(笠岡)			4,652,142		49,700	
勝 央		S55.4	757,310	西原ダム	4,200	勝田郡勝央町	
給水区域拡大		H10.10	82,010				
合 計			50,550,654		761,900		

2 工業用水道事業の施設整備

(1) 水島工業用水道

水島工業用水道施設は、建設以来30年以上が経過し、施設の老朽化・劣化が進んでおり、安定供給の確保及び保安管理を図るため、平成3年度に工業用水道施設長期改良計画「工業用水リフレッシュ21」を策定しました。

「工業用水リフレッシュ21」は、平成4年度に水島工業用水道改築事業（国庫補助事業）として採択され、平成5年度から計画的に施設の改良及び設備の近代化等を進め、老朽化した施設の改築については平成9年度で完了しました。また、省力化や信頼性の向上を図るため、工業用水道事務所の管理室を改良し、中央監視センターを設けました。これは、西之浦浄水場、鶴新田浄水場、亀島配水場等の施設間を光通信網で結び、集中監視制御システムによる遠隔監視制御、データ処理を行うものです。

平成10年度からは、管理・保安対策等の諸課題を踏まえた施設整備計画の見直しを行い、コストの縮減を図りながら事業を進め、平成14年度で「工業用水リフレッシュ21」は完了しました。

① 期 間 平成5年度から平成14年度までの10年間

② 総事業費 88億4千万円

③ 改築事業の対象となった施設及び主な設備

ア 西之浦浄水場

取水設備・揚水設備・導水設備・沈殿池設備・送水設備の各電気設備、
汚泥処理設備の電気及び機械設備、受電設備、自家発電設備、中央監視制御設備、
計装設備、薬品注入設備

イ 亀島配水場

受電設備、自家発電設備、配水ポンプ設備の電気及び付属設備

ウ 鶴新田浄水場

受電設備、沈殿池設備の電気設備、遠方監視制御設備、配水ポンプ電気設備

エ 管路設備

老朽管路の敷設替え及び改良（管更生）、バルブの新設及び管路網の更生

また、平成15年度以降も配水管路等の耐震化、老朽化対策を順次実施しています。

(2) 笠岡工業用水道

笠岡工業用水道施設は、昭和47年に笠岡浄水場が完成して以来30年余りが経過し、施設の老朽化及び機器の劣化が進んでいました。このため、平成15年度から計画的に施設の改良及び更新を進め、業務の効率化と労働環境整備を図り、笠岡浄水場は、平成18年度から運転及び保守業務を西之浦浄水場に統合し、無人化しました。また、船穂揚水機場及び共用導水路の共同施設についても、各共同事業者と協議、調整を図りながら計画的な更新を行っています。

① 期 間 平成15年度から平成26年度までの12年間

② 総事業費 約20億円

③ 改築事業の対象となる主な設備

ア 笠岡浄水場等

受電・送水ポンプ電気設備、中央監視制御設備、沈殿池電気設備、薬品注入設備、管理本館設備、場内設備、送水ポンプ設備、沈澱池機械設備、非常用発電設備、新庄計装設備、里見計装設備、里見ポンプ設備

イ 船穂揚水機場

受電設備、電気設備、遠方監視制御設備、中央監視制御設備、揚水ポンプ電気設備、屋外照明設備

3 浄水汚泥の有効利用について

浄水汚泥は、工業用水の浄水過程で発生する泥土を圧縮脱水したもので、かつては産業廃棄物として最終処分場へ投棄処理を行っていました。

しかし、発生量が年間千数百トンになることから、汚泥の有効利用のため、昭和58年から農業試験場での育成試験や成分分析を行い、その結果、有害成分もなく保水性や通気性において優れていることから、昭和62年から園芸用土として一般の方に販売を開始しました。

その後、処分場の投棄可能容量の減少や新規処分場の建設も困難となってきたことや、岡山県では環境負荷の低減のため率先してゼロエミッションを目指していることから、さらに利用の拡大を図ることを目指し、取り扱いやすい粒径に加工することができる調粒プラントを平成13年に西之浦浄水場内に建設しました。

本プラントは、直径15mm以下の粒径加工ができ、年間約1,000トンの処理能力があり、これまでの原形に調粒（バラ、袋詰）が加わり、利用目的にあわせた販売が可能となっています。

なお、この浄水ケーキは平成15年3月に岡山県エコ製品に認定されています。

4 震災対策・危機管理

企業局の工業用水道は、水島コンビナート等に産業の血液とも言われている工業用水を安定して供給する重要な施設であるため、水管橋、配水池及び管路の震災対策を行うことにより、断水の無い工業用水道を構築する必要があります。

また、常日頃から災害発生を想定した防災訓練を実施し、災害時に迅速な対応が出来るよう危機管理体制の強化・充実を図っています。

(1) 震災対策

県南の工業地帯に安定的に工業用水を給水するため、水管橋、配水池などの施設の耐震補強を行っています。

(2) 危機管理体制の強化

① 塩害対策訓練（高潮対策）

工業用水道の取水口は、高梁川河口の潮止堰直上流に位置しているため、台風等の異常高潮時には海水が遡上し、塩害が発生する恐れがあります。

このため、受水企業への影響を最小限に食い止めるため、毎年、上流の西阿知取水場から取水した水を送水する2ルート配水訓練を実施しています。

さらに異常高潮が予測される時には、潮止堰にパネル(高さ30cm)を設置して塩害防止に努めています。



震災対策工事例：送水3号線水管橋
橋台と送水管を鋼線で連結するとともに、ズレ止めを設置して落下を防止します。



2ルート配水管路の切替作業状況



パネル設置作業状況

② 震災対策訓練

今後30年以内に高い確率で発生すると予測されている東南海・南海地震を想定して、本局及び事業所において、毎年、震災対策訓練を行っています。

なお、工業用水道事務所においては、平成16年度に施設の安全点検や配水管路の漏水対策のために導入した配水管路マッピングシステム(GIS)を震災対策訓練に活用しています。



震災対策訓練

(3) 笠岡共用導水路の点検

他県における送水隧道（トンネル）の崩落事故による水道用水・工業用水の断水を教訓として、現在企業局が笠岡湾干拓土地改良区（中国四国農政局）、岡山県西南水道企業団、岡山県農林水産部及び浅口市から維持管理を受託している笠岡共用導水路についても、共同事業者との連携を図りながら、施設の点検等を行っています。

5 経営状況

営業開始当初は、企業立地の遅れなどから給水量が伸び悩み、赤字経営を余儀なくされていましたが、昭和40年度以降は好調な需要の伸びにより、昭和42年度に累積赤字を解消して黒字経営に転換しました。その後も健全経営に努め、比較的安定した黒字経営を続けています。

なお、黒字経営から生じる利益剰余金については、資本的支出としての工業用水道の施設改良や起債の償還に要する経費などに充てられています。

(1) 工業用水道の料金

（単位：円／m³）

区 分		水 質	基本料金	未達料金	特定料金	超過料金
水島第2期工業用水道事業		浄水	10.00	4.20	12.00	20.00
" 第3期 "		"	11.60	5.20	13.90	23.20
" 第4期 "	1 種	"	13.60	8.30	16.30	27.20
	2種水島地区	"	20.50	10.50	24.60	41.00
	2種児島地区	"	44.46	29.06	53.35	88.92
笠岡第1期 "		"	24.50	12.00	29.40	49.00
		原水	20.10	9.30	24.10	40.20
" 第2期 "		浄水	33.00	11.90	39.60	66.00
		原水	29.70	7.30	35.60	59.40
" 第3期 "		浄水	45.00	40.85	54.00	90.00
		原水	28.49	15.46	34.19	56.98
勝 央 "		"	35.00	11.80	42.00	70.00

注1) 直近の料金改定は、平成9年4月1日

2) 料金は、消費税及び地方消費税抜き

3) 基本料金：基本使用水量1m³当たりの料金

基本使用水量：工業用水の使用者が、常時使用する1日当たりの工業用水量で、責任水量の範囲で毎年度公営企業管理者が承認した水量

責任水量：工業用水の使用者が、自らの長期事業計画に基づいて供給を希望する最大限の1日当たりの工業用水量のうち、公営企業管理者が承認した水量

4) 未達料金：未達水量1m³当たりの料金

未達水量：責任水量から基本使用水量を差し引いた水量

5) 特定料金：特定使用水量1m³当たりの料金

特定使用水量：工業用水の使用者が、一定の期間に限って基本使用水量を超えて使用する場合は、1日当たりの工業用水量で、責任水量の範囲で公営企業管理者が承認した水量

6) 超過料金：超過使用水量1m³当たりの料金

超過水量：ひと月の日数に基本使用水量を乗じて得た水量を基準とし、工業用水の使用者の当該月の水使用量実績が当該基準を超えた場合、その超えた部分の水量

(2) 給水状況

① 給水の状況

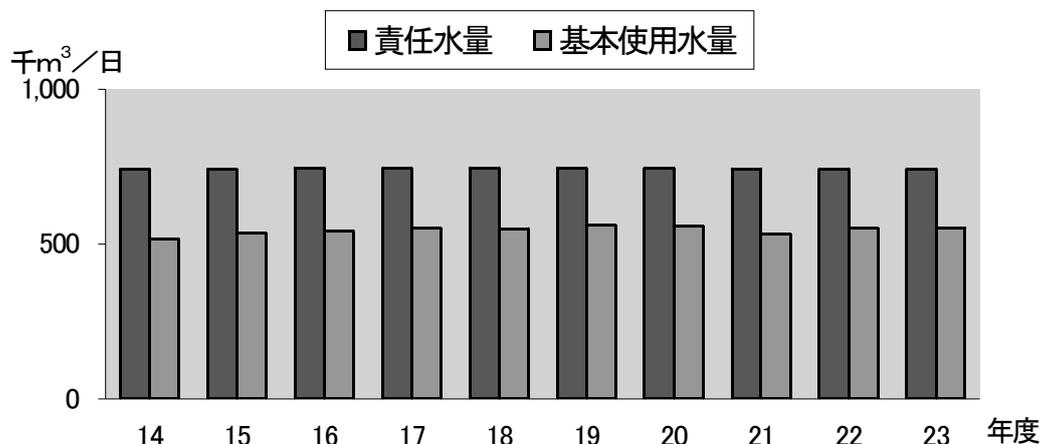
(単位：m³/日)

区分		年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
水	水島地区	給水工場数	36	36	36	36	37
		責任水量	687,610	687,610	687,610	687,610	687,760
		基本使用水量	509,180	510,480	495,260	514,700	514,470
島	児島地区	給水工場数	31	33	29	29	28
		責任水量	18,310	18,310	15,750	15,120	14,920
		基本使用水量	14,920	13,260	11,950	11,180	11,070
小計		給水工場数	67	69	65	65	65
		責任水量	705,920	705,920	703,360	702,730	702,680
		基本使用水量	524,100	523,740	507,210	525,880	525,540
笠岡		給水工場数	22	22	22	22	22
		責任水量	38,630	38,630	38,630	38,630	38,630
		基本使用水量	34,890	35,010	24,680	24,850	24,850
勝央		給水工場数	14	15	15	15	15
		責任水量	1,750	1,820	2,050	2,050	2,050
		基本使用水量	1,260	1,020	1,130	1,060	1,060
合計		給水工場数	103	106	102	102	102
		責任水量	746,300	746,370	744,040	743,410	743,360
		基本使用水量	560,250	559,770	533,020	551,790	551,450

注1) 責任水量：工業用水の使用者が、自らの長期事業計画に基づいて供給を希望する最大限の1日当たりの工業用水の量のうち、公営企業管理者が承認した水量

2) 基本使用水量：工業用水の使用者が、常時使用する1日当たりの工業用水の量で、責任水量の範囲で毎年度公営企業管理者が承認した水量

② 責任水量と基本使用水量の推移



(3) 事業収支及び資本的収支の状況

① 事業収支の状況

(単位：千円)

年度 区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (見込)
事業収入	3,623,979	3,717,433	3,770,184	3,603,816	3,645,007
うち料金収入	3,506,391	3,559,109	3,500,996	3,423,829	3,470,182
事業費用	3,013,911	2,960,367	2,880,114	2,820,840	2,821,054
当年度純利益	610,068	757,066	890,070	782,976	823,953

注) 消費税及び地方消費税を除く。

② 資本的収支の状況

(単位：千円)

年度 区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (見込)
資本的収入	445,820	1,988,043	52,927	1,427,252	3,034,522
資本的支出	1,942,047	6,101,795	5,138,056	3,003,239	5,182,466
資本的収支差引	△1,496,227	△4,113,752	△5,085,129	△1,575,987	△2,147,944

注) 消費税及び地方消費税を除く。

6 施設の概要

(1) 水島第2期工業用水道事業

建設期間	昭和41年4月～昭和46年3月		
水源	高梁川（表流水）		
水量	取水量216,700m ³ /日 給水量201,500m ³ /日		
貯水施設	新成羽川ダム	高さ103m 長さ289m 有効貯水容量80,500,000m ³	
		貯水地点 高梁川水系成羽川 高梁市備中町西油野 高梁市備中町平川	
取水施設	取水口	鉄筋コンクリート造 幅3.0m 高さ2.1m 2連	
	導水函渠	鉄筋コンクリート造 幅1.5m 高さ1.7m 延長109m 2連	
導水施設	沈砂池	鉄筋コンクリート造 幅21.2m 長さ44.9m 高さ9.0m 1池	
	揚水ポンプ室	鉄筋コンクリート造 幅8.1m 長さ20.6m	
	揚水ポンプ	内径600㎜ 90kW 4台	
浄水施設	傾斜板式沈殿池	鉄筋コンクリート造 幅42.3m 長さ52.0m 高さ4.5m～6.0m 2池	
	浄水池	鉄筋コンクリート造 幅25.3m 長さ45.0m 高さ4.7m～6.0m 1池	
	場内配管	鋼管及びダクタイル鑄鉄管 内径1,350㎜～1,800㎜ 延長198m	
	薬品注入設備	硫酸バンド、苛性ソーダ、硫酸	
	管理事務所	鉄筋コンクリート造 間口18.0m 奥行36.0m 地上3階	
	汚泥処理設備	※加圧脱水機1台 濃縮槽2槽	
送水施設	送水ポンプ室	鉄筋コンクリート造 幅9.3m 長さ23.3m	
	送水ポンプ	内径600㎜ 150kW 5台	
	送水管	鋼管及びダクタイル鑄鉄管 内径1,350㎜ 延長4,567m	
配水施設	配水池	鉄筋コンクリート造 幅56.0m 長さ60.6m 高さ3.0m 2池 (容量10,000m ³ ×2池)	
	配水ポンプ室	鉄筋コンクリート及び鉄骨造 幅10.0m 長さ60.2m	
	配水ポンプ	内径600㎜ 110kW 2台 200kW 3台	
	配水管	B・B'地区	鋼管 内径800㎜～1,200㎜ 延長9,779m
		C地区	鋼管及び鑄鉄管 内径150㎜～1,100㎜ 延長7,177m
		D地区	鋼管 内径1,200㎜ 延長1,116m
管延長合計	18,072m		
事業費	3,757,434千円（国庫補助対象事業費3,656,000千円）		

※加圧脱水機は第2期及び第3期を通じて1台

(2) 水島第3期工業用水道事業

建設期間	昭和43年4月～昭和49年3月		
水源	高梁川(表流水)		
水量	取水量222,200m ³ /日 給水量206,500m ³ /日		
貯水施設	新成羽川ダム	高さ103m 長さ289m 有効貯水容量80,500,000m ³	
		貯水地点 高梁川水系成羽川 高梁市備中町西油野 高梁市備中町平川	
取水施設	取水口	鉄筋コンクリート造 幅3.1m 高さ1.7m 1連	
	導水函渠	鉄筋コンクリート造 幅2.0m 高さ1.7m 延長103m 1連	
導水施設	沈砂池	鉄筋コンクリート造 幅21.2m 長さ44.9m 高さ9.0m 1池	
	揚水ポンプ室	鉄筋コンクリート造 幅8.1m 長さ17.7m	
	揚水ポンプ	内径600㎜ 90kW 3台	
浄水施設	傾斜板式沈殿池	鉄筋コンクリート造 幅42.3m 長さ52.0m 高さ4.5m～6.0m 2池	
	浄水池	鉄筋コンクリート造 幅25.3m 長さ45.0m 高さ4.7m～6.0m 1池	
	場内配管	鋼管及びダクタイル鋳鉄管 内径1,000㎜～1,350㎜	
	薬品注入設備	硫酸バンド、苛性ソーダ、硫酸	
	汚泥処理設備	※加圧脱水機1台 濃縮槽4槽	
送水施設	送水ポンプ室	鉄筋コンクリート造 幅9.3m 長さ23.3m	
	送水ポンプ	内径600㎜ 150kW 4台	
	送水管	鋼管及びダクタイル鋳鉄管 内径1,350㎜ 延長4,555m	
配水施設	配水池	鉄筋コンクリート造 幅40.0m 長さ65.0m 高さ3.0m 2池(容量7,500m ³ ×2池)	
	配水ポンプ室	鉄骨造 幅10.0m 長さ20.2m	
	配水ポンプ	内径600㎜ 200kW 4台	
	配水管	B'地区	鋼管 内径1,200㎜ 延長6,305m
		C地区	鋳鉄管 内径150㎜～800㎜ 延長3,725m
管延長合計	10,030m		
事業費	3,683,652千円(国庫補助対象事業費3,576,732千円)		

※加圧脱水機は第2期及び第3期を通じて1台

(3) 水島第4期工業用水道事業（1種）

建設期間		昭和35年4月～昭和54年3月		
水源		高梁川（表流水）		
水量		取水量131,760m ³ /日 給水量122,500m ³ /日		
貯水施設		河本ダム	高さ64m 長さ260m 有効貯水容量11,100,000m ³	
			貯水地点 高梁川水系西川 新見市金谷 新見市哲多町宮河内	
取水施設	取水口	鉄筋コンクリート造 幅1.3m 高さ1.7m 3連		
	沈砂池	鉄筋コンクリート造 幅7.5m 長さ30.0m 高さ7.9m 2連 2池		
導水施設	導水ポンプ室	鉄筋コンクリート造 幅10m 長さ20m		
	導水ポンプ	内径900㎜ 300kW 3台		
	導水管	鋼管 内径1,650㎜ 延長3,125m		
浄水施設	傾斜板式沈殿池	鉄筋コンクリート造 幅43.6m 長さ37.4m 高さ4.3m～5.5m 4池		
	薬品注入設備	硫酸バンド、苛性ソーダ、硫酸		
	場内配管	鋼管及びダクタイル鋳鉄管 内径900㎜～1,650㎜		
	汚泥処理設備	加圧脱水機2台 濃縮槽内径17m 高さ5.6m 3槽		
配水施設	配水池	鉄筋コンクリート造 幅44.7m 長さ35.5m 高さ4.0m 4池		
	配水ポンプ室	鉄筋コンクリート造 幅42m 長さ18m		
	配水ポンプ	内径900㎜ 800kW 3台		
	配水管	A地区	ダクタイル鋳鉄管	内径900㎜～1,100㎜ 延長1,126m
			鋼管	内径450㎜～900㎜ 延長1,049m
			硬質塩化ビニール管	内径100㎜～200㎜ 延長980m
	配水管	B地区	ダクタイル鋳鉄管	内径700㎜ 延長8,688m
B'地区		鋼管及びダクタイル鋳鉄管	内径1,000㎜ 延長5,618m	
管延長合計		17,461m		
事業費		4,172,220千円		

(4) 水島第4期工業用水道事業（2種）

建設期間		昭和46年4月～平成11年3月		
水源		高梁川（表流水）		
水量		取水量190,740m ³ /日 給水量177,500m ³ /日		
貯水施設		千屋ダム 100,000m ³ /日	高さ97.5m 長さ259.0m 有効貯水容量26,200,000m ³ 貯水池点 高梁川水系高梁川 新見市菅生 新見市坂本	
		新規開発水源 77,500m ³ /日		
取水施設	取水口	鉄筋コンクリート造 幅1.3m 高さ1.7m 3連		
	沈砂池	鉄筋コンクリート造 幅7.5m 長さ30.0m 高さ7.9m 2連 2池		
導水施設	導水ポンプ室	鉄筋コンクリート造 幅10m 長さ20m		
	導水ポンプ	内径900㎜ 300kW 3台		
	導水管	鋼管 内径1,650㎜ 延長3,125m		
浄水施設	傾斜板式池	鉄筋コンクリート造 幅43.6m 長さ37.4m 高さ4.3m～5.5m 4池		
	薬品注入設備	硫酸バンド、苛性ソーダ、硫酸		
	場内配管	鋼管及びダクタイル鑄鉄管 内径900㎜～1,650㎜		
	管理事務所	鉄筋コンクリート造 間口36.0m 奥行18.0m 地上2階 地下1階		
	汚泥処理設備	加圧脱水機2台 濃縮槽内径17m 高さ5.6m 3槽		
配水施設	配水池	鉄筋コンクリート造 幅44.7m 長さ35.5m 高さ4.0m 4池		
	配水ポンプ室	鉄筋コンクリート造 幅42m 長さ18m		
	配水ポンプ	内径900㎜ 800kW 3台		
	児島地区	加圧ポンプ室	鉄筋コンクリート造 幅16.1m 長さ21.1m	
		加圧ポンプ	内径250㎜ 110kW 3台	
	配水池	鉄筋コンクリート造 幅74.2m 長さ12.8m 高さ7.9m 2池		
	配水管	A地区	鋼管 内径 200㎜～1,650㎜	延長 4,642m
		B地区	鋼管 内径 600㎜～ 800㎜	延長 1,867m
		B'地区	鋼管 内径1,350㎜	延長 576m
		C地区	鋼管及びダクタイル鑄鉄管 内径150㎜～1,100㎜	延長 4,112m
		E地区	鋼管及びダクタイル鑄鉄管 内径200㎜～ 450㎜	延長 4,435m
児島地区	鋼管及びダクタイル鑄鉄管等 内径 40㎜～ 700㎜		延長27,011m	
管延長合計			42,643m	
事業費		33,445,886千円（国庫補助対象事業費31,887,928千円）		

注) 取水施設、導水施設、浄水施設並びに配水施設のうち配水池、配水ポンプ室及び配水ポンプは1種事業と共用

工業用水道事務所 (西之浦浄水場)



亀島配水場



西之浦浄水場太陽光発電システム



鶴新田浄水場



児島地区工業用水道概要図

(水島第4期工業用水道事業(2種)児島地区)



(5) 笠岡第1期工業用水道事業

建設期間	昭和44年4月～昭和48年3月	
水源	高梁川（表流水）	
水量	取水量35,500m ³ /日 給水量33,000m ³ /日	
貯水施設	新成羽川ダム	高さ103m 長さ289m 有効貯水容量80,500,000m ³
		貯水地点 高梁川水系成羽川 高梁市備中町西油野 高梁市備中町平川
導水施設	(専用施設揚水ポンプ)	内径500㎜ 370kW 2台
	共用導水路	延長22,246m 開渠コンクリート三方張 2R型馬てい形水路トンネル
浄水施設	沈殿池	鉄筋コンクリート造 幅8.8m 長さ33.0m 高さ4.8m 2池
	薬品注入設備	硫酸バンド、苛性ソーダ
	汚泥処理設備	加圧脱水機1台 濃縮槽3槽
	浄水池	鉄筋コンクリート造 幅8.8m 長さ7m 高さ3.7m 2池
	場内配管	鋼管及びダクタイル鋳鉄管 内径500㎜ 延長50.0m
	管理事務所	鉄筋コンクリート造 間口26.5m 奥行き13.0m
送水施設	送水ポンプ	内径250㎜ 75kW 4台
	送水ポンプ室	鉄筋コンクリート造 幅6.0m 長さ27.0m
	送水管	鋼管 内径700㎜ 延長4,746m
配水施設	配水池	鉄筋コンクリート造 幅25.0m 長さ33.5m
	場内配管	鋼管 内径600㎜～700㎜ 延長50,0m
	配水管	鋼管 内径150㎜～600㎜ 延長6,932m
事業費	1,687,742千円（国庫補助対象事業費1,625,514千円）	

(6) 笠岡第2期工業用水道事業

建設期間	昭和59年12月～昭和60年3月	
水源	高梁川（表流水）	
水量	取水量4,000m ³ /日 給水量3,700m ³ /日	
貯水施設	新成羽川ダム	高さ103m 長さ289m 有効貯水容量80,500,000m ³
		貯水地点 高梁川水系成羽川 高梁市備中町西油野 高梁市備中町平川
導水施設	(専用施設揚水ポンプ)	笠岡第1期施設を共用
	共用導水路	
浄水施設	沈殿池	笠岡第1期施設を共用
	薬品注入設備	
	汚泥処理設備	
	浄水池	
	場内配管	
管理事務所		
送水施設	送水ポンプ	笠岡第1期施設を共用
	送水ポンプ室	
	送水管	
配水施設	配水池	笠岡第1期施設をかさ上げして共用
	配水管	ダクタイル鋳鉄管 内径75㎜～200㎜ 延長2,209m
事業費	117,400千円	

(7) 笠岡第3期工業用水道事業

建設期間	平成2年10月～平成5年3月	
水源	高梁川（表流水）	
水量	取水量14,000m ³ /日 給水量13,000m ³ /日	
貯水施設	新成羽川ダム	高さ103m 長さ289m 有効貯水容量80,500,000m ³
		貯水地点 高梁川水系成羽川 高梁市備中町西油野 高梁市備中町平川
導水施設	(専用施設)揚水ポンプ	内径300mm 190kW 1台
	共用導水路（その1）	延長22,246m 開渠コンクリート三方張 2R型馬てい形水路トンネル
	共用導水路（その2）	延長1,789m 馬てい形水路トンネル
	導水管	ダクタイル鋳鉄管 内径500mm 延長3,229m
浄水施設	沈殿池	鉄筋コンクリート造 幅6.5m 長さ28.6m 高さ3.55m 2池
	薬品注入設備	硫酸バンド、苛性ソーダ
	汚泥処理設備	加圧脱水機1台 濃縮槽2槽
	浄水池	鉄筋コンクリート造 幅5.7m 長さ4.2m 高さ4.6m 2池
	場内配管	ダクタイル鋳鉄管 内径500mm 延長44.3m
	管理事務所	鉄骨造（ALC） 間口20.5m 奥行12.5m
送水施設	送水ポンプ	内径150mm 30kW 3台
	送水ポンプ室	鉄筋コンクリート造 幅12.5m 長さ6.4m
	送水管	ダクタイル鋳鉄管 内径500mm 延長87m
配水施設	配水池	鉄筋コンクリート造 幅21.0m 長さ13.2m 高さ4.3m 2池
	配水管	ダクタイル鋳鉄管 内径75mm～500mm 延長5,055m
事業費	2,847,000千円（国庫補助対象事業費2,670,396千円）	

注) 共用導水路（その1）は笠岡第1, 2期施設を共用

笠岡工業用水道事業概要図



笠岡浄水場

茂平工業団地概要図



港町地区工業用地概要図



(8) 勝央工業用水道事業

建設期間	勝 央	昭和51年4月～昭和54年3月
	新 勝 央	平成6年4月～平成8年3月
水源	馬桑川（表流水）	
水量	取水量4,460m ³ /日 給水量4,200m ³ /日（うち新勝央 800m ³ /日）	
貯水施設	小坂頭首工 ^{とうしゅこう}	高さ2.0m 長さ14.0m
	小坂導水路	延長1,010.73m
	西原ダム	高さ46.1m 長さ192.3m 有効貯水容量1,867,000m ³ 貯水地点 吉井川水系長谷川 勝田郡奈義町西原
導水施設	主幹線水路	内径600㎜～700㎜ 延長5,425m
	西部幹線水路	内径500㎜ 延長3,983m
	西部水路	内径350㎜～450㎜ 延長5,091m
送水施設	送水管	勝 央 ダクタイル鑄鉄管 内径300㎜ 延長2,219m 新 勝 央 ダクタイル鑄鉄管 内径200㎜ 延長590.5m
	配水施設	配水池
配水管		勝 央 ダクタイル鑄鉄管 内径75㎜～300㎜ 延長2,649m 新 勝 央 ダクタイル鑄鉄管 内径75㎜～200㎜ 延長1,396.5m
事業費	勝 央	757,310千円（国庫補助対象事業費743,000千円）
	新 勝 央	82,010千円

注) 貯水施設、導水施設については、勝央、新勝央の共用施設である。

勝央工業用水道事業概要図



西原ダムからは、動力を使わずに自然流下方式で、工業用水を供給しています。

勝央・新勝央中核工業団地



共通事項

(地域・環境への貢献)

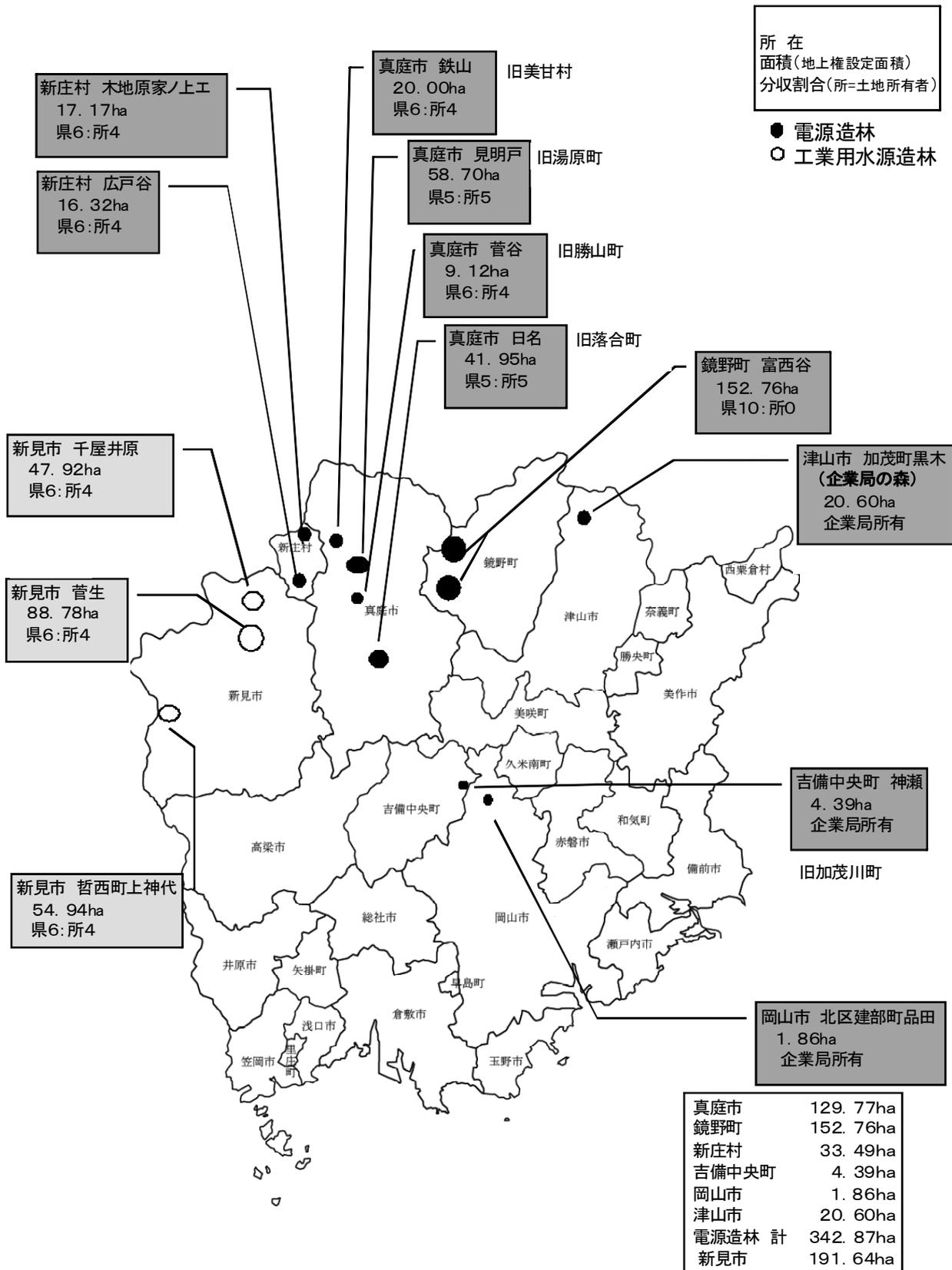
1 水源かん養林

水源かん養を図るため、地元市町村及び民地所有者と分収林方式で造林事業を実施しています。また、津山市加茂町に設置した「企業局の森」では、災害に強く、安定した水源を確保することを目的に、循環型天然生樹林（針広混交林）の整備を行っています。

	所在地	面積	分 収 割 合		新植期間	樹 種	水 系
			企業局	所有者			
電 源 造 林	真庭市菅谷	9.12 ^{ha}	$\frac{6}{10}$	$\frac{4}{10}$	S33年	ヒノキ、スギ	旭川
	〃 鉄山	20.00	$\frac{6}{10}$	$\frac{4}{10}$	S33~34	ヒノキ、スギ	
	〃 見明戸	58.70	$\frac{5}{10}$	$\frac{5}{10}$	S35~38	ヒノキ、スギ カラマツ	
	〃 日名	41.95	$\frac{5}{10}$	$\frac{5}{10}$	S37~39	ヒノキ、スギ アカマツ	
	鏡野町富西谷	152.76	$\frac{10}{10}$	—	S33~40	ヒノキ、スギ アカマツ、カラマツ	
	新庄村	33.49	$\frac{6}{10}$	$\frac{4}{10}$	S34~36	ヒノキ、スギ	
	吉備中央町神瀬	4.39	企業局所有		S35~36	ヒノキ	
	岡山市北区建部町品田	1.86	〃		S35	アカマツ、クロマツ	
	津山市加茂町黒木 (企業局の森)	20.60	〃		S42~57	ヒノキ、スギ アカマツ	吉井川
小計	342.87						
工業用水源造林	新見市菅生	191.64	$\frac{6}{10}$	$\frac{4}{10}$	S45~50	ヒノキ、スギ	高梁川
	〃 千屋井原				S52~54		
	〃 哲西町上神代				S45~51		
小計	191.64						
合計	534.51						

企業局 水源かん養林

H23.4.1 現在



＜「企業局の森」整備計画の概要＞

場 所： 吉井川水系、津山市加茂町黒木地内（黒木キャンプ場に隣接）

面 積： 約20.6ha

整備目標： 針広混交林の整備手法により、様々な樹種が混在した多様性のある樹林で、次世代、次々世代の樹林が常時存在する「循環型天然生樹林」を整備する。

整備内容： 「企業局の森」のエリアを3分割し、平成18年度から第1期整備（間伐実施、広葉樹植栽、周回歩道整備）を実施しており、その成果を第2期、第3期に反映させる。

位置図



「企業局の森」整備エリア



(津山市加茂町大字黒木)

2 市町村交付金

企業局の資産は、固定資産税が非課税であることから、「国有資産等所在市町村交付金法」に基づき、固定資産の価格(交付金算定標準額)の1.4%を施設所在市町村に対して交付金として交付しています。

対象資産としては、電気事業用資産、工業用水道事業の用に供するダムの資産、公舎等が該当します。

なお、倉敷市、笠岡市、勝央町内に存する工業用水道事業の浄水・配水施設等は、受益者不交付のため、対象外となります。

市町村交付金交付額一覧表（平成22年度実績）

(円)

市町村名	電気事業	工業用水道事業	合計
岡山市	20,763,800	328,300	21,092,100
倉敷市		519,900	519,900
津山市	19,132,800		19,132,800
高梁市	196,000	6,456,900	6,652,900
新見市	27,767,200	154,815,600	182,582,800
真庭市	25,516,300		25,516,300
美作市	1,173,500		1,173,500
新庄村	23,100		23,100
鏡野町	28,569,100		28,569,100
奈義町		1,744,100	1,744,100
美咲町	147,800		147,800
吉備中央町	430,900		430,900
合計	123,720,500	163,864,800	287,585,300

3 太陽光発電システム

企業局は、「晴れの国おかやま」の地域特性を生かし、独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）との共同研究事業を活用して、地球環境にやさしい太陽光発電の導入に取り組んできました。

まず、平成6年3月には、県庁舎では全国初となる20kWの太陽光発電システムを県庁舎南棟屋上に設置しました。

平成14年3月に策定された「新世紀おかやま夢づくりプラン」にクリーンエネルギーの活用が盛り込まれるなか、企業局では、平成15年3月に策定した「岡山県企業局中期プラン」にもクリーンエネルギーの導入促進を掲げ、経済性と公共性との両立を勘案した上で、工業用水道関係施設を中心に太陽光発電システムを導入してきました。

その結果、企業局が管理している太陽光発電システムの最大出力合計は、中国地方最大規模の1,514.5kWとなっています。また、西之浦浄水場の太陽光発電システム（最大出力：800kW）は、単一の施設としても中国地方最大規模のものです。



岡山県庁 太陽光発電システム



西之浦浄水場 太陽光発電システム



西阿知取水場 太陽光発電システム

西阿知取水場は緊急時の取水設備で、通常時は太陽電池の電力で所内電力を賄い、さらに蓄電池に蓄え、夜間等は蓄電池の電力を使用しています。

緊急時には、電力会社から電力の供給を受けます。

県庁舎、西阿知取水場の屋上、西之浦・鶴新田・笠岡浄水場の主に沈殿池の上部、また発電総合管理事務所の屋根を有効活用し、太陽光発電システムを設置しています。発電した電気は所内の動力等に使用しており、西之浦浄水場と発電総合管理事務所は、余剰電力が発生した場合はそれを電力会社に販売しています。



鶴新田浄水場 太陽光発電システム



笠岡浄水場 太陽光発電システム



発電総合管理事務所 太陽光発電システム

設置箇所		出力 (kW)	予想年間 発電電力量 (kWh)	太陽電池 モジュール※	設置年度	事業費 (百万円)	備 考
岡山県庁	庁舎屋上	20	21,000	多結晶シリコン ※ 198枚	平成5年度	96	NEDO公共施設等用太陽光発電フィールドテスト事業 (NEDOが2/3を負担)
西之浦浄水場	1号沈殿池※ 上部	100	108,000	多結晶シリコン 630枚	平成14年度	39	NEDO地域新エネルギー導入促進事業 (NEDOが1/2を補助)
	2～4号 沈殿池上部	300	356,000	多結晶シリコン 1,980枚	平成16年度	163	(")
	フロック形成池 ・4期沈砂池※ 上部	400	432,000	多結晶シリコン 2,400枚	平成18年度	217	NEDO太陽光発電新技術等フィールドテスト事業 (NEDOが1/2を負担)
	計	800	896,000	5,010枚		399	
西阿知取水場	建物屋上	4.5	4,800	多結晶シリコン 27枚	平成14年度	8	
鶴新田浄水場	沈殿池上部	400	432,000	多結晶シリコン 2,162枚	平成17年度	226	NEDO太陽光発電新技術等フィールドテスト事業 (NEDOが1/2を負担)
	フロック 形成池上部	200	216,000	多結晶シリコン 1,120枚	平成19年度	114	(")
	計	600	648,000	3,282枚		340	
笠岡浄水場	沈殿池上部	70	65,700	多結晶シリコン 396枚	平成17年度	48	NEDO太陽光発電新技術等フィールドテスト事業 (NEDOが1/2を負担)
発電総合 管理事務所	屋根	20	21,000	単結晶シリコン ※ 280枚	平成18年度	26	(")
合計		1,514.5	1,656,500				

※沈砂池：川から取水した水の中に混じっている砂等を取り除くための池

沈殿池：沈砂池から送られた水に薬品を入れ、さらに微細な浮遊物などを取り除くための池

モジュール：光を受けるとマイナスの電気を帯びる半導体（N型シリコン）と、プラスの電気を帯びる半導体（P型シリコン）を組み合わせることで電流が流れる太陽電池の最小単位（セル：約10cm四方）をつなぎ合わせたもの。

単結晶：太陽電池の原料であり、半導体の全てのシリコン原子が規則正しい配列をしており、発電効率が良い反面、多結晶シリコンより価格が高い。設置面積が狭い場合などに適しており、企業局では、発電総合管理事務所《最大出力 20kW》に使用されている。

多結晶：原子の配列において単結晶シリコンほどの規則性がないため、単結晶シリコンに比べ若干発電効率が劣る反面、価格が安い。多結晶シリコンは、設置面積が広い場合に適しており、企業局の太陽光発電システムはほとんどがこれである。

平成21年9月に改訂された「新おかやま夢づくりプラン（改訂版）」の「地球環境プログラム」には、夢づくり協働指標として、平成23年度末までに「岡山県内の公共施設及び民間事業所における太陽光発電による総出力電力」を10,000kWに増やす目標を掲げています。

（参考）岡山県内の公共施設及び民間事業所における太陽光発電による総出力電力

（単位：kW）

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
夢づくりプラン における目標値		700	1,150	1,650	2,680	2,680	10,000（H23末） ※年度毎の目標はない					—	—
		新世紀おかやま夢づくりプラン					新おかやま夢づくりプラン（改訂版）						
県内の実績	504	964	1,294	2,239	3,488	5,301	5,980 <small>（県環境政策課調べ）</small>	6,492	8,464 <small>（地球温暖化対策室調べ）</small>	—	—	—	—
うち、企業局	20	125	125	425	895	1,315	1,515	1,515	1,515	1,515	1,575 <small>（計画）</small>	1,775 <small>（計画）</small>	2,025 <small>（計画）</small>

【企業局における太陽光発電システムの導入効果】

①CO₂（二酸化炭素）削減効果

太陽光発電システムは、地球温暖化の原因となるCO₂を排出しないため、企業局の太陽光発電システムのCO₂削減効果量は、石油火力により発電したと仮定すると、年間約1,160トンとなります。これを森林が吸収する量に換算すると、約325万m²（倉敷マスカットスタジアム215個分）に相当します。

②経済効果

電気使用料金の削減と太陽電池による直射日光の遮光効果により、工業用水道関係施設への設置分全体で年間約830万円の経済効果があります。

4 地域・環境への貢献

水の恵みを生かした事業、環境に優しい新エネルギーの積極的な導入に取り組む企業局では、発電所、工業用水道施設、太陽光発電システム等を、施設見学や環境学習の場として県民の皆さんに活用していただいています。



西之浦浄水場の太陽光発電施設と環境学習施設の見学模様

平成22年8月には、岡山市内の小学生親子を招いて「施設見学バスツアー」を実施し、発電総合管理事務所、飲料製造工場、旭川ダム・旭川第一発電所を見学し、水力発電や太陽光発電が環境に貢献していることについて関心を深めてもらい、さらに地球環境を守るためにできる様々な取り組みについて学んでいただきました。今後もこのような取り組みを積極的に進め、企業局への幅広い理解と協力が得られるよう努めていきます。



発電総合管理事務所水力発電模型説明



旭川第一発電所（発電機）見学

「施設見学バスツアー」

工業用水道事務所では、水の消費量が増える夏の時期に合わせて、「フェスタ・イン・工水」を開催し、周辺地域の方々や受水企業の皆様への感謝の気持ちを表すとともに、工業用水道事業のPRも行っています。

また、事務所では、緑化対策として、敷地内に植栽したみかんやバラを有効活用して、近隣の幼稚園児や社会福祉施設の皆様方を対象に「みかん狩り」やバラの花の配布を行うなど、地域との連携、交流にも努めています。

さらに、平成15年8月、事務所内に水の大切さや工業用水道の仕組みなどを紹介した「環境学習施設」を整備し、これを一般公開するとともに環境負荷の低減に取り組むなど、地球環境に配慮した事業運営に努めています。



「フェスタ・イン・工水」



「みかん狩り」

平成17年度に開催された国体及び障害者スポーツ大会のメイン会場である県総合グラウンド（岡山市いずみ町）に、ユニバーサルデザインによるトイレ案内標識を兼ねたハイブリッド照明灯（風力発電と太陽光発電を組み合わせる利用）を設置しています。この照明灯の設置は旭川発電所運転開始50周年記念事業として取り組んだものです。

設置数 5基
風力発電 出力132W
太陽電池 出力87W
照明器具 高輝度白色LED



「JFE西日本フェスタinくらしきへの出展」

企業局の事業内容を、一般の方々に広く知ってもらうため、給水企業でもあるJFEスチール(株)西日本製鉄所が、毎年秋に開催している「JFE西日本フェスタinくらしき」に企業局も参加しています。

このフェスタでは、工場見学やステージショー等のイベントだけではなく、県内外の企業や団体が展示用ブースを設け、様々な事業PRを行っています。

第2回目の参加となった平成22年度は、「水力発電の仕組みの模型」や「ソーラーカート」等の体感型アトラクションの展示を行い、楽しみながら、水力発電、太陽光発電、工業用水の仕組みを学んでいただき、お子様連れのご家族を中心に大変好評でした。

今後も、このような取り組みを積極的に進め、企業局の事業内容の周知に努めてまいります。



水力発電の仕組みの模型



ソーラーカート

当初予算及び貸借対照表

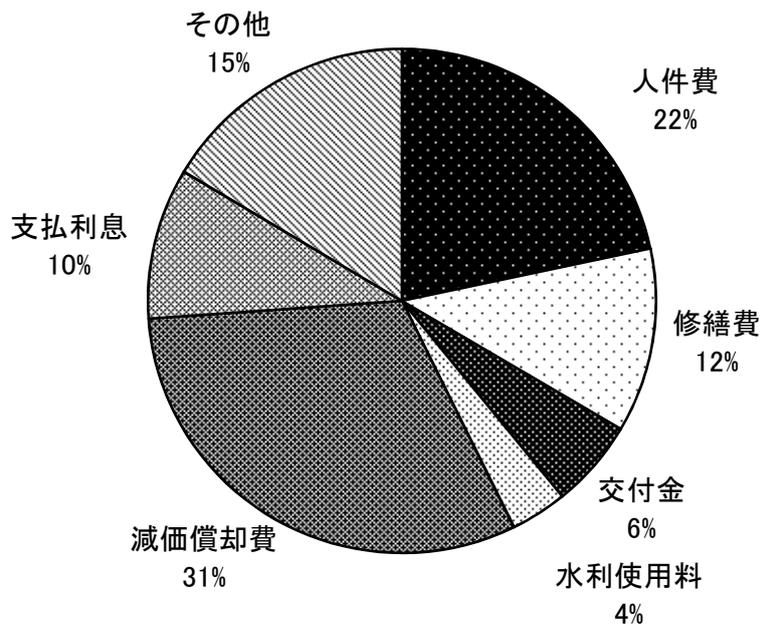
電 気 事 業 会 計

収益的収支及び資本的収支の状況

(単位：千円)

分類	科目		平成22年度 予 算 額	平成23年度 予 算 額	増 減
	款	項			
収益的 収支	収 益	営 業 収 益	2,131,259	2,111,058	△ 20,201
		財 務 収 益	26,255	20,932	△ 5,323
		営 業 外 収 益	83,466	80,741	△ 2,725
		特 別 利 益	59,325	7,234	△ 52,091
		合 計	2,300,305	2,219,965	△ 80,340
	費 用	営 業 費 用	1,867,228	1,868,006	778
		財 務 費 用	227,114	206,867	△ 20,247
		営 業 外 費 用	72,831	48,615	△ 24,216
		予 備 費	10,000	10,000	0
		合 計	2,177,173	2,133,488	△ 43,685
当 年 度 純 利 益			123,132	86,477	△ 36,655
資本的 収支	収 入	固 定 資 産 売 却 代 金	4,555	1,905	△ 2,650
		他 会 計 貸 付 金 償 還 金	1,000,000	0	△ 1,000,000
		合 計	1,004,555	1,905	△ 1,002,650
	支 出	建 設 改 良 費	86,284	358,109	271,825
		企 業 債 償 還 金	527,209	534,360	7,151
		他 会 計 貸 付 金	1,000,000	0	△ 1,000,000
		合 計	1,613,493	892,469	△ 721,024
資 金 過 不 足 額			△ 608,938	△ 890,564	△ 281,626

電気事業費用の構成比(平成23年度)



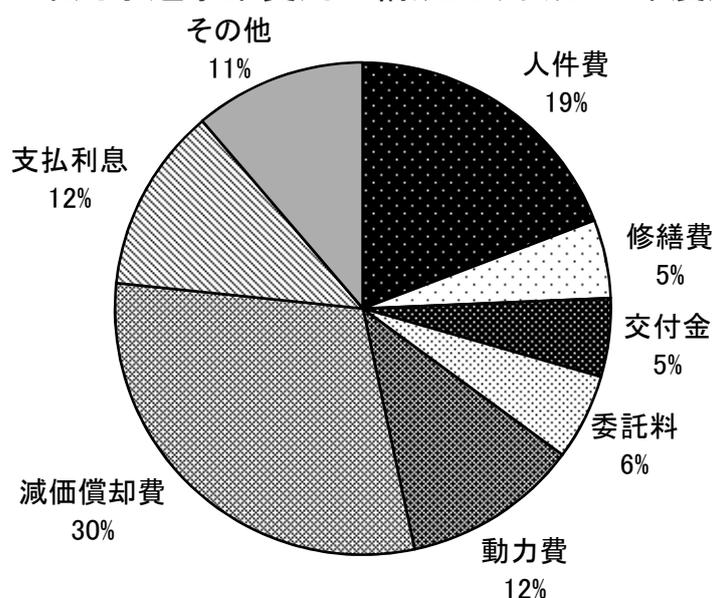
工業用水道事業会計

収益的収支及び資本的収支の状況

(単位：千円)

分類	科目		平成22年度 予算額	平成23年度 予算額	増減	
	款	項				
収益的 収支	事業 収益	営業収益	3,623,672	3,557,681	△ 65,991	
		財務収益	60,600	50,686	△ 9,914	
		営業外収益	104,546	86,922	△ 17,624	
		特別利益	18,614	4,000	△ 14,614	
		合計	3,807,432	3,699,289	△ 108,143	
	事業 費用	営業費用	2,556,034	2,589,713	33,679	
		財務費用	415,963	375,742	△ 40,221	
		営業外費用	127,854	117,914	△ 9,940	
		予備費	12,000	12,000	0	
		合計	3,111,851	3,095,369	△ 16,482	
当年度純利益			695,581	603,920	△ 91,661	
資本的 収支	収資本 入的	固定資産売却代金	911	100	△ 811	
		負担金	37,211	3,185	△ 34,026	
		他会計貸付金償還金	3,000,000	4,000,000	1,000,000	
		合計	3,038,122	4,003,285	965,163	
	支資本 出的	建設改良費	581,410	471,848	△ 109,562	
		企業債償還金	960,636	960,831	195	
		他会計貸付金	3,000,000	4,000,000	1,000,000	
		合計	4,542,046	5,432,679	890,633	
	資金過不足額			△ 1,503,924	△ 1,429,394	74,530

工業用水道事業費用の構成比(平成23年度)



平成21年度 岡山県営電気事業貸借対照表
(平成22年3月31日)

(単位:円)

区 分	金 額		
資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 電 気 事 業 固 定 資 産			
イ 水 力 発 電 設 備	27,351,377,337		
減 価 償 却 累 計 額	12,960,292,325	14,391,085,012	
ロ 送 電 設 備	40,063,145		
減 価 償 却 累 計 額	27,184,689	12,878,456	
ハ 業 務 設 備	142,909,002		
減 価 償 却 累 計 額	60,511,531	82,397,471	
電 気 事 業 固 定 資 産 合 計			14,486,360,939
(2) 事 業 外 固 定 資 産			
イ 太 陽 光 発 電 設 備	47,674,341		
減 価 償 却 累 計 額	11,514,930	36,159,411	
事 業 外 固 定 資 産 合 計			36,159,411
(3) 固 定 資 産 仮 勘 定			
イ 建 設 仮 勘 定		5,556,000	
固 定 資 産 仮 勘 定 合 計			5,556,000
(4) 投 資 及 び 基 金			
イ 投 資 有 価 証 券		299,992,871	
ロ 長 期 貸 付 金		3,000,000,000	
投 資 及 び 基 金 合 計			3,299,992,871
固 定 資 産 合 計			17,828,069,221
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金			3,336,241,295
(2) 未 収 金			194,435,369
流 動 資 産 合 計			3,530,676,664
資 産 合 計			21,358,745,885

区 分	金 額		
負債の部			
3 固 定 負 債			
(1) 退 職 給 与 引 当 金		84,531,717	
(2) 修 繕 準 備 引 当 金		360,022,025	
固 定 負 債 合 計			444,553,742
4 流 動 負 債			
(1) 未 払 金		72,205,187	
(2) そ の 他 流 動 負 債		1,500,000	
流 動 負 債 合 計			73,705,187
負 債 合 計			518,258,929
資本の部			
5 資 本 金			
(1) 自 己 資 本 金		11,117,608,997	
(2) 借 入 資 本 金			
イ 企 業 債	7,569,796,058		
借 入 資 本 金 合 計		7,569,796,058	
資 本 金 合 計			18,687,405,055
6 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 受 贈 財 産 評 価 額	88,780,140		
ロ そ の 他 資 本 剰 余 金	806,906,447		
資 本 剰 余 金 合 計		895,686,587	
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 減 電 補 償 積 立 金	1,189,303,000		
ロ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	68,092,314		
利 益 剰 余 金 合 計		1,257,395,314	
剰 余 金 合 計			2,153,081,901
資 本 合 計			20,840,486,956
負 債 資 本 合 計			21,358,745,885

平成21年度 岡山県営工業用水道事業貸借対照表
(平成22年3月31日)

(単位:円)

区 分	金 額		
資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ 土 地		2,044,179,750	
ロ 水 源 かん 養 林		290,819,111	
ハ 建 物	2,153,025,891		
建物減価償却累計額	934,254,395	1,218,771,496	
ニ 構 築 物	34,734,108,438		
構築物減価償却累計額	9,682,442,421	25,051,666,017	
ホ 機 械 及 び 装 置	14,721,089,275		
機械及び装置減価償却累計額	7,580,378,613	7,140,710,662	
ヘ 車 両 運 搬 具	21,461,156		
車両運搬具減価償却累計額	18,573,477	2,887,679	
ト 船 舶	12,617,256		
船舶減価償却累計額	8,562,828	4,054,428	
チ 工 具 器 具 及 び 備 品	85,583,516		
工具器具及び備品減価償却累計額	62,356,806	23,226,710	
リ 建 設 仮 勘 定		1,010,349,701	
有形固定資産合計			36,786,665,554
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ 電 話 加 入 権		3,185,523	
ロ 施 設 利 用 権		213,470	
ハ 地 上 権		4,891,733	
ニ 水 利 権		2,990,058,619	
ホ その他無形固定資産		39,934,830	
無形固定資産合計			3,038,284,175
(3) 投 資			
イ 投 資 有 価 証 券		699,983,365	
ロ 長 期 貸 付 金		8,900,000,000	
投資合計			9,599,983,365
固定資産合計			49,424,933,094
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金			3,619,644,712
(2) 未 収 金			468,118,784
(3) 貯 蔵 品			26,378,102
(4) 前 払 金			153,200,000
(5) そ の 他 流 動 資 産			1,000,000
流動資産合計			4,268,341,598
資 産 合 計			53,693,274,692

区 分	金 額		
負 債 の 部			
3 固 定 負 債			
(1) 引 当 金			
イ 退 職 給 与 引 当 金		385,083,108	
ロ 修 繕 引 当 金		1,127,266,399	
固 定 負 債 合 計			1,512,349,507
4 流 動 負 債			
(1) 未 払 金		129,772,099	
(2) そ の 他 流 動 負 債		6,416,520	
流 動 負 債 合 計			136,188,619
負 債 合 計			1,648,538,126
資 本 の 部			
5 資 本 金			
(1) 自 己 資 本 金		21,747,448,020	
(2) 借 入 資 本 金			
イ 企 業 債	11,254,179,318		
借 入 資 本 金 合 計		11,254,179,318	
資 本 金 合 計			33,001,627,338
6 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 受 贈 財 産 評 価 額	542,714,578		
ロ そ の 他 資 本 剰 余 金	17,716,736,806		
資 本 剰 余 金 合 計		18,259,451,384	
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	783,657,844		
利 益 剰 余 金 合 計		783,657,844	
剰 余 金 合 計			19,043,109,228
資 本 合 計			52,044,736,566
負 債 資 本 合 計			53,693,274,692

【 参 考 資 料 】

機関等の所在地

機 関 名		所 在 地	電 話 番 号	郵便番号
本 局	岡山県企業局	岡山市北区 内山下二丁目4-6 (県庁南庁舎5階)	総務企画課 総務班 (086) 226-7542 経理班 (086) 226-7543 経営推進室 (086) 226-7544 (086) 226-7545 施設課 調整班 (086) 226-7546 業務班 (086) 226-7547 土木班 (086) 226-7541 FAX (086) 223-2584 E-mail: kigyokyoku@pref.okayama.lg.jp アドレス: http://www.pref.okayama.jp	700-8570 ※
	発電総合 管理事務所	岡山市北区 芳賀5314番	発電課 (086) 286-8040 施設管理課 (086) 286-8083 FAX (086) 286-8256 E-mail: sougouhatu@pref.okayama.lg.jp	701-1221
所	工業用水道事務所	倉敷市 連島町西之浦5912-3	総務課 (086) 446-2441 給水課 (086) 446-2981 施設管理課 (086) 446-2982 FAX (086) 448-3252 E-mail: kousui@pref.okayama.lg.jp	712-8001

※郵便番号700-8570を利用する場合は所在地の記入は不要です。

施設名		所在地	電話番号	郵便番号	
電 所	旭 川 水 系	旭川第一発電所	岡山市北区建部町鶴田919-1	(0867) 22-0111	709-3101
		旭川第二発電所	岡山市北区建部町品田642-1	(0867) 22-0194	709-3141
		寄水発電所	真庭市田口1299	(0867) 56-3112	717-0103
		真加子発電所	真庭市蒜山真加子57-2	(0867) 67-2910	717-0512
	高 梁 川 水 系	新見発電所	新見市金谷69	(0867) 72-8445	718-0016
		千屋発電所	新見市坂本1717-4	(0867) 72-1443	718-0007
		三室発電所	新見市神郷油野3413-10	(0867) 95-7366	719-3612
	吉 井 川 水 系	加茂発電所	津山市加茂町塔中241-6	(0868) 42-3007	709-3905
		黒木えん堤発電所	津山市加茂町黒木626-8	—	709-3902
		越畑発電所	苫田郡鏡野町越畑23-1	(0868) 56-0664	708-0301
		久賀発電所	美作市久賀1821-6	(0868) 77-1071	707-0111
		倉見発電所	津山市加茂町倉見688	(0868) 42-3343	709-3901
		滝ノ谷発電所	津山市加茂町黒木664-3	—	709-3902
		梶並発電所	美作市久賀2168	(0868) 77-0830	707-0111
阿波発電所		津山市阿波石休ミ2820-8	(0868) 46-2474	709-3951	
津川発電所		津山市奥津川878-2	(0868) 42-3924	708-1201	
大町発電所		苫田郡鏡野町大町856-1	(0868) 56-0026	708-0303	
苫田発電所	苫田郡鏡野町久田下原1536	(0868) 54-0567	708-0433		
工 業 用 水 道	水 島	鶴新田浄水場	倉敷市連島町鶴新田1200	—	712-8006
		亀島配水場	倉敷市水島南亀島町1-37	—	712-8004
		塩生加圧ポンプ場	倉敷市児島塩生2767-79	(086) 475-1844	711-0934
		通生配水池	倉敷市児島通生1552-7	(086) 474-4695	711-0933
	笠 岡	船穂揚水機場	倉敷市船穂町船穂746-2	(086) 552-3844	710-0261
		笠岡浄水場	笠岡市金浦454	(0865) 66-2071	714-0057
		茂平浄水場	笠岡市茂平3159	(0865) 66-3790	714-0062
		用之江配水池	笠岡市用之江500-4	—	714-0066
	勝 央	勝央配水池	勝田郡勝央町太平台	(0868) 38-0818	709-4321
		新勝央配水池	勝田郡勝央町太平台68-2	—	709-4321

※上記の施設は全て無人となっています。

企業局の歩み

- 昭和26年 1月 旭川第一発電所建設工事着手（旭川開発事務局担当）
28. 4 旭川第二発電所建設工事着手（ " " ）
29. 2 **旭川第一発電所運転開始**
29. 5 " 建設工事竣工
29. 11 **旭川第二発電所建設工事竣工、運転開始**
29. 12 **岡山県電気局を設置**（旭川第一、第二発電所の営業開始に伴い発足。旭川開発事務局廃止）
35. 4 水島第1期工業用水道建設工事着手（高梁川総合開発建設局担当）
36. 4 新見発電所建設工事着手（高梁川総合開発建設局担当、電調審S34.4）
36. 7 **水島第1期工業用水道一部給水開始**
38. 4 加茂町（現津山市）に加茂発電調査事務所を設置
38. 5 局に管理部、電気部を置き、管理部に総務課、経理課を、電気部に電気課、工務課を置く。
38. 8 **電気局の機構を改め、企業局とし、本局に管理、電気、工業用水の各部を置き、管理部に総務課、経理課を、電気部に電気課、工務課を、工業用水部に業務課、計画課を置く。**
倉敷市に工業用水道建設事務所を設置
38. 9 **新見発電所運転開始**
38. 10 " 建設工事竣工
39. 3 水島第1期工業用水道建設工事竣工
39. 4 加茂発電所建設工事着手（電調審S38.5）
加茂発電調査事務所を加茂発電建設事務所に改める。（加茂発電所の建設工事着手に伴う機構変えによる。）
新見市に横見水路事務所を設置（河本ダムの完成に伴い高梁川総合開発建設局が廃止され残存工事である横見取水路工事が企業局の所管となる。）
39. 10 横見取水路建設工事竣工（横見水路工事事務所廃止）
41. 4 水島第2期工業用水道建設工事着手
42. 1 **加茂発電所運転開始**
42. 5 本局の機構のうち電気部、工業用水部を廃止して業務部、建設部を置き、業務部に電気課、工業用水課を、建設部に計画課、工事課を置く。
加茂町（現津山市）に阿波水路工事事務所を設置（加茂発電建設事務所廃止）
43. 3 加茂発電所建設工事竣工（阿波水路工事事務所廃止）
鷲羽山有料道路建設工事着手
43. 4 倉敷市に有料道路建設事務所を設置
水島第3期工業用水道建設工事着手
水島第2期工業用水道給水開始
43. 9 川上村（現真庭市）に有料道路建設事務所蒜山現場事務所を設置。蒜山大山有料道路建設工事着手

- 昭和44. 4 笠岡第1期工業用水道・共用導水路建設工事着手
45. 3 鷲羽山有料道路建設工事竣工
45. 4 **鷲羽山有料道路供用開始**
 本局の業務部に有料道路課を置く。
 笠岡市に工業用水道建設事務所笠岡現場事務所を設置
45. 6 蒜山大山有料道路建設工事竣工
45. 7 **蒜山大山有料道路供用開始**（有料道路建設事務所、同蒜山現場事務所廃止）。川上村（現真庭市）に蒜山大山有料道路管理事務所を設置
45. 9 **水島第3期工業用水道給水開始**
46. 3 水島第2期工業用水道建設工事竣工
46. 4 水島第4期工業用水道建設工事着手
47. 3 笠岡共用導水路建設工事竣工
47. 5 笠岡第1期工業用水道建設工事竣工
47. 10 **笠岡第1期工業用水道給水開始**
48. 4 **公営企業管理者を設置**
 笠岡市に工業用水道建設事務所笠岡浄水場を設置（工業用水道建設事務所笠岡現場事務所廃止）
49. 3 水島第3期工業用水道建設工事竣工
50. 10 **水島第4期工業用水道一部給水開始**、倉敷市に工業用水道建設事務所鶴新田浄水場を設置
51. 4 本局機構のうち建設部の計画課、工事課を廃止して工務課を置く。
 蒜山大山有料道路管理事務所を廃止
 勝央工業用水道建設工事着手
53. 4 本局機構を改め、管理部（総務課、経理課）、業務部（電気課、工業用水課、有料道路課）、建設部（工務課）の各部課を廃止し、総務課、経営課、施設課を置く。
 工業用水道建設事務所を工業用水道事務所に改め、工事課を廃止して施設課を置く。
53. 10 黒木えん堤発電所建設工事着手（電調審S53. 7）
54. 3 黒木えん堤発電所建設工事竣工
 勝央工業用水道建設工事竣工
54. 4 **黒木えん堤発電所運転開始**
55. 4 **勝央工業用水道給水開始**
56. 6 越畑発電所建設工事着手（電調審S55. 10）
 久賀発電所建設工事着手（ " ）
56. 7 高瀬発電所建設工事着手（土木部から受託工事）
57. 3 越畑発電所建設工事竣工
 久賀発電所建設工事竣工
高瀬発電所建設工事竣工。運転開始（土木部から受託管理）
57. 4 **越畑発電所運転開始**
久賀発電所運転開始

- 昭和57. 6 倉見発電所建設工事着手（電調審S55. 10）
58. 10 滝ノ谷発電所建設工事着手（電調審S57. 12）
梶並発電所建設工事着手（ ” ）
58. 11 倉見発電所建設工事竣工。**倉見発電所運転開始**
59. 3 滝ノ谷発電所建設工事竣工
- 59. 4 滝ノ谷発電所運転開始**
59. 6 梶並発電所建設工事竣工
- 59. 7 梶並発電所運転開始**
59. 12 笠岡第2期工業用水道建設工事着手
60. 3 笠岡第2期工業用水道建設工事竣工
- 60. 4 笠岡第2期工業用水道給水開始**
60. 7 阿波発電所建設工事着手（電調審S59. 7）
61. 10 阿波発電所建設工事竣工
- 61. 11 阿波発電所運転開始**
62. 4 水島第4期工業用水道の児島地区工業用水道建設工事着手
63. 5 児島工業用水道建設事務所を設置
- 平成元. 4 本局機構のうち経営課を経営企画課に改める。
寄水発電所建設現場事務所を設置
2. 3 寄水発電所建設工事着手（電調審S63. 11）
- 2. 4 児島地区工業用水道一部給水開始**
笠岡工業用水道建設事務所を設置
2. 10 笠岡第3期工業用水道建設工事着手
3. 5 津川発電所建設工事着手（電調審H元. 3）
寄水発電所建設工事竣工
- 3. 6 寄水発電所運転開始。寄水発電所建設現場事務所を廃止**
4. 3 児島地区工業用水道竣工。児島工業用水道建設事務所を廃止
5. 2 千屋発電所建設工事着手（電調審S58. 12）
5. 3 笠岡第3期工業用水道竣工。笠岡第3期工業用水道建設事務所を廃止
- 5. 4 笠岡第3期工業用水道給水開始**
- 5. 7 蒜山大山有料道路無料開放**
- 5. 8 企業局開設30周年**
- 6. 3 県庁太陽光発電システム竣工**
6. 4 勝央工業用水道新勝央中核工業団地への給水区域の拡大工事着手
7. 3 津川発電所建設工事竣工
7. 4 本局機構のうち経営企画課を経営課に改める。
鷲羽山有料道路無料開放（有料道路事業廃止）
津川発電所運転開始
大町発電所建設現場事務所を設置

- 平成 7. 5 大町発電所建設工事着手（電調審H6. 8）
8. 3 勝央工業用水道新勝央中核工業団地への給水区域の拡大工事竣工
8. 10 企業局ホームページを開設
9. 3 大町発電所建設工事竣工。大町発電所建設現場事務所を廃止
9. 4 **大町発電所運転開始**
10. 3 苫田ダム建設事業に係る発電事業に参加（第3回苫田ダム基本計画変更）
10. 8 千屋発電所建設工事竣工。**千屋発電所運転開始**
10. 9 真加子発電所建設工事着手（中国電力（株）との基本協定締結）
10. 10 **勝央工業用水道新勝央中核工業団地へ給水開始**
11. 9 苫田発電所建設工事着手（中国電力（株）との基本協定締結）
13. 3 真加子発電所建設工事竣工
13. 4 **真加子発電所運転開始**
13. 8 三室発電所建設工事着手（電調審H5. 7）
15. 2 **西之浦浄水場、西阿知取水場太陽光発電システム竣工**
15. 3 「岡山県企業局中期プラン（経営5カ年計画）」策定
15. 8 **企業局開設40周年**
16. 4 本局機構を改め、企画政策班を置く。
16. 12 旭川発電所営業開始（電気事業開始）50周年
17. 2 県総合グラウンドにハイブリッド照明灯設置（旭川発電所50周年記念事業）
- 西之浦浄水場太陽光発電システム竣工（増設）**
17. 3 苫田発電所建設工事竣工
17. 4 **苫田発電所運転開始**
17. 12 「岡山県企業局中期プラン（経営5カ年計画）」改訂
18. 2 **鶴新田浄水場、笠岡浄水場太陽光発電システム竣工**
18. 3 三室発電所建設工事竣工
18. 4 **三室発電所運転開始**
- 笠岡浄水場を工業用水道事務所に統合無人化
19. 2 **発電総合管理事務所太陽光発電システム竣工**
- 西之浦浄水場太陽光発電システム竣工（増設）**
19. 4 本局機構のうち企画政策班を廃止し、総務課を総務企画課に改める。
20. 2 **鶴新田浄水場太陽光発電システム竣工（増設）**
20. 4 総務企画課に企画班を置く。
21. 4 **旭川・新見・加茂発電所を無人化し、発電総合管理事務所運用開始**
- 本局機構のうち経営課を総務企画課の課内室とし、経営推進室に改める。
22. 4 本局機構のうち企画班を廃止する。

注）電調審…電源開発調整審議会

◎企業局事業一覧



電気事業の概要

発電所名	場所	最大出力 (kW)	年間目標供給電力量 (千kWh)	運転開始年月
1 旭川第一	岡山市	18,700	} 95,017	S 29. 2
2 旭川第二	"	3,700		29.11
3 新見	新見市	10,900	33,500	38. 9
4 加茂	津山市	14,000	52,555	42. 1
5 黒木えん堤	"	100	514	54. 4
6 越畑	鏡野町	200	1,008	57. 4
7 久賀	美作市	190	1,121	"
8 倉見	津山市	660	3,275	58.11
9 滝ノ谷	"	120	371	59. 4
10 梶並	美作市	180	803	59. 7
11 阿波	津山市	360	1,804	61.11
12 寄水	真庭市	1,500	7,011	H3. 6
13 津川	津山市	360	1,649	7. 4
14 大町	鏡野町	1,200	4,885	9. 4
15 千屋	新見市	3,000	12,700	10. 8
16 真加子	真庭市	1,200	5,410	13. 4
17 苫田	鏡野町	4,600	22,884	17. 4
18 三室	新見市	460	2,574	18. 4
合計		61,430	247,081	—

工業用水道事業の概要

区分	施設能力 (m ³ /日)	給水区域	給水工場数
A 水島工業用水道	708,000	倉敷市	65
B 笠岡工業用水道	49,700	笠岡市、里庄町	22
C 勝央工業用水道	4,200	勝央町	15
合計	761,900	—	102

太陽光発電の概要

設置箇所	場所	最大出力 (kW)	予想年間発電電力量 (千kWh)	運転開始年月
ア 岡山県庁	岡山市	20	21	H 6. 3
イ 発電総合管理事務所	"	20	21	H19. 2
工業用水道事務所				
ウ 西之浦浄水場	倉敷市	800	896	H15.2 ~ H19.2
エ 西阿知取水場	"	4.5	4.8	H15.2
オ 鶴新田浄水場	"	600	648	H18.2 ~ H20.2
カ 笠岡浄水場	笠岡市	70	65.7	H18. 2
合計		1,514.5	1,656.5	—



人と水を活かす、企業局

総務委員会資料

平成23年度主要事業の概要

平成23年5月19日

出 納 局

1. 平成23年度当初予算の概要

(単位：千円)

分類	事項名	平成22年度	平成23年度	財源内訳		前年度比 (%)
				特定	一般	
A	小切手支払未済償還金	(5,000 ⁰)	5,000	5,000		100.0
D	出納局職員費	(386,029)	390,612		390,612	101.2
D	金銭出納事務費	(217,041)	219,684		219,684	101.2
D	物品出納事務費	(139,735)	148,281	430	147,851	105.9
	小計	(742,805)	758,577	430	758,147	102.1
E	総務事務システム整備費	(48,135)	48,135		48,135	100.0
	一般会計の計	(790,940)	811,712	5,430	806,282	101.9
	岡山県収入証紙等特別会計 収入証紙管理費	(3,363,001 ⁰)	3,206,664	3,206,664		95.4
	岡山県用品調達特別会計 用品調達事業費	(1,218,193 ⁰)	910,173	910,173		74.7
	特別会計の計	(4,581,194 ⁰)	4,116,837	4,116,837		89.9
	合計	(5,377,422)	4,928,549	4,122,267	806,282	91.7

※()内は一般財源

2. 主要事業

会計課

1 会計事務の適正化

県事務所における収入、支出等の会計事務が関係法令等の遵守及び公金の取扱いの重要性を十分認識し適正に処理されているかどうかを確認・指導するため、岡山県財務規則に基づき実施する会計検査の内容や回数の充実を図るなど有効で厳正な検査を行う。

2 収支命令の審査・指導

本庁知事部局、教育庁、警察本部及び企業局を除く諸局が行う支出負担行為、支出命令、調定決議等について審査・確認を行うとともに、執行機関における経理事務が関係法令等に基づき適正に執行されるよう指導の強化を図る。

3 資金の運用管理

歳計現金の管理は、精度の高い資金計画の策定に努めるとともに、公金の運用に当たっては、岡山県公金運用方針に基づき設置した岡山県公金運用会議において、公金の確実かつ有利な方法による運用を図る。

4 財務会計システムの再構築

昭和61年度から統合財務会計オンラインシステムを稼働しているが、「岡山県情報システム最適化計画」に基づく汎用機システム再構築事業の一環として、汎用機の移行計画（平成21年度～24年度）に合わせて財務会計システムの再構築を実施し、財務会計事務の高度化及び効率化を図る。

内部事務効率化室

1 総務事務の集中化

給与や旅費計算などのいわゆる総務事務について、総務事務システムの運用により全庁的な集中処理を行うとともに、定型的、反復的な業務については派遣労働者の積極的な活用によるアウトソーシングに努め、事務処理の効率化を図る。

用度課

1 物品調達事務の合理化及び適正化の推進

業務執行の円滑化及び予算の効率的な執行に資するため、良質な物品の適正価格での迅速な購入に努めるとともに、県事務所に対し物品調達事務の適正な執行について指導を行う。

また、「岡山県グリーン調達ガイドライン」に基づき、グリーン購入の推進に努める。

2 一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査

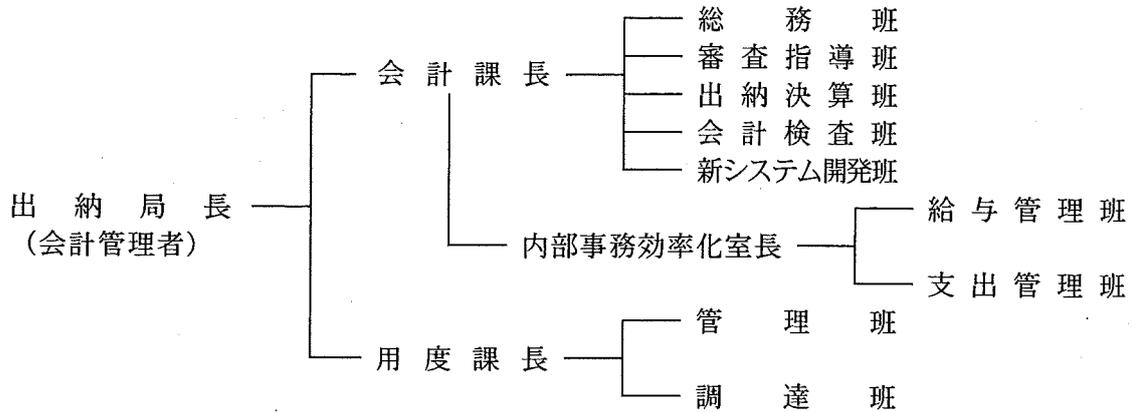
物品の売買、修理等の契約及び業務委託契約に係る一般競争入札（条件付）の参加希望者に対し、法令の規定に基づき定めた資格審査要領に従い、厳正な審査を行う。

3 庁用自動車の管理

一般に使用する庁用自動車について、公用車予約・管理システムによる集中管理を通じた効率的な利用を促進することで台数を削減するとともに、管理業務の削減等を図るため車両のリース化やメンテナンス業務委託を実施する。

また、庁用自動車の事故防止対策として、各所属の運行管理責任者や職員に対し各種研修等の実施を通じて、安全運転意識の醸成に努める。

3. 組織



4. 事務分掌

(会計課) 43人 (出納局長、会計課長、内部事務効率化室長を含む。)

室・班	人員	事務
総務班	4	1 局内職員の身分取扱い、研修及び福利厚生に関すること 2 局内の予算、決算及び経理の事務に関すること 3 県収入証紙に関すること 4 出納員・収納出納員に関すること
審査指導班	7	1 収支命令の審査に関すること 2 会計に関する事務の指導に関すること 3 国庫金の出納及び決算に関すること 4 統合財務会計システムの管理運営に関すること 5 歳入徴収官及び官署支出官の事務に関すること
出納決算班	5	1 県の歳入歳出予算の出納及び決算に関すること 2 歳入歳出外現金の出納に関すること 3 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関に関する こと 4 資金計画の策定に関すること 5 歳計現金の管理及び運用に関すること 6 有価証券の出納保管に関すること
会計検査班	3	1 会計検査に関すること 2 銀行検査に関すること
新システム開発班	5	1 財務会計システムの再構築に関すること

室・班	人員	事 務
内部事務効率化室 給 与 管 理 班	9	1 給与システムの再構築及び管理運営に関すること 2 各種手当の認定及び支給額の決定に関すること 3 実績に基づく各種手当の支給に関すること 4 年末調整に関すること 5 職員に対する給与の支払に関すること 6 内部管理事務の効率化に関すること
支 出 管 理 班	7	1 旅費の支給に関すること 2 臨時的任用職員の賃金及び非常勤嘱託職員の報酬の支給に関する こと 3 臨時的任用職員及び非常勤嘱託職員の社会保険事務に関すること 4 光熱水費等の支払事務に関すること

(用度課) 15人(用度課長を含む。)

室・班	人員	事 務
管 理 班	5	1 物品の取得、管理及び処分に関すること 2 物品の出納及び保管に関すること 3 物品の会計検査に関すること 4 庁用自動車及び公務に使用されている職員の自家用車に係る事故 の処理に関すること 5 公用車予約・管理システムの運用に関すること 6 庁用自動車の集中管理に関すること 7 複写機等複合機の契約事務集中化に関すること 8 物品の売買、修理等の契約及び業務委託契約に係る一般競争入札 (条件付)の参加資格者の審査登録に関すること
調 達 班	9	1 物品及び印刷物の調達に関すること 2 用品調達特別会計の運営に関すること 3 用品管理オンラインシステムの運用に関すること 4 物品調達に係る電子入札システムの運用に関すること

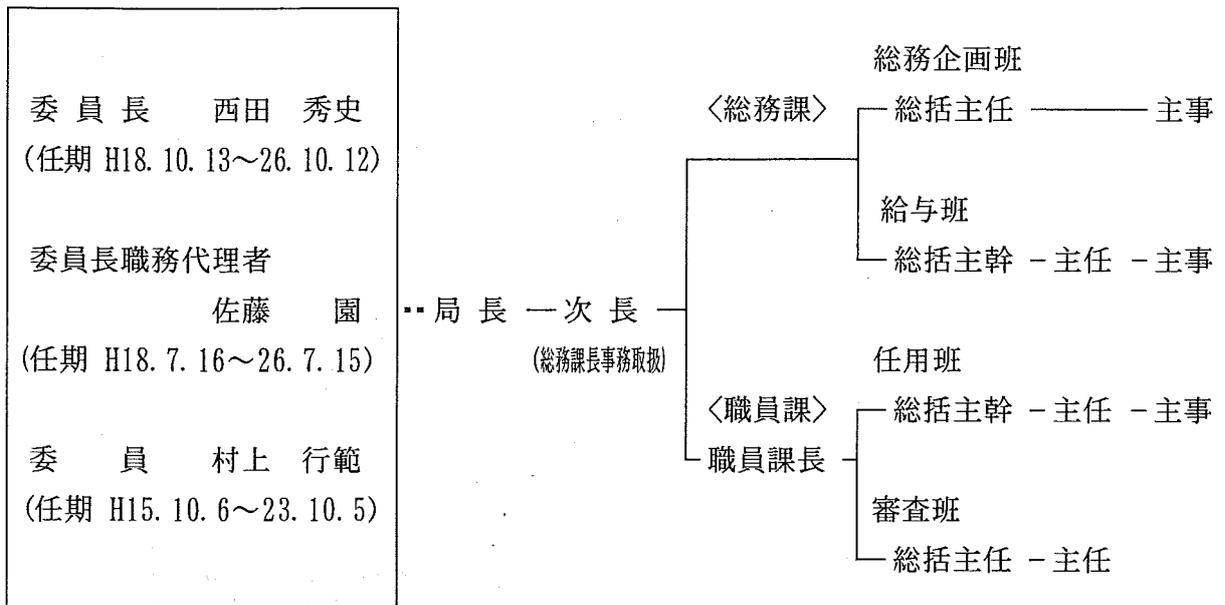
総務委員会資料

平成23年度主要事業の概要

平成23年5月19日

人事委員会事務局

◎ 組織及び職員構成



職名 区分	職員							計
	局長	次長	課長	総括主幹	総括主任	主任	主事	
職員数	1	1	1	2	2	3	3	13名

◎ 主要事務事業

1 給与等に関する報告及び勧告

職員及び民間の給与の実態など職員の給与の決定等に関係のある基礎的な諸条件について調査し、その結果を議長及び知事に報告し、必要に応じて給与等に関する勧告を行う。なお、昨年は、給与等に関する報告及び勧告を10月7日に行った。

2 採用試験

本年度の県職員等の採用試験の実施（予定を含む。）は、次のとおりである。

試験名		受験資格	第一次試験日
県職員	A	昭56.4.2～平2.4.1生まれの者	6月26日（日）
	B	平2.4.2～平6.4.1生まれの者	
市町村立小・中学校事務職員	A	昭61.4.2～平2.4.1生まれの者	9月25日（日）
	B	平2.4.2～平6.4.1生まれの者	
県職員 （身体障害者対象）		昭56.4.2～平6.4.1生まれの者	10月16日（日）
警察官	A （10月採用）		昭55.4.2以降の生まれで大学を卒業又は平23.9.30までに卒業見込の者 5月8日（日）及び 5月7日（土） 5月14日（土） 5月15日（日） 5月21日（土） 5月22日（日）
	A （4月採用）	第1回	昭56.4.2以降の生まれで大学を卒業又は卒業見込の者・・・① 9月18日（日）及び 9月17日（土） 9月19日（月） 9月23日（金） 9月24日（土） 9月25日（日）
		第2回	
B		昭56.4.2～平6.4.1生まれでAの受験資格①に該当しない者	
警察事務職員	A	昭56.4.2～平2.4.1生まれの者	6月26日（日）
	B	平2.4.2～平6.4.1生まれの者	9月18日（日）

3 公平審査等

(1) 公平審査

職員（公平委員会事務受託市町村等の職員を含む。以下同じ。）からの給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置要求を審査し、判定するほか、不利益な処分を受けた職員からの不服申立てについて審査し、裁決又は決定を行う。

(2) 職員団体の登録及び管理職員等の範囲の指定

県及び公平委員会事務受託市町村等の職員団体の登録及び管理職員等の範囲の指定の事務を行う。

(3) 労働基準監督機関の職権行使

県が行う事業のうち労働基準法別表第1第12号に掲げる教育、研究又は調査を行う事業及び第1号～第15号以外の官公署における事業に従事する非現業の職員に係る勤務条件に関する労働基準監督機関の職権を行使する。

総務委員会資料

平成23年度主要事業の概要

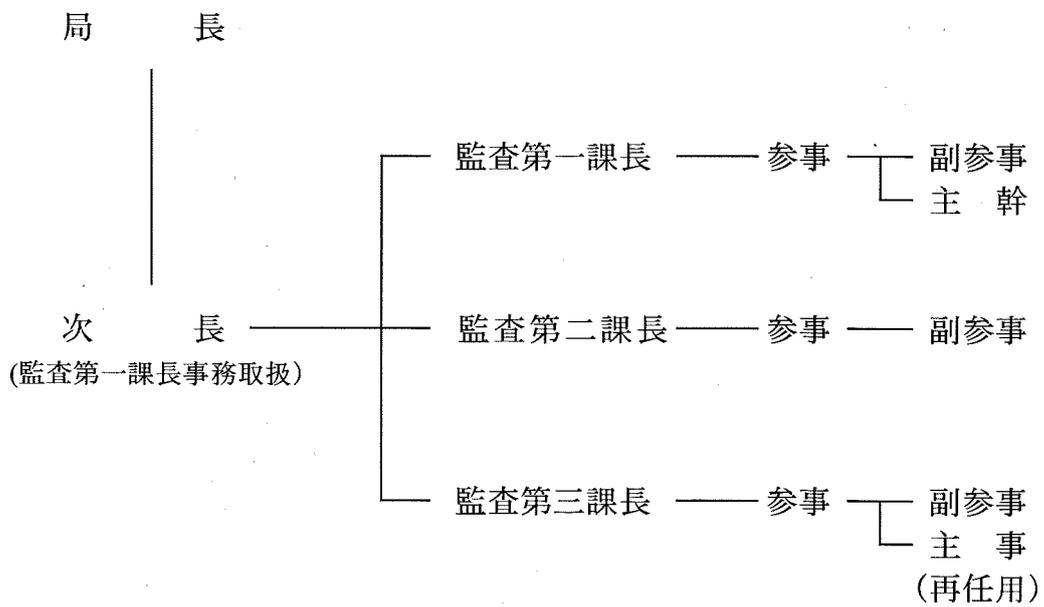
平成23年5月19日

監 査 事 務 局

1 組織及び職員構成

- (1) 監査委員 4名 — { 議会選出 2名 (非常勤)
 識見 2名 (常勤1名, 非常勤1名)

(2) 事務局職員の構成



(3) 定員

区分	局長	書記					計
		次長	課長	参事	副参事	主幹	
定員	1	1	2	3	7	1	15名

2 業務の概要

地方自治法の規定に基づき、県の事務事業の執行を検証確認し、合理的かつ効率的な県行政の推進を図り、もって県民福祉の増進に寄与する。

監査等の実施に当たっては、事務事業が効率的に執行されているか、組織及び運営の合理化に努めているか、また、事務の執行が法令の定めるところに従って適正に行われているかを主眼とするとともに、国の施策の動向、県の主要施策、予算議決の趣旨、前回の監査結果などにも十分留意し、広い視野に立ち、周到な準備のもとに監査等に当たるよう努める。

また、包括外部監査が効率的に実施されるよう、必要な調整を行う。

(1) 財務監査（定期）

本庁監査対象数	14部局等	実施時期	9月～11月
県事務所監査対象数	124箇所	実施時期	5月～10月
公営企業監査対象数	1箇所	実施時期	6月～7月

(2) 行政監査

テーマを定め実施する。	実施時期	5月～2月
-------------	------	-------

(3) 財政的援助団体等の監査

出資・出捐団体、補助金交付団体、貸付金貸付団体及び公の施設の指定管理者を対象とし、抽出のうえ実施する。

実施時期	11月～2月
------	--------

(4) 例月現金出納検査

会計管理者及び公営企業管理者から提出された検査資料に基づき実施する。

実施時期	毎月
------	----

(5) 決算審査及び基金運用状況審査

一般会計及び特別会計の決算審査並びに基金運用状況の審査

実施時期	8月～11月
------	--------

公営企業会計の決算審査

実施時期	6月～7月
------	-------

(6) 健全化判断比率等審査

健全化判断比率及び資金不足比率の審査

実施時期	8月～11月
------	--------

(7) 住民監査請求

住民から請求があった場合に実施する。